御一門以下御家中格式名目之次第

乗馬二疋、二男迄御直元服、七十人賄料乗馬二疋、嫡子六十人賄料、

御家中格式

御一門

家名方

所持同格

寄合同並

(本文なし) **無**と)

小番 附

新番

御小姓与

小十人組

足軽 与力 郷士

御馬廻

八七三 (の1)

御一門ト唱候事、家筋ニ付テ、御身近キ面々ヲ御一門

有之御方ヲ御一門ト可申候、当分ハ兵庫殿・周防殿(島津久等) (島津久等) ト唱申間敷候、平日御取持モ相替、御礼日ニ御挨拶

小源太殿ニテ候、(後、島津貴儔)

正徳元年卯十月

(一八七三の2)

兵庫殿・玄蕃殿両家格別ノ家柄タルヲ以御一門ト被門、カル治ド(賃賃、垂メ)惣体一所持ノ列ト相見へ候、元文三年午五月、初テ惣体一所持ノ列ト相見へ候、元文三年午五月、初テ 按スルニ、此時未御一門ノ家格屹ト相定候儀無之、

一所持ノ列ヲ離レ、別ニ一等ノ家格被相定候、

相建、

諸家役々

諸家中

562

仰付候、同元祖周防守忠綱越前国守護代ニ将軍家直 同年九月、壮之助殿越前家家跡相続被仰付、(後、忠紀) 同列被

以後及断絶居、右通代々直勤家、格別之家柄ヲ以、 勤之家ニテ候処、左近将監忠長於播州朝日山戦死、

之順被仰付候、然トモ玄蕃殿儀ハ格別ノ御間柄ヲ以、 御一門ノ上席被仰付、夫ヨリ兵庫殿・玄蕃殿ト家格

跡相続被仰付、 其通二候、且其後延享元年子五月、三次郎殿和泉家(後、忠卿) 其身一世家格無構御一門上席被仰付、当美作殿マテ 同敷御一門ノ列ニテ、家格玄蕃殿次

ニ被仰付、当分此四家御一門ト唱、一所持ノ頭ニ被

召置候、御殿御用向等以留主居被聞之候、其外格式

追々被 仰出、 左条二記候

(一八七三の3)

一御元祖ノ御二男周防守忠綱家中絶候故、 ^(行間集書) へ相続被仰付、 高一万石被下、居屋敷ハ御用屋敷ヲ被 右家壮之助殿

下候旨被仰渡

元文二巳三月

(一八七三の4)

一島津壮之助殿〈越前島津家相続被仰付候節、(行間朱書)

一所 プ地

,内・薩州吉田ノ内被下候

可被下旨被仰出置候ニ付、元文三午八月廿七日、帖佐

島津壮之助殿私領惣名重富ト被名付候旨被仰渡

元文四未三月十五日

(一八七三の5)

一三次郎殿

総州様御三男被立、島津ノ御称号拝領、 和泉家名跡

磯附御高一万

石拝領被成筈ニ被仰渡候、 延享元子五月廿六日

(一八七三の6)

一島津三次郎殿へ一所ノ地、(デቨ紫書) 今和泉ト可唱旨、 於磯 御直被 頴娃・指宿ノ内被下所ノ名、 仰出候

延享元子十二月三日

(一八七三の7)

|一御先祖ノ御二男周防守忠綱家中絶候故、(行間朱書)

続被仰付、高一万石被下、居屋敷ハ御用屋敷ヲ被下候、 壮之助殿

563

へ相

一家格連名ハ島津善次郎殿上ニ被仰付候、

一当分ノ座席、玄蕃殿・壮之助殿・善次郎殿ト被仰付候、

一紋所十文字被用筈候、

右之通被仰付候間、御役人限承知仕候様可致通達候、名字島津ト被致筈候、今程ハ先此内ノ通ノ筈候、

元文二年巳三月(1)

以上、

主殿(島津久貫

一八七四

ニテ橋涯ニテ下乗有之候ヘトモ、向後御門涯ニテ下乗一御一門登 城ノ節、御門涯ニテ下乗被致筈候処、仕来

モ不宜候故、御門涯ノ筋ニテ下乗可有之旨被 仰出候可被致候、北御門同前ノ筈候ヘトモ、下乗ノ場所都合

段、安永二年巳五月被

仰渡候

一八七五

麻上下為致着用候樣被「仰出候、「御一門先供ニテ行烈ノ節、向後刀番両人被召列、尤、

同年五月

一八七六

上有之候ヘトモ、向後中之口ヨリ参上被仰付候、其節一御一門方、何ソニ付不屹立節ハ、御近習末之口ヨリ参

ハ家来先達テ只今登 - 城之段御目付へ申達、御目付ヨ

リ表坊主へ申達、御目付・表坊主一人ツ、中之口へ出

テ表御小姓へ相渡、尤、夜入候節ハ手燭相灯致案内、迎、鳴子之間マテ相付、刀ハ表坊主持之、鳴子之間ニ

御暇ノ節ハ右同断、

一御一門方登(城ノ節、敷舞台入口杉戸辺マテ刀被帯、

夫ョリ表坊主相受取、御家老座へ被罷通候ハ、御座マ

へ相渡筈候、刀番モ両人ツ、被為列候様、先達テ被仰テ持之、御近習へ被罷通候ハ、鳴子之間ニテ表御小姓

奏引、句人名引,勺一人、即或勺枚先左、一人ヲあニ付候ヘトモ、右通坊主ヨリ刀取候ハ、刀番仕向ハ無之

相附参り、高欄上板敷ニ刀不持候テモ可扣置候、鳥渡像間、両人召列ノ内一人ハ御城内致先立、一人ヲ脇ニ

用事有之節ノ為ニ候、刀持居候テハ内へ通シ候儀不成

様、却テ相見へ候トノ御沙汰ニテ候

一御一門方へ殿中其外ニテ諸人参合候ハヽ、差扣又ハ慇

懃ニ致平伏候様可有之候、

一御本門前、御一門方先供立候テモ不苦、鑓ハ伏セ候様一於御寺方モ右二ヶ条ノ趣可準候、

被仰付候旨被仰渡候、

同年巳正月廿日

一登(城之節、鳴子之間ョリ表御小姓両人相付候様被仰)

付候、退出之節モ同断、

但、夜入候ハ、手燭可相灯候、

一登一城又ハ退出之節、手燭相灯候様、先達テ申渡置候、

右ヶ条外ノ儀ハ都テ先達テ相達置候通候旨、(以下欠)大手燭ノ儀ハ先立ノ御目付ヨリ可相灯候、

同年巳五月

一八七七

御一門方、何ソニ付中之口ヨリ参上ノ節、御目付一人

出迎候様申渡置候ヘトモ、両人出向、鳴子之間マテ前

後ニ可相付候、ハッ以後御両人引続登 城ニテ差支候

ハ、一人可相付旨、同年五月廿五日被仰渡候、

払被仰付候、右ニ付テハ退出之砌、御近習役ヨリ御目一退出ノ節モ登(城ノ節之通、中之口ヨリ御門番一人先

候ハ、都テ手当相済候首尾承届、其段御近習役へ御目付へ為知有之筈候旨、御目付・御門番へ可申通候、左

付ヨリ可申出候

ハセハ

御一門方登 城之節、刀番一人高欄ニ自分刀持上候儀

御免被仰付旨被仰渡、

同年巳六月二日

一八七九 (の1)

被仰渡候旨、安永十年丑四月従江戸申来、御一門方於御座之間 御目見之節、以来脇指被帯候様

(一八七九の2)

御一門方登 城ノ節ハ刀被持通候ヘトモ、以来ハ刀番

持之、虎之間御縁頬上リ行詰御杉戸前へ可罷在候、尤、

可罷通候旨、

巳十一月

嫡子・隠居モ同断可有之候、

但、御内証ヨリ被罷登候節ハ有来通、

上リ候テ右之方ニ可差置候、一御一門方刀番、当分被究置候場所ニハ差支候間、

其儀、先立一人ニ可致旨、(以下欠)(以下欠)の側一門方登(城ノ節、跡先御目付付来候へトモ、不及)

巳十一月廿三日

一 八八二

高欄

一御一門方登(城之節、手鑓・乗馬・合羽籠等ハ下馬所

へ残置、長柄ノ儀ハ天気次第 御城内へ被為持候様可

有之旨被仰渡、

天明七年未七月

一八八〇

主人ノ刀持可罷立候、尤、御一門方刀番、向後ハ登御一門方刀番、主人退出前ハ混乱ノ事候間、刀帯候テ

候条、此旨可承向々可申渡候、 ^(〈脱カ) 城少先高欄口ヨリ罷上リ、横目へ断罷在候様、被仰付

午二月五日

八스

御一門家ノ座席、其節々御間柄ヲ以被相定事候、然ト

応家格ノ順候、備前殿身分ニ付テハ格別ニ候間、一世・平座順時々相替候テハ家格ノ詮無之候条、以来座配可モ座順時々相替候テハ家格ノ詮無之候条、以来座配可

仰渡、

可為上席、

其外前文之通可被仰付旨、被

仰出候段被

安永二年巳十二月廿五日

一八八

一御一門方刀番ハ別段ニ差越可被申、尤、股立取ニ不及、

罷通候節、何某殿家来ト御杉戸脇へ相詰候横目へ相断

八八四

へ被参上候節ハ 御乗物戸明候様被仰出候、被取来候ヘトモ、向後不及其儀候、且又平日 御途中一御発駕当日、御一門虎之間前御庭へ被罷出候節、股立

安永二巳五月

一八八五

一御一門方登(城ノ節、刀番一人高欄上ニ自分刀持上候)

安永二巳六月二日

御免被仰付候旨被仰渡

(一八七八号文書に同じ)

一八八六

御噺被、御意候ハ、玄蕃殿・壮之助殿・兵庫殿右三人、『夢遊』り被仰聞候ハ、『総州様ヨリ島津権左衛門へ「島津久純」

御用ニ付表向ニハ前々ヨリ之通、殿文字ヲ付可申事ニ

御前ニテ兵庫殿・玄蕃殿噂申候節モ様付候様ニト御意候、左モ無之節ハ様付ニ可申付事ニ候、此段ハ先年

可罷在候へトモ、御役ヲモ不勉、尤、末々ノ者トモハ為有御座事候、然トモ御役ヲモ勉候面々ハ其心得ニテ

ニテ噂ヲモ仕候儀不相応ニ候、仮令ハ゠公義一位様御用ニ付殿付候ヘハ平生参会ニモ殿付候事ト覚、其ス

②w 事ニ候、且又進物目録認候儀、進上ノ字無、 御主人 御文被上候節モ

右衛門督様

刑部卿樣上御書上被成

東修理亮様ヨリ御進物目録ノ節ハ進上ノ字被為付候へ慇懃ノ方ニハ目録ニ進上ト可相認事候、此御方様へ伊様へ《差上候目録為書所ハ不書記様覚候者モ可有之候

ノ字可付事ニ候、

ハ、傍輩トテモ為致屹、

御役人者軽キ格之面々ハ進上

談、右心得ニテ罷在候様、寄々可申聞旨被仰渡、門殿 御咄被遊 御意候間、承知仕、御用人中へモ申右ノ段ハ屹此節被仰渡儀ニテハ無之候ヘトモ、権左衛

元文三年午十二月廿八日

家名方 二疋、部屋栖ハ三十人賄料、乗馬一疋、万石以上六十人賄料、万石以下五十人賄料、乗馬

一八八七(の1)

一家筋ニ付テ、独礼ノ面々ヲ大身分ト唱可申候、当分ハ

内匠・左衛門・又次郎・筑後、 上下略、 正徳元年

卯十月仰渡、

(一八八七の2)

テ一所持ノ内ヨリ四人被召抜、大身分ノ名目被相定按スルニ、以前大身分ト唱候、正徳元年卯十月、初

左衛門・周防・筑後三家ヲ大身分ト被召建、家格御候ヘトモ屹ト家格為相定儀ハ無之、元文三年午五月、

一門ノ次ニ被相定候、同年九月図書家同格被 仰付、

合並マテノ惣名ヲ大身分ト唱被相改、前条四家ハ銘々右四家大身分ト唱来候処、天明年間、一所持ヨリ寄

家名ヲ以相唱候様被仰付候、尤、格式ノ儀ハ是マテ

/ 通相心得候様被仰渡候、

一八八八

一御用向留主居ヲ以被聞之候、

一大身分登(城ノ節、表坊主相付候儀、大目附格以上ノ

仕向ノ通被仰付候、

安永二巳六月廿九日

一八八九

- // / /

寄合以上ノ惣名 大身分

ノ内大身分ト申来候分ハ夫々家名ヲ以相唱可申候旨但、家格夫々相分候節ハ是迄之通、尤、是迄一所持

被仰渡、外略ス、

右之通被相改旨、(被仰渡、脱ヵ)

天明六午七月廿五日

(宮之原通直)

八九〇

落穂集

一島津左衛門殿一蓑御事、

ニ、 浄国院様御家督御初入部、宝永二| 養 (fg) 大玄院様御代ニハ横目頭隠居号御事、 大玄院様御代ニハ横目頭隠居号

『予系』などない、 曹国院様御家督御初入部、宝永二二テ御勉候処ニ、 浄国院様御家督御初入部、宝永二

御格能御成被成侯、

一八九一

| 小源太殿一所持、周防殿ハ一所持格ニテ候、(青壽)

様ニト被 仰出候、

正徳二辰十月三日

黒葛原源左衛門 取次

時一所持皆定府ニテ使者差上候儀不相当ニ付、 奏者番へ謁、御礼被申上候処、 中将様思召ヲ以、 . 銘々持

当

成、近年新家ニテ被召立候一所無之人モ家格一所持ト 参太刀ニテ御礼被仰付候、当分ハ一所持トハ家格ニ相

此段承候

テ、公義大広間同前ノ振合ニテ、右へ着座ノ面々ハ古 被仰付候衆モ段々有之候、御対面所ハ表向ノ御客座ニ

人数連名ノ場ニ有之、

来有功ノ諸家、屹ト御取扱被仰付候面々ト相見得候

八九二

所持同格

古代一所衆ト有之、頴娃・肝付・東郷・入来院・種子

島・袮寝・佐多・北郷家等ノ如キ御支族、他家ニ不依

様御代正徳二年、右様家々、当時一所無之モ都テ家格 古来一所ノ地ヲ領候面々、是ヲ一所衆ト唱候、 総州

所持ト被定置、年頭・八朔、御対面所着座ニテ御祝

儀被仰付候、古代右様ノ衆一所へ罷上候節ハ、年頭 朔、 使者ヲ以、御太刀・馬代進上ニテ御礼被申上候

古例ヲ以、寛政之初マテハ家々使者ヲ以、於台子之間

寄合同並

八九三

以前組頭格ト申候、 目有之、御旗本ノ内三千石以上ノ面々ヲ寄合ト申、 代、御寄合衆座体ト申儀有之、且又 御談合事ナト御寄合有之候面々ヲ申候哉、 ノ格式被召建候、旧記並覚兼日記ナト相見へ候、其比 総州様御代正徳二年、 公義へモ右之名 初テ寄合 忠治公御 布

衣以上ノ御役相勤候人ハ其身一世寄合被入置候由、旁

以寄合ノ家格被召建候哉、故ニ当番頭以上ハ其身一代

寄合ニテ御家老与被召入置、大目附以上相勤候人ハ代々

付候 寄合ノ家格被仰付、年頭・八朔、 於 御書院御礼被仰

> 申候、 末略、

右之通被相改候、

(宮之原通直)

(一八八九号文書に同じ)

午七月

与帳前書之内 一八九六

忠治公御代御寄合座体

御屋形様

新納殿

佐多

蒲生 若州

吉田

老中

相州

豊州

無相台

北郷

樺山

川上

北原

一八九四

触被仰付事候間、被得差図、当与相除、御家老与ニ入

与中ニ向後与頭列以上ノ〈新家ニ相立候者、

御家老直

候様可被問合候事、

但、当時ノ与頭衆モ御役被差免候已後何レモ御家老

珠全

御屋形様

入来院

秋月

老中

東郷

樺山

祁答院

以上、

八九五

天明六年七月

寄合以上ノ惣名

但、家格夫々ニ相分ケ候節ハ是迄之通、尤、是マテ 大身分

候様可有沙汰事、

御役御免タリト云フトモ家督内ハ御家老与ニ被入置、

直触ニ罷成筈候、其身計与頭以上ノ御役被仰付候人、

隠居以後家督ノ家内ニ可被召入候条、御格式不混乱

与頭直触ノ御格式、此節被相定候間、御格式相当くの2

人

又ハ直触ノ小組立帰候儀トモ無油断承届、時々被得差

570

所持ノ内大身分ト申来候分ハ夫々家名ヲ以相唱可

被仰渡

可申上候、不限

御城内、於何方モ右次第可相心得旨

図、帳面可有首尾事、

与頭中 御城ニテ寄合、此節被相定候間、与中何ソ用の際と

已上、

事不滯様、

時々致寄合可有沙汰事、

一八九七

一即去事, 節、 即番頁字/享保三戌

享保三年戌十一月廿日一御法事ノ節、御番頭寄合日無用可致旨被仰渡

一八九八

寄合並ノ面々、御礼事等ノ 御目見罷出候節ハ、御用

人・町奉行・御近習役・寄合並ト罷出、御礼可申上候

尤、嫡子計ハ親同前ニ 御目見可罷出候、二男以下ハ

持格・寄合ノ二男・三男、同席次第不同罷出、御祝儀年頭・諸節句又ハ屹立候御祝儀事ニハ、一所持・一所

元文元年辰十二月廿日

(島津久貫

一八九九

一組頭・番頭以上ノ御役々被仰付候節ハ、子孫マテモ寄

合ノ格ニ相成候、以前ニハ右通為定儀モ無之候ヘトモ、

近年右之通ニテモ、向後ハ寄合以上ノ格ニテ無之、寄

付候節、其身ハ御役ノ格式ニ仕、子孫ハ本ノ格式ニテ、合並小番相勤候家筋之内、与頭・番頭以上ノ御役被仰

之候、大御目附以上ノ御役被仰付候節ハ家筋マテモ寄親与頭以上ノ御役相勤候内モ本之通ノ勉格式ニテ可有

合ノ格ニ可被仰付旨被仰渡、

正徳三年巳三月十五日

落穂集

九00

巻頭ニテ有之候、然ルニ此家ハ寛陽院様御子様ノ内、年ノ御用人ニテ、『浄国院様御初入部ノ比、御用人ノ年ノ御用人ニテ、『浄国院様御初入部ノ比、御用人ノ年ノ御用人ニテ、『書書』、「個人」(個人)

571

左門殿何ト思召候哉、 見得申候処、宝永二酉年九月ノ比、七郎右衛門殿五番 礼ニハ御出候ヘトモ、御用人ノ養子故、平侍ノ家格 殿・頼母殿、 千石宛御給、 3 組頭ニ被仰付、 ニ被仰付、御高七百石被付下、左門殿ト申上候テ、 リ段々御異見有之候へトモ曾テ御承引ナク、 貴聞、 願之通御免被仰付、 末々へ御子様御一人右七郎右衛門殿養子のと 御家立候御衆三家被成御座大蔵殿• 家格寄合二被仰付候、 養違変ノ思召立故、御舎兄様方(子殿カ) 御懐方ノ名字ニ被仰付、 然ルニ其比ヨ 御願出 独

税所左門殿ト被称、 喜入家へ御預ニテ御在所鹿籠へ蟄

新家手簡 九〇一

居被仰付置候

寄合衆ト タ = 勿論ニ候、 丰 ワカタレ候、大身ト申ニモナク、 衆中ヲ組合セラレ、 中事 小身ノ衆ハ御番衆与ト申候テ是又一備 ハ **、** ムカシハ大身ノ衆ハ一 年寄衆ノ下ニ附ラレ候テ備 御番ニモ入ラレ 備 々々自分備 Þ カ ヲ

モ

۲

ナク成リ来リ候、文暦ノ御時ニ至リ、(何トナクカ)

初政二彼

クス **侯**ク 、ナ レ候故ニ、寄合ノ面々、嘉定・玄猪ニ出候ハヌヤウニ 中御座近ク参入ノ成カタキ大半有之候、 支配ノ事ニ付テ給リ候手紙トモ見セ語ラレ候キ、 三年前ニ九十ハカリニテ死セラレ候遺老、 及ヒ候事ニテ、 御役ヲモ御近習ノ御番ヲモ勤候ヲ、 中交替衆ト申ハ殊ニ限リ有事ニ候キ、 坂陣ノ時ノ御備定ヲ御覧合セラルヘク候此比マテハ年寄 シ入ラレ候故ニ、 節朔ノ仕ヲト、メラレ候程ノ重罪モナク候衆、一タヒ ト申スモ限リアル事ニテ、皆々年寄衆支配ニ候キ、 ノ事ニナリ来リ候へハ、 ハヤク礼畢リ御座ヲタ、レ候ヤウニ役人中取ハカラ メサレ候事ニテ、人ノ数スクナキ 御役不相応、 是レニヨリテ、 ッ イニ若年寄衆ノ支配ニナリ候トテ、 日々月々ニ其数ヲマシ、今ハ千人ニ 御番不相応ナト、申事ニテ、 玄猪・嘉定ニテ寄合ノ面 厳有院様御代マテハ寄合衆(繁紀) 皆々寄合ノ中へヲ 朩 ۲ 其上其比ハ少 ヲヨ 常憲院様御代 昔老中ヨ シト サスガ 如此 メ 々 其 -1)-IJ

ワカタレ候、其衆ヲ寄合衆ト申タルニ候、其証ハ、大

事ヲ問ヒ候、

某申答候事ヲ通訳シ候ヘトモ、

トカクワ

クトノ御事ニ付テ、コ、ニヲヒテ寄合ノ面々又玄猪ニ元ニテモ御覚可被成候、サテ何事モ祖宗ノ旧法ノコトスニ至ル迄、凡三千余人、一時ニ御免シ候事ハ定テ其見遠慮ナト申ス人々ヨリ始候テ、御預ケ・遠島ナト申

ミ申候、ソノ翌年カニ又寄合三人ツ、出候ヘシ、但シ候テ、玄猪ニ寄合出仕無用トノ事ニテ、是ヨリ又相止沙汰改ラレ候ニ付テ、 祖宗ノ旧法ヲ併テ改ラレ候モ

モ嘉定ニモ出仕候、当代ニ至リ候テ又毎事

文暦ノ御

末略ス、

其人ヲハ上ヨリ差定アルヘク候由ニテ、今モ三人ツ、

先期ニ若年寄中ヨリ差紙ト申モノニテ御申付候ト承候

ニ付テ大キニ難儀シ事有之候、詮ナキ事ナカラ、事ノ中略、「寄合ノ事御尋ニ付、思ヒ出サレ候、某此事

次手ニ御慰ノ為申ツ、ケ候、其事ハ先年朝鮮ノ賀聘使

扨当地へ来候時、某始テ見舞候へハ、訳人シテ初ニ此トハイカナル義ソト尋候ニ、答候処、分明ナラス候テ、ニ、訳人、寄合衆ト申スモノニ候ト答候時ニ、其寄合対州ニテ某事ニ及ヒシ事ニテ、イカナルモノソト尋候

ハ、正使モ地ニ画シテ、義始明白ト申候テ笑ヒ候、各合其衆於一麾下、以成一軍、俗呼云寄合衆ト申候へ故ニ、其正使ニ向ヒ、地ニ画シテ、凡兵少不足成軍者カレカネ候テ、対州家老平田隼人モ気ノトクニ存候体(タ)

小番 騎馬拾人賄料

九〇二

名不見当候

江戸へハ御馬廻ニテ不参者モ有之候間、御国元ニテハ書記有之候所モ小番ト相直可申候、小番相勤候者ニモ此間御馬廻ト書記候ハ小番ト書可申候、此跡御馬廻ト

享保三戌四月十一日仰渡、蔵人、右之通書調可申候、(伊集院久炬)

小番家ノ部屋栖、小番ノ御暇小役人勤致居候者、御暇 差上、継目家督相済、 一往家格ノ致勤方、其後又々御

暇申出、外小役人勤致候儀ハ左モ可有之候ヘトモ、本 ノ役儀ニ被仰付候儀、自由ヶ間敷候間、以来右体ノ願

申聞旨被仰渡 申出候テモ容易ニハ被仰付間敷候間、此旨御役々へ可

天明四辰九月

九〇五 当国騎馬数ノ儀御尋候ハ、、士ハ過分御座候ヘトモ騎

其物ニモ騎馬ノ者モ御座候、

馬ハ相応程無御座候、城下ノ外諸郷ヘモ士トモ召置

寛政元上使御答書

乍然右巳下ニモ騎馬相勤者モ御座候由可申上候!

九〇六

口達之覚

IJ

小番之儀、騎馬役ニテ馬上ノ勤兼テ不心掛候テ不叶事

候ニ付、先達テ無役ノ人へ馬稽古ノ儀、若年寄衆ヨ

御沙汰ノ趣有之、申渡人別書付ヲ以申出候、就中、

御

役人中専其心得可有之事候間、右之趣申聞置候様、 致

承知候間、 此段申達候、 以上、

天明八申三月十七日

伊地知嘉右衛門取次

九〇三

九〇四

小番ノ儀、

若年寄支配

一代小番•部屋栖一代小番、右同断、

新番ノ儀、大番頭支配、

一代新番・部屋栖一代新番ノ儀、

右同断

右之通以来被相定旨被仰渡

天明六午十一月三日

主膳

月次御礼罷出候御役人ノ内、十人御賦ノ場ノ御役被仰 付候へ者、江戸詰不仕候へトモー代小番被入候間、新

可申聞置候 番人帳可相除候、勿論其身ニモー代小番ニ被入候段

御馬廻被仰付候無役ノ人ハ、江戸詰相仕廻罷下、 入ノ願申出候節、 享保二年子(酉ヵ) 一代小番二可被入候、 末略ス、 御番

九〇八

落穂集

今ノ御馬廻ハ本ハ乗馬衆ト申、又ハ平騎馬トモ申候モ、 ®を 寛陽院様御代、騎馬計ニテハ御不勝手ノ筋ニ候哉、(光久) 御家督ノ年、於江戸御馬廻ト被改、 新御番ノ儀ハ、 又

テ中間二人・沓籠持被添、外ニ合羽籠持被下、 小荷駄衆ト申候テ六人賦ニテ被遣、 騎馬ニハ難被仰付、 御徒衆ニテモ難被遣故ニモ候哉 於江戸ハ御借馬ニ 御使者

勉有之候ヲ新御番ト被改候、其時分ハ新御番ハ御取次

ニ不被勉、御取次ハ御着脇御馬廻ノ内ヨリ物馴候人名®は 指ヲ以被仰付候、十人ニテモ候哉、其上ニテ候哉、人

数ハ覚不申候

御家督脇ハ 太玄院様御代之通、御馬廻五十人・新御(舞)

減、御馬廻人数致減少、新御番相重…、都合五十騎罷 番十人、都テ騎馬六十騎ニテ候、其後御倹約ニテ被相

成、 又相減、御目付ヲ加ヘ四十騎ニ相成、新御番弥相

重:、廿五六人罷成候

昔ハ父子騎馬、曾テ不成御格ニテ候、予先祖伊集院筑 忰伊集院左京御小姓ョリ御南戸奉行被仰付、十三人賦(網) 被下候節、親筑前事ハ隠居奉公ノ役候ヘト有之、十三衛上候の 前ト為申者、納殿役人相勉、十三人賦ニテ候処、筑前

家光公 小姓ニテ六人賦被下置候、其外櫻田御屋敷へ 公方様 積被仰付相勉候モ未御小姓ノ内ニテモ、是ハ為差立勉 ®® 人賦ヲ被相減六人賦ニ被仰付候由申伝候、左京事ハ御 相国様秀忠公両日御出ノ時分、 御舞台ニ要脚

献上・拝領〈被成侯、 垂水・日置御両家ヲ初 所衆不残御務ニ候、 公方様へ被成 御目見、 右通父

ニテ、

子騎馬者被成事候処ニ、 其後ヨリ御用人ノ子ハ大方御馬廻被相勉事ニ罷成候、 被成事候処ニ、能仕合ノ由、専沙汰有之候ヲ覚居候、 被仰付、父子馬立ニテ候、其時分予モ詰居、親子騎馬 兵衛殿子息同姓権兵衛殿新御番ニテ被詰居、 御参勉ノ年ニテモ有之候哉、御側御用人菱刈新五 浄国院様御家督以後、二度(青貴) 御馬廻ニ

昔之御馬廻ハ夫銀ト申候テ於江戸被下候由、 直ニ咄承置候、イカサマ髙一石ニ付銀一匁位ニテモ有の糠___ 兵衛殿騎馬ニテ江戸詰ノ節、夫銀三百目近ク為申受由、 肝付五郎

ニハカラ尻代相渡、 ハ、御馬廻ハ道中ハ歩行ニテ罷通筋ニ罷成候、新御番 御歩行モ役掛ニハカラ尻被下事候

御馬廻乗馬賦被相引候へハ、カラ尻代被下筈之理

御馬廻被下方段々被相減候節、道中馬賦被相引候、然

之候哉、五郎兵衛殿持髙ハ二百八拾石余ニテ有之候、

二候

一九〇九

伊地知助右衛門シラヘノ内

新番

当分ノ小番士ト相成候

替候、只今ノ小番格式ハ

浄国院様御代寛永年間ョリ(言貴)

何レモ為差立衆ヨリ被相定候、当分ノ小番トハ格別相

都テ小番ノ列ニテ候、

寛陽院様御代マテハ其通ニテ、^(光久)

右面々ハ

職相勉候人ノ嫡子、其外家ノ衆ヨリ被相勉、(⑰雾の上|字空百あり)

小番・大番ト二段ニ被分置、小番ハ一所衆又ハ御家老

九一〇 (の1)

御番頭

新御番

内御台子之間へ相勉候節之通相詰、 右、御台子之間ニ御番相勉候ヘトモ、向後大番所へ此 小番差支候節ハ小

番ニモ可相勉候

右之通被仰渡

576

龍伯様国分へ被成御座候時分ョリ御番人(義タ)

小番ノ儀、

申二月十五日

定

元文二年巳七月六日

右ニ付、主計殿ヨリ、小番人差支候節ハ昼番・夜番ニ

不限小番所へ差寄可相勉、平日ハ右仰渡ノ通、大番所

へ四ツ八ツノ間相勉候様可被申渡旨、口達ニテ被仰渡、

(一九一〇の2)

一新番ノ儀ハ、此節ヨリ大番所へ相勉候様被仰付候、支朱書 人ノ方へ差寄相勉儀ニテハ無之旨被仰渡 所へ相勉儀ニハ候ヘトモ、大番人差支候節トテモ大番 度ノ儀ハ此内之通、上下着用ニテ可相勉候、右通大番

九二

落穂集

新御番之儀ハ、 手ノ筋ニ候哉、又ハ騎馬ニハ難被仰付、御徒衆ニテモ 寛陽院様御代ニ騎馬計ニテハ御不勝(※タ)

難被遣衆ニモ候哉、小荷駄衆ト申候テ六人賦ニテ被遣、

於江戸ハ御借馬ニテ中間二人・沓籠持被添、外ニ合羽

哉、 ノ内ヨリ物習候人、名指ヲ以被仰付候、十人ニテモ候 籠持被下、御使者勉有之候ヲ新御番ト被改候、其時分 ハ新御番ハ御取次ハ不被勉候、御取次ハ御着脇御馬廻

其上ニテモ候哉、人数ハ覚不申候、

御小姓与

享保十三年申

新御番三代相勉候者ハ代々新御番可被仰付、御格被相

九二

大番 三人賄料

九一三 (の1)

御小姓与・小十人・郷土マテ皆大番格也、

番

ハ御殿へ

直宿交代ノ名ニテ候、昔

577

禁裏警衛ノ士諸国ヨリ交代

ヲ以被仰付人数、是ヲ内裏大番ト唱候、建武二年内裏

大番ノ交名記ニ、

(一九一三の2)

内裏大番、従来三月朔日可致勤仕、薩摩国地頭• 御家 人交名事、次第不同、

但、当分鎧・甲・直垂、テウツ

カケアルヘシ、以上、

大隅次郎三郎 式部孫五郎

周防蔵人三郎

渋谷小次郎

矢神左衛門次郎 知覧四郎

渋谷彦三郎入道 指宿郡司人道 光留又五郎 朝倉孫三郎

建武二年二月晦日

(一九一三の3)

右之通相見へ候へハ、 内裏警衛之事諸国武家へ被仰

付、交代ニテ致勤番候ト相見へ候へハ、右之古規ヲ被

小番モ右之意ニテ、内衛・外衛ノ差別有之、大番ハ外 候哉ト相考候、其以前於 為模、於国分 御屋形警衛被仰付候人々ヲ大番衆ト申 御当家大番ノ名目不見当候、

衛ニテ内衛ノ人々ヲ小番ト相唱候哉、新番ハ正徳年間

被召建、其時分考行ノ間へ御番相勤候由、当時大番所(孝)

へ昼之内マテ相勤候、

九一四

士之儀、御当地士鹿児島士ト相唱、書付等ニモ相見得

候ヘトモ、向後御城下士ト相唱可申旨被仰渡

寬保二戌七月

九一五

一是迄御城下士ト相唱来候へトモ、以来ハ大番ト相唱、(゚゚カ、゚゚ト含ト゚゚゚゚||*毒) 書付等ニモ相認候様被仰付候条、可承面々へ可申渡候、

天明四辰六月(1) (島津久健)

一九一六

御城下士ノ儀、以来大番ト唱、書付等致候様被仰付候 段、先達テ申渡置候趣有之候、右ニ付テ、御城下士ト

唱、

書付等致候儀二限、右通被仰付儀二候間、惣名何

文化四卯年改 一九一八

儀ハ是迄之通可相心得候旨被仰渡!

ソニ付諸士又ハ小番・新番・大番ノ唱、 書付等相認候

一九一七

天明四辰九月

大番格式之儀ハ、依勤場所、日勤ニモ上下着用可被仰

付候、一統右之格式ニ相心得、自分ニ相用候儀ハ勝手

次第、且鑓之儀モ可為同断旨、被 仰愈 渡出

用候儀ハ可依其場候間、時々可令差図候、尤、自分ニ

右之通被 仰出候、依之、上下・手鑓トモニ勤場ニ相

供人不召列候テハ不釣合ニ有之、就中、御関所〈等ニ 相用候トテモ、手鑓等為持候節ハ夫ニ準、家来ヲ初、

テハ委敷御吟味モ有之事候間、其段ハ兼テ相心得可罷 在旨、於江戸申渡有之候段、申来候旨被仰渡

天明五巳五月二日

家部三千二百四十三 人体一万千七百拾六人

一六与御小姓与

一九一九

天明七未

一御小姓与ノ二男以下別立候者、是マテ御小姓与ニ被入

来候へトモ、向後高五十石以下分地ノ者ハ小十人ニ可

被召入候、其余ハ有来通可有之旨被仰出候条、此旨可

致通達候

天明七年未七月

勘解由 (市田教屋)

小十人組 三人賄、大番格御取建後組入ノ者無之、

九二〇

小十人、組、新規ニ被相立候、依之、諸事左之通

持高四拾石余ヲ限、五拾石ハ不被差免候

579

家格御小姓与ノ次、与力之上、

無役ニテ江戸詰ノ節ハ御小姓与ノ場ニ可被差越候、

勤向、 書役•小役人二可被仰付候

初テ 御目見等ノ節、御書院囲内一畳目可差出候、

一小十人頭新規ニ被召立、右支配可被仰付候 小十人組頭モ被相立候条、小十人頭ニ相付可相勤候

小十人頭並小十人御番所、 別段可被相立候

右之通被仰付候条、此旨可致通達候、

天明七未七月十二日 (市田教園) 尤、仕向、御小姓与組頭之通可有之候

九三

小十人ヨリ養子ニ遣候儀、小番・新番・御小姓与共ニ 不苦候、其身代卑賤ヨリ被召出候体ノ者、子共養子ニ

遣候儀ハ、是迄卑賤ノ者ヨリ御小姓与ニ被召出候通可

二罷成候儀、是迄御小姓与家之養子ニ罷成候通、父方 相心得候、其外是迄之通、尤、郷士ヨリ小十人へ養子

免可被仰付候、此旨〈可申渡候、 従弟ノ続又ハ所高五石以上持出候者ハ、御吟味次第御

天明七未七月十二日

勘解由

九三

小十人頭

御役格、直触ニテ御右筆頭次

一御小姓与之二男以下別立候者、是迄御小姓与ニ被入来

召入候、其余ハ有来通可有之旨被 仰出候条、此旨可

候へトモ、向後高五十石以下分地ノ者ハ小十人ニ可被

九二

十人ノ御賄料

右之通新規ニ御役被相立候旨被

仰出候条、此旨可承

御役々へ可致通達候、

天明七年未七月(4)十二日

勘解由

致通達候

天明七未七月十二日

勘解由

(一九一九号文書に同じ)

郷士 三人賄料、 大番格

九二四(の1)

郷士之事、以前外城衆中ト相唱候、安永九子七月廿七 尤、身分ハヲノツカラ郷士ニテ、家格ノ唱大番ニテ候 日郷士ト被相改、天明六午七月廿五日大番ト被相替、

段被仰渡候、

郷士ノ儀、大番

間、 旨、去年申渡有之、諸書付等モ何方大番ト相認候ヘト 身分ノ儀ハヲノツカラ郷士ニテ、家格ノ唱大番ニテ候 モ、大番ハ家格ノ唱迄ニテ、身分ハヤハリ郷士ニテ候 以来片書等モ何方郷士ト相認候筋可相心得候、

(一九二四の2)

々へ不洩様可申渡旨被仰渡

天明七年未正月(18)

(島津久健)

按スルニ、衆中ノ儀、 龍伯公御代九州御一統、其後大閤ヨリ三ケ年御の際 前代士之通称ト相見へ候、 御

頂キノ節、

九州ノ士人御城下へハ難充、諸外城へ被召

置候付、 国分衆・加治木衆・飯野衆・栗野衆・鹿児島

通称ニテ、御城下士・郷士差別ト無之旨相見へ候、 衆・伊集院衆ナト郷々ノ唱分有之、イツレモ御家中

共、士名目ハ衆中ト申候哉、元禄年間マテハ諸書付ニ

長七年鹿児島へ御城被召建、鹿児島御城下ニ相定候得

之間ハ鹿児島士ノ名目ト相見へ候、 **モ鹿児島衆中ト認候段々相見へ候、** 外城衆中ト格式モ漸々相替候、 其後御鹿児島士ト 寛保二年ョリ御城 宝永・享保・元文

下士卜被相改候

九二五 (の1)

向

附郷土ノ儀、

格式何カ同然ニテ、夫々ノ人へ被召附、

蔵殿へ附衆中被仰付候ト申伝候、 之候、新納武蔵殿加世田ヨリ大口へ被召移候節、 被仰渡候 テニテ、郷士身分ハ不相替候、享保五年子五月左之通 川奉膳兵衛・白坂七左衛門両人共加世田郷士ニテ、 家来同前ノ振合ニ候、 然トモ郷士格式ハ何ソ相替儀無 然ハ其人へ被召附 酒瀬

武

御用人以上ノ御役新規ニ被召建候家筋ハ家来等モ無之

筈候条、附衆中一両人マテハ依願ノ訳御免可被遊候、

者御免被成間敷候、願出候者有之節ハ其心得ニテ吟味

新規ノ家ニモ分地ニテ別立、其家元ヨリ家来モ差分候

ノ上可奉伺旨 御意候

右之通被 仰出候旨、通達有之、

享保五子五月

(一九二五の2)

名

跡計高帳相残有之候ハ、御免被仰付旨被仰渡

一附衆中ヲ新規ニ取立度願出候テモ御免被成間敷候、

正徳三年辰五月

九二六

阿多衆中黒葛原長兵衛四男勘右衛門•五男七右衛門、

所帯方困窮ニ付、久志浦人成、御暇願出、御免有之、

享保十年巳三月

一九二七

外城衆中・座付士高下ノ次第吟味仕可申上旨被仰渡候、

外城衆中ノ儀ハ古来ヨリ士筋ニテ御座候、江戸詰等被

軽又ハ卑賤ノ者モ夫々ノ功ヲ以士ニ被召成、江戸詰 仰付候節、三人賦以上被仰付事ニ御座候、座付士ハ足

節ハ主従賦被仰付事ニ御座候、此儀ヲ以ハ、外城衆中

座付士ヨリ立増申候、吟味仕候趣如此御座候

以上、

ノ **儀、**

享保二十年卯七月九日

御記録奉行

与力 主従二人賄料

九二八(の1)

御納戸・御兵具方・御船手・御広敷・御厩等、 有之、皆向々ノ支配ニテ候故へ、以前ハ座付士ト唱候 何レ

Ŧ

処、安永九年与力ト被相改候、享保ノ比マテハ御赦免

582

士ト唱候儀モ為有之ト相見へ候!

(一九二八の2)

何方座付土ト唱可申旨被仰渡

享保四亥十一月十一日

九二九

諸座付ノ事、何方附与力、

右之通、唱被相替候旨被仰渡、

安永九年子七月二十七日

九三〇

奥附士之事、御広敷付与力ト被改!

安永八年亥四月十六日

<u>ኪ</u> = _

被召出候者ノ儀ヲ御赦免者ト以前ヨリ申来候ヘトモ、

候旨被仰渡

御赦免者ト唱、書付等ニモ致間敷旨

御沙汰ノ段申来

天明六午閏十月

九三二

与力ノ儀、是マテ御小姓与ニ被入置候ヘトモ、此節ョ

リ夫々頭人ノ支配ニ被仰付候条、御小姓与可相除候!

▽ 天明七未七月十三日

此旨向々へ可申渡候、

(市田教国)

九三三

御納戸・御兵具方・御船手・御広敷・御厩与力同心・

御鷹方・御鳥見方・御作事方・物奉行所・御細工所・

ニ付見廻者へ差置候名札並玄喚帳相付候節、何方付与の法

御数寄屋・御台所・御春屋其外諸座付ノ者トモ、公私

力同心ノ訳、片書ニ可相記候、役名又ハ身分ノ惣名ニ

テ何方附ト相分候向ハ、タトへぐ、御小人頭・御小人 目付・御口ノ者与力同心、飼蒔同心・綱差同心・御鷹

渡有之候処、当分マテモ片書不相記モ有之由ニ付、向匠同心何某ト相記、其外ハ右ニ可準旨、去ル辰正月申

後右之趣屹ト相守、片書可相記候、

御広敷御用人 一御納戸奉行・物頭・御鑓奉行・御弓奉行・御鉄炮奉行・

可準可取計候、候節ハ誰与何某ト相記可申出候、右外座付ノ儀モ右ニーはのである。

天明六午八月九日 伊賀 (B#X全) 右之通、向々へ可申渡旨被仰渡、

一九三四

被仰付事ニ候、此已前ハ御人少ノ事ニテ、他所ヨリモ諸座付ノ者其外、御奉公ノ依勉。、以前ヨリ、御赦免諸座付ノ者其外、御奉公ノ依勉。、以前ヨリ、御赦免

ノ人数罷成、近年ハ無拠被仰付方候方モ御断被仰付、子孫マテ士ニテ罷在儀候、然ハ士ノ二男三男マテ太分子孫マテ士ニテ罷在儀候、然ハ士ノ二男三男マテ太分被召抱候儀モ有之候故へ、右通御赦免為被仰付事ニテ、

不被召抱事候、右ノ次第ニテ御人御不足ニモ無之候、

依之、向後、赦免ハ左之通御法被相定候、『卿

一代座付ニ可被仰付候、三代相続首尾好相勤候ハ、、諸座付ノ者、別テ勤ノ功モ積、御調法罷成候者、其身住「モーリを、ありり」では発された他

右同断ノ者、無隠働ノ者、又ハ及数年勝テ勤方宜者ハ、三代目ヨリ永々座付士ニ可被仰付候、

其身ョリ永々座付士ニ可被仰付候、

御船頭ノ儀、有来通永々士ニ可被付候、

モ、向後座付士同前ニ、依功ハ其身一代御船手付士ニ

脇船頭ノ儀ハ、当分ハ外城衆中御赦免被仰付事候ヘト

御船手付士ニ可被仰付候、若至子孫、御船手士ノ御奉被仰付、三代相続脇船頭ヲモ相勤功有之候ハヽ、永々

公ノ御用無之者ハ、御納戸・御兵具所座付士ニ可被仰

其身ヨリ永々士ニ可被仰付候、付候、勿論御船頭ヲモ相勤候程ノ功有之者ハ、有来通

被仰付候、何リ御用相立候程ノ儀有之者ハ、吟味ノ上外城衆中可

其身計可被仰付候、三代相続御用向首尾好相勉候ハ、、右同断ニ付、座付士又ハー身者体ノ者被召出候ハ、、

九三六(の1)

御納戸奉行•物頭•御鑓奉行•御弓奉行•御鉄炮奉行

永々士ニ可被仰付候

者有之候節ハ、右ニ準、其節ノ様子次第可被仰付候条、 右之通、此節被相定候、 勿論右之外何ソニ付被召出候

此旨支配中不洩樣承知可仕旨、支配頭へ可致通達候; 享保三年戌二月廿二日 (島津久当)

一九三五

諸座付ノ者、御当地士並外城衆中へ身ヲ売、永代又ハ

右同断ノ者縁与ノ儀ハ、御法違ニテ無之候ハ、、其支 勝手方へ申出、差免候節、支配頭証文ヲ以可相除候、 年季奉公ニ出候節ハ、男女トモニ其支配(ヨリ時々御

配頭承届候マテニテ証文ヲ以可相除候、

右之通得其意、 如例可申渡也

西六月十六日

(取次ヵ) 御勝手方印

> 役ノ儀ハ右申渡通相心得、其已下御役ノ支配与力同心 ニ準可被取計旨、先達テ申渡置候ヘトモ、直触已上御 前ヲ以申出候節ハ誰与何某ト相記、右外座付ノ儀モ右

御広敷御用人支配ノ与力同心、夫々致組分置、向々名

ナトハ、タトヘハ御馬預支配与力何某、御口之者頭何

役名支配何某ト可相記候、

某、御口ノ者何某ト相記、

其外御役ノ儀モ右ニ準、御

天明六年午八月

(一九三六の2)

右之通、去年申渡置候へ共、御広敷御用人ノ儀ハ、向

後誰支配与力同心何某ト可相記候

右申渡、可承向へモ可申渡候 天明七年未三月(1)

九三七 (の1)

与力ノ儀、是マテ御小姓与ニ被入置候ヘトモ、此節ヨ 此旨向々へ可申渡候 リ夫々頭人ノ支配ニ被仰付候条、御小姓与可相除候

勘解由(市田教国)

是又致承知候

(一九三七の2)

(一九三二号文書に同じ)

本文ニ付テハ、両御船手与力ノ儀ハ御船奉行ヨリ御船張紙 頭並脇船頭へ、以来与力同様御通達之趣申渡、 両役ョ

向通可致取計候、此段申渡候、以上、

リ御船手付与力中へ致触方候様申付候、

其元ニテ右仕

未七月十三日

御船手

久見崎詰御船奉行

九三八

与力之儀、御小姓与ニ被入置候ヘトモ、此節夫々支配 帳ニ付来候ヘトモ、已来ハ夫々支配頭ヨリ取揃 被仰付候付、惣出仕御祝儀事ノ節、御小姓与同様ニ御 御目

候様、市来次郎左衛門御取次ヲ以致承知候 付方へ差出候様、和泉殿ヨリ被仰渡候付、 向々へ申渡

但、

謁事等ノ節ハ有来通、御小姓与次ニ罷出候様

一九三九

享保十一年午 御兵具所付士ノ子共、若年内ハ諸座走番其外方々足軽

ノ勉場ヲ申付、物馴候節、 御目見奉願、 御目見相

直子無之者ハ当所士ノ子共又ハ外城衆中ノ子共養子之 済候已後ョリ士ノ勉被仰付事候処、御兵具所付士之内、

願申出、願之通御免被成候ヘハ則 御目見奉願候処、

直子ト相替、早速ヨリ士之勉場ヲ相勉侯ニ付、物馴侯

儀無之節モ、御兵具所ノ儀ハ急成御用筋モ有之候処、

御目見之願先差扣、一往足軽ノ勉申付、諸事物馴候已 不物馴候テハ御用不相弁候間、向後ハ養子ニテモ同前

後 享保十一年午二月廿七日 御目見ノ願申出候様可申付旨被仰渡

足軽

一延宝四年御証文留、御道具衆二人長崎飛脚被遣候儀有(行間朱書) (一九四〇の2) 九四一 九四〇 (の1) 足軽之事、同心、 同心、 御領地境ノ諸郷町人、是マテ同心ノ場召仕候者トモ、 御兵具方並御広敷其外同心之事、足軽、 以前御道具衆ト云、 テ、平日町人唱ノ儀ハ是迄之通可相心得旨被仰渡、 右之通、唱被相替候、 之、其節マテハ御道具衆ト申候筋相見へ候、 右之通可相唱候、尤、 右之通被相替、 寛政四年子十二月(旬二十)日 安永九子七月 一身御賄料切米三石六斗、 同心ノ場相勉候節計右之名目ニ 勘解由(市田教国) 九四五 九四四 足軽之事、同心、 九四三 九四二 御兵具方 使同心之事、触番、 奥付足軽之事、 右之通被相替 右之通被相替、 右之通被相改 天明四年辰三月 安永九子七月 安永八亥四月十六日 与力同心 御広敷付足軽、 御納戸何某

御厩何某 御数寄屋何某

(島津久健)

御広敷何某

右之通、与力同心等一紙ニ相認候節ハ、同心ノ儀ハー

字相下リニテ細字ニ可相認旨被 仰出、

天明五年已八月十九日

九四六

御納戸・御兵具方・御広敷等ョリ、与力同心ノ内、

鷹方・御鳥方ナトノ定勤被仰付、其向々致勤候内ハ、

御鷹方・御鳥方与力同心ナト、唱、書付等ニモ可致候、

左候テ、其家抜切候儀ハ不相成事候間、家部ニ相掛候

儀ハ持前之通相認、尤、 其身不致其勤節ニ相成候ハ、

自ラ本之通可有之候、

右之通被仰付旨被仰渡、

天明五年巳十月

九四七

御兵具付足軽

御目付附

御徒目付附

横目付使足軽

右四行、年頭・五節句・八朔並御法事ニ付、御供相勤

モ上下致着用来候へトモ不及其儀候

候節ハ、是迄之通麻上下可致着用候、平日御仏詣ノ節

安永八亥七月

九四八

御広敷付足軽

御年寄 御城上リ、且又一橋へ御使女中宰領、年頭又

ハ御祝儀事等ノ節ハ、是迄之通麻上下可致着用候、平

日ノ儀ハ不及上下候

右之通、以来於江戸勉方ノ節、着服被相究候

御厩御中間

正月元日、江戸・御当地トモ、御馬初並馬乗初ノ節、

麻上下致着用来候へトモ、以来 へ罷出候御中間マテ有来通麻上下致着**、**其外ハ不及上 御馬初ノ節 御目通

下、尤、御馬乗馬乗初ノ節モ不及上下候、

四日、右同断、御馬場洗初ノ節、有来通係リノ御中間

肝煎申出、右体ノ節ハ、以来所横目証文相添、噯役人 節、達方ノ故吟味相屯不申候、何分被仰渡度、御納戸 御番其外御用申越候節、病気等ニテ不罷出者モ有之候

方へ差出置、宿次使等ヲ以無延引首尾申出候様被仰渡、

諸家屋敷並役々

マテ麻上下致着用、其外ハ不及上下候!

相付候御中間麻上下致着用来候へトモ、以来不及其儀 同元日ヨリ七日マテ、於江戸、御馬外方へ被差出候節

十二月廿七日、江戸 • 御当地共、御馬場洗初候節、 係

リノ御中間三四人上下致着、右外ハ不及其儀候

供相勉候節ハ、着服都テ是迄之通被仰付候、 右之通被仰付、御小者並一身者、年頭·五節句其外御

安永八年亥八月

九四九

重冨・国分其外諸所へ中宿ノ御納戸付士並御小者トモ、

一九五〇

垂水仮屋・加治木仮屋・花岡仮屋・庄内屋ト唱来、家(仮殿々) 来ノ内仮屋守ト唱候役名有之候、下屋敷ナトへ家作致

仮屋守ノ役名、此節留主居ト可改旨申渡有之候間、 置候ヲ仮屋トハ唱候、右四ヶ所ハ何某屋敷ト可唱事候′ 向

後仮屋守又ハ仮屋ト唱間敷候、

右之段、御目付ヲ以御役人限ニ相達、寄々申通候様可

致候、以上、

元文二巳四月

一九五一

佐土原仮屋ノ儀ヲ典既仮屋ト鹿児島絵図ニ書記有之候、

正徳元卯十月三日

佐土原仮屋ト書改候様被仰渡

安永七戌五月

一九五二

相用可申候、上下ト有之所ハ裏付等モ相用候、(飼行間「本行、末三再出))一御付人・中抑等上下不致着格式ノ者モ、其勤内ハ上下

一御一門方初家柄ノ向、其家ニ限ニテ家来ハ上下用サセ

儀ハ有来通可有之候、 候儀ハ主人ノ心得次第可有之候、 殿中其外他ニ掛候

上下用サセ可申、用達ノ儀ハ猶以相用可申候、是以一御家老等公務ニ相掛候体ノ表向其外屹立候節、役人等

一諸御役所へ家来差出候節ハ麻上下為、着可差出候、殿中等ノ儀ハ有来通可有之候、

御付人・中抑等、不致着格式ノ者モ、其勉内ハ上下相但、御付人等ハ有来通可相心得候、

用可申候、

但、上下ト有之所ハ裏付等モ相用候、

天明六午十二月 安房 (喜入名) (喜入名) (喜入名)

一九五三 (の1)

一諸人用頼ノ儀ニ付テハ先年被仰渡置候趣有之、此内モ

向難続者へ用達承、扶持方受候儀ハ、其通可有之候、申渡候、弥以其通可相心得候、御番ニテモ相勉、身体

御役相勉候人ニテモ不遁親類ノ用ヲ承候儀ハ不苦候、

但、御免ノ上ニテ用頼承候ハ、格別ニ候、

享保九辰四月右之通最前申渡候趣為相替儀モ有之、又々被仰渡、

(一九五三の2)

持方受候《ハ其通可有之候、御役人相勉人ニテモ不遁の儀(何間集書)

親類ノ用ヲ承候儀ハ不苦候、

右ハ、最前被仰渡、段々為相替儀モ有之候条、御役人・

小役人へ其支配ヨリ可申聞置旨被仰渡、

一九五四

所へ直ニ罷通儀有之由候ヘトモ、向後ハ御座方ヨリ御一諸家留主居ノ儀、何ソニ付 御殿へ罷上候節、諸御役

渡

享保十巳十一月

向被相弁筈候、役名ノ儀ハ花岡仮屋守ト被附候旨被仰

御附人御免ニテ、家来江田六郎右衛門ヲ以、

向後御用

達候、且又於 坊主へ相達、其向々へ相通、御役所外ニテ御用向可相 用ノ節トテモ直罷通候儀一切不相成候、右体ノ節ハ表 殿中御役人ナト呼出、用向等相達儀モ

被相弁旨被仰渡候間、

此段致通達候、

元文五年申五月七日

大野清右衛門(取次カ)

是又表坊主ヲ以申通候上可相達候、都テ倍臣ノ儀ハ右(晩) 之振合ニ相心得、 取違無之様、 向々へ可致通達候

有之由候間、向後格別ノ用向等直達無之候テ不叶節ハ、

天明五巳十二月

九五五

周防殿御附人今井仁右衛門、中気ニテ用事不相達候間(島津久籌)

(島津久金)

一九五七

島津玄蕃へ

モ国持御大名ノ外ハ城主トテモ不罷成事候、左様成思 上略、 家来トモへ肩衣為致着、召仕候由、乍此儀の展

左衛門・筑後へモ右通被仰渡候(鳥津タホカ) (鳥津タᇵ) 仕形ニ相見へ候間、 致着候事、不案内心得違ニテ可有之候ヘトモ、 召ヲ以、 ニハ肩衣御着セ不被成候処、為倍臣家来トモヘ平日為 総州様御隠居被遊候以後、(音費) 堅無用可仕候、 平日被召仕候者 中略、

為心得申渡候

享保九辰閏四月廿日

諸家家中士

591

九五六

島津左衛門家中、中抑被仰付、候へ共、此節依願被差(火車)

免

此程中抑ニテ被相達候御用筋、

向後留主居ヲ以可

札改条目ノ内

御一門方四家家中士ハ、手札無年附、 人ノ仮名不及肩書、 家々領地ノ郷ヲ可書記、 名字付記之、 召仕ノ女 主

年限、ハ内女ト記、 是又無年附、 帳面ニハ家中士・内女トモ

御一 門家来、 別府 ?• 中村 肥後・ 新納。曽木。 日野

夫婦並嫡子夫婦マテ年札・(手ヵ) 田 川上・ 町田 近藤 帳面トモ無年附、尤、 栗川• 矢野十二家ハ、 娘 其身

諸士同然緣付被仰付、 俗生付無之、

右四家家来、梅元七右衛門·緒方伊左衛門跡·中村鉄 五郎・川上左織・比志島方之丞・本田源右衛門・伊集

院八兵衛·安山三左衛門·梅元武右衛門· 樺山喜内

条ノ十二家差次ノ格ニ被仰付候間、 託摩勘兵衛・浦川家跡十二家ノ儀、 手札•帳面•縁与 延享三寅年依願前

等前条同断

右同

九五九

内女

仕女 候面々召仕ノ女ノ名目、尤、御役地頭御免以後ハ下女無格並御役ハ御鉄炮奉行以上、無役ハ地頭職被仰付置 寄合並マテ召仕女ノ名目御一門四家・一所持ヨリ

一九六〇

右同

代 々小番、 幼稚ニテ御番不相勉内ハ家来ト

モ下人ト書

記 御番相勉節ハ御格之通家来名字付

アラサル者一節抱候テ召仕候儀有之候処、 軽 キ鹿児島士並外城衆中其外不依何者、 譜代ノ 、 真パ永代

家来

一夕ト

家来ニテハ無之ト存候心底有之ニ付、抱主ヨリ申付候

テモ致随身候へハ主従ノ儀ハ不遁事候間、 儀ヲ不相守、気儘ヲ致候者多々有之由候、 リ申付候儀堅固相守、 惣テ主従ノ礼儀ヲ不乱、 勿論抱主 朝 譜代

冢来同然可相勉事、

家中致奉公候士、何レモ不幸ニ付テノ儀候へハ、 勉方雑人ニハ相替堅固相勤、 度御直ノ御奉公ヲ可相 諸事 付、

打捨候トテモ御構無之候事

人ノ致供、 御供先・下馬先ナトニテノ下知ヲモ不相テ気儘ヲイタシ、抱主ヨリ申付候儀ヲモ致大形、剰主永代ノ家来ニテハ無之ト申事ノミヲ心底ニ挟罷在、却勉ト社、ハケミ可申事候処、其儀ヲ不存者ハ、士ニテ

一鹿児島士・外城衆中外之抱者トモノ儀モ、永代ノ家来守者有之由、不届至極ニ候事、

ニテ無之ト存候心底故、右同断ニ致気随候由、不届至

モ重科被仰付候事、ノ家来ヨリ主人ヘアタヲナシ候同前ニ、類中ノ者マテー右通之者、抱主ニ対シアタヲナシ候モノ有之者、永代

シ候上ハ主従ノ礼儀可乱道理無之、尤、惣テノ儀、家不受、一且為見馴致随身候モノトテ、随身ノ契約イター一朝一タニテモ致随身、扶助ヲ受候ハ、勿論、扶助ヲ

ラハ、抱主ヨリ永代ノ家来同前ニ可申付候、無拠儀ニ致、主従ノ礼儀ヲ乱シ、不謂不礼ノ働ナトイタス〈ア衆ノ格式ニ不致候テ不叶筈候処、其旨ヲ不存、気儘ヲ

地頭所並一所ノ地へモ可被申渡、候、ケ様ノ儀、一旦不洩様時々可申聞置候、尤、地頭所並一所持ノ面々ハ、右之趣可触置旨、此節被 仰出候条、末々ノ者マテモ

召抱候節ノ手形ニ右ノ趣取調候様可申渡候、巳上、晩相の明年、之者致忘却候へハ無詮事候間、向後触流候テモ末〈之者致忘却候へハ無詮事候間、向後

宝永五子七月

九六一

御船手御規模之内

一人家来並下人等、浦人罷成度旨願申出候者於有之ハ、

御船奉行承届、

無口能者候ハ、如先例可差免事、

一九六二

孚

是マテ倍臣ノ内、侍ノ者ヲ差テ家来ト唱、或ハ小者・(贈)

相唱可申候、其内部ヲ分候時ハ、侍・若党、又ハ中間・候、已来ハ侍・小者等ノ無差別、又ハ都テ抑並家来ト中間体ノ者共ヲ依家格、下男・下人ナト、相分ケ唱来

寛保二年戌十月廿三日の上

右之通被仰渡候間、 可被致通達候、以上、 外略

天明七年未九月三日

御目付

伊集院伊膳

一九六五

落穂集

一家中ニテ初テノ御礼・家督継目之 加治木ノ新納仲左衛門家筋マテ御太刀進上ニテ仕来リ、 御目見得仕候〈、

曽木弥五左衛門家筋ハ加治木屋敷への光儀ノ節、 太刀進上ニテ初テノ 御目見仕来候処ニ、先々兵庫 御 様

間、曽木家モ新納家同格ニ被仰付被下度旨、強テ御願 ョリ、仲左衛門一人於 《城諸御礼仕候テハ如何ニ候®郷

中ニ両家、始テ家督継目ノ御礼御太刀進上ニテ有之、 有之、曽木家新納同格ノ御礼ニ罷成、 加治木ニ限リ家

《上下ニテ小サ刀ヲ帯シ出来候得ハ、倍臣ノ**儀**候間 垂水ナトヘハ無之事ニ候、尤、鹿児島同前ニ熨斗目

御前へ帯刀ハ如何ノ由被 仰出、無刀ニテ 御目見得

仕事ニ罷成候

越前家御取建ノ節、御附人三人御太刀進上ニテ初テ家 督継目ノ御礼被仰付事ニ成、今和泉家御取建ノ時分、

九六三

島津玄蕃殿家来川上六郎兵衛•町田助兵衛、(青衛) ノ節一度ツ、 御目見被仰付候旨被仰渡 継目家督

元文二年巳四月十五日

委細ハ御礼事ノ場ニ有之、

玄蕃殿(島津貴傳) 周防殿(島津忠紀) 兵庫殿留守居へ(島津久門)

右御昵近へハ、大・小身ニ不限、家中者ヨリ、様ノ字のは

相用、 唱ニモ其通可致旨被仰付置候へトモ、右家来

其外へハ殿ノ文字用候様、書付並唱ニモ可致旨被仰渡、 向後ハ御家老直ニ申渡候御役人以上へハ様ノ字ヲ付、

594

位ニ罷成候由、是又、新納ハ御用人御役ヨリ為被差付 訳モ有之候哉、尤、 御目見得三家ニ罷成、 被召仕候卜見得、 之間ニ出席仕来、江戸へ御供ノ節モ直参同前ニ大坂 持高八百石ニテ加治木一番ノ高持ニテ候、左様ノ御取 子孫ニテ為差立筋目ノ故為被仰付ニテモ有之候哉、 テ七八番目ニ有之候ヘトモ、是ハ日野中納言資名卿 候、曽木ハ元ヨリ新納差次ニテ、日野ハ御附人ノ列ニ 加治木被進候節、 兵衛取合差上候由古キ書付ニモ見へ、為差立者ニ候 外々御家来トハ格別ノ者ニ候、 伏見・東海道・江戸宿札ヲ打、 人ニテ、加治木役所ニテモ外ノ役人一座ニテ無之、上 惟新様御逝去已後加治木へ罷在、 曽木・日野トモニ御付人騎馬拾騎ノ内ニテ 関ヶ原ニテ御鎧被為召候節モ曽木五 御附人騎馬十騎之内ニテ為被召付 頃日ハ日野モ高相減シ、 新納・曽木ノ外、 曽木モ 火羽織モ士同然ニテ、 日野家 元祖兵庫様 惟新樣御心易 纔二百石 御目 殊

之、三家ツ、

御目見得被仰付事ニ相成、

加治木 前ノ御願有

Ė

是又右ノ例ヲ以被仰付候故、

垂水ョ

ーリモ同

見へ、候、其外十騎トモニ皆々平生馬ヲ立居、®申 度モ同様ノ口上ニテ御断ノ故、 字無之候間、本ノ如ク為名乗置候由、 殿ヨリ名字替被仰渡候処ニ、兵庫様ヨリ加治木へ川上 川上家ノ人、用人・番頭之間勉居候人ヲ嫡家川上久馬 中ニテ御名字下ノ者、 子細ハ、最前御預ト被仰付、御家中ニテ無之故、 其外歴々ノ者トモ被召附置候ヘトモ御付人ニテハ無之、 納殿役有之、其外ハ御笠衆番ノ事ニ候・御料理役・惣大(埋タ) 処ニ、兵庫殿右通被申候ハ、其儘ニテ可差上置旨 名字ノ者唯一家有之候故、右ノ者名字改候ヘハ川上名 敷有之段相聞得、 人ノ沙汰無之べ、至後年モ鹿児島士同前ト考居、六ヶ 工・惣鍛冶・御船頭類已上七十人余御附人帳ニ有之、 奉公為仕衆ト及承候、 被仰付候故、此人数御附人ノ沙汰ニ不及候、 御預士不残持高七千石トモニ被下切 御付人ノ外ハ名字替被仰付候節 加治木御付人ト申者、 久馬殿ヨリハ被相伺候 久馬殿御方へ 此前ニ 屹 先年家 ŀ 御

其祖父ハ川上民部左 御付人ニテハ無之候

仰出、

۲

モ御付人並ニ用人・番頭勉、 今以川上名字ニテ罷在候、

衛門ト申、殊之外長命ニ有之、忠五郎様内匠殿御養子

申、三人トモニ小役人ノ勉ノ人ニテ軽キ衆ニ候、今和 右川上家ハ役人相勉候、ヶ様ノ家筋ノ者加治木ヘハ外 言様へ御太刀進上ニテ初テノ御礼為被仰付人ニ、候、・ 御奥忠五郎様御目見被仰付候、此民部左衛門ハ ニモ可有之ト存候、越前家御付人ニハ小番ノ儀ハ不及

テ被仰付候

御引移ノ故、被下切ノ人数ニ相洩、後ハ御家老マ

ニ被仰付候節、兵庫様ヨリ御守役被仰付、 御本丸於 中納

遣候事、近代ハ無之候、垂水・日置・都之城等ニハ歴々 子ニテ無之、皆次男等ニテ候、如加治木差立候者共被 ニ相勉候人ノ子孫等モ可有之ト考申候、花岡ナトニモ

泉家御付人ハ御寄合又ハ小番家ヨリ被仰付候ヘトモ嫡

加治木へ留主居役有之、 歴々ニ相勉候人見得不申候、新家ノ故ニテ候! 御城向ヨリ被仰渡御用筋、

候処、 皆留主居承知仕来、右之外ハ中抑・用頼御用承知ノ事 ニ候間、 ニ候処、中比江戸御留主居ナトノ様ニ相聞へ、イカ、 越前家・今和泉始候テ家中ニ留主居相立、夫ヨ 以後ハ用聞ナト、改候様ニ被仰渡、其通ニテ

リ皆々留主居有之候故、加治木ハ本ヨリノ事ニテ留主

居ニ罷成候

但、 処ニ、前以御シラセノ方有之、夜ヲ日ニ次テ鹿児島 田勘解由殿モ同然ニ加治木在住ノ故、被下切ノ筈候 加治木御預ノ士、不残被下切ニ被仰付候節、

596

町

綱差

慶賀穢多

地神平家

寺門前者

苗代川人

金山町人

島津家歴代制度巻之三拾壱

安天 永明

軽キ者苗字並帯刀

一九六六

医家

苗字帯刀

七島郡司

肩書名字之儀ハ、 之事ニテ不相弁候間、一統被相止、是迄肩書ノ者又ハ 公義ハ勿論、御国家ニテモ一向無

其身分ノ格式先規之通被仰付候、且又、書下相成候テ 末々マテモ都テ書下被仰付候、尤、士縁与差別ノ儀ハ

門屋敷

百姓

浦浜人

御船手附

者ハ、無名字可被仰付候条、心得違無之樣向々へ不洩 身分ノ格式マテモ相替候樣心得違、不都合ノ致方有之

様可申渡候、

天明五巳正月廿三日

(島津久起

(島津久健)

597

陰陽巫祝

能役者

一九六七

七島ノ儀、横目其外無役ニテモ元来肩書名字御免被仰

島・竹島・黒島ノ儀ハ、庄屋・浦役・横目マテ、勉内 付来候、名頭ノ分ハ都テ書下名字御免被仰付候、硫黄

ハ勿論、退役以後マテモ其身一世書下名字御免被仰付

旨被仰渡、

天明三卯四月

九六八

町人刀並大脇差ヲ指候儀御禁止ニテ、従前々被仰渡置

候趣ヲ以、此節猶又被仰渡、

明和七寅五月廿七日

一九六九

島津筑後へ梶山在番所御預被仰付、他領境目足軽勤方

多候処、人数差支候故、都之城野町人足軽代召仕度、 境目郷町人同前名字附願申出、名頭計名字付被成御免

候事

一九七〇 (の1)

明和八年卯正月

申出、御船奉行ヨリ吟味申出趣有之、

加治木町年行司、退役後マテ書付名字御免被仰付度願

御船奉行

寅十二月十二日

(一九七〇の2) 此表、願之通ニハ不申付候、年行司相勤候者、退役已

後年行司差支差寄致勤方候節マテ、役内ノ通書下名字 令免許候条、手札帳面等ニハ名字相記間敷候、右ニ付

テハ諸事如例可被申渡候也

卯正月十三日

御勝手方印

小林中太兵衛

一九七一

札改条目ノ内

加治木毘沙門町名頭半兵衛事、加治木蔵方用銀子太分

無利ニテ差出候ニ付、加治木役人ヨリ依願、其身一代

名字付御免

天明(ママ)

九七二

高山波見浦ノ重新兵衛・重政右衛門・重新助、 凶年ノ

節所中難渋者へ致合力、心入宜候ニ付、其身一代名字

付御免、

天明五年巳十二月

一九七三

国分小村ノ有川金右衛門、兼テ心入宜、御用立候ニ付、

其身一代鹿児島町人被仰付

天明七年未八月廿七日

九七四

山川ノ傳左衛門、 櫻島燃ニ付銀子致助勢候御取訳ヲ以、

其身計名字付、鹿児島町人同前被仰付候

天明六年午正月

一九七五

内之浦須田儀兵衛、 浦中へ合力米差出候御取訳ヲ以、

代々名字付・其身一世帯刀御免被仰付、

天明六年午正月

一九七六

福山町ノ兵右衛門・弥兵衛、櫻島燃ニ付助勢米差出候

付、代々嫡子マテ名字付御免ニテ、鹿児島町人被仰付、

天明六年午正月

一九七七

指宿町ノ源次兵衛・同所宮ヶ濱ノ休次郎・摺ノ濱ノ彦

兵衛事、地頭仮屋石垣 • 板塀等仕調修補料差出候ニ付、

天明六年午正月

世名字付御免

一九七八

水引浦人太原武兵衛事、 親類大坂御蔵元御名代太原道

之助幼少ニ付、年々致上坂、彼是御用立候ニ付、其身

一代下町年寄格被仰付、

寛政九巳〈二月

一九七九

指宿港浦ノ濱崎太平次・摺ノ濱ノ吉崎弥右衛門、 奇特成心掛ノ者トモニ付、代々名字付御免 兼テ

寛政六年寅二月

但、末子マテ御免被仰付べ、以上、

九八〇

口上覚

部当・弁指、名字付

右同、脇差鍔入

右ハ、役儀相勤候内、名字付何様ノ訳ニテ付来候哉、

又ハ鍔入脇差相用候儀被召留候儀有之候哉、委細可申

上由被仰渡趣奉承知、左ニ申上候、

龍伯様冨之隈御在城ノ節ョリ、部当・弁差相勉候内、

且又鍔入脇差相用候儀被召留候段、浦中古帳ニ見合、 下名字ニ書来申候、役目代合申候へハ無名字罷成申候、 名字書下ニ書来申候間、先例之通、于今役目ノ内ハ書

古役ノ者トモへ承合申候ヘトモ、左様成儀承知仕候者

覚無御座候間、此段御申上可被下儀奉頼上候、以上、

宝曆八年寅三月廿日

安木喜兵衛 中村銀右衛門 古江周左衛門 濱村弁指

右濱之市年行司ノ儀ハ、諸御座御用ノ竹木取払仕申候

ニテ申受候 ニ付、御扶持米申受候節マテ部当役付ニ仕、名字書下

九八一

部当・弁指、名字付

右ハ、志布志町人トモ片書名字付、先年ヨリ『為被仰 付置由△申伝候、書留等ハ見当不申候ヘトモ、手札

帳面トモ書記申事御座候、且又、他領境目ニテ、町人 トモ他国へ御用ニ付足軽代ニ飛脚相勤来申候、尤、 町

役勤ノ者名字付ノ者ニテ御座侯 脇 差 鍔 入

右同、

相知不申候 右鍔入脇指相用候儀相糺候へトモ、 御差留為被仰渡訳

上 右両条相糺可申旨被仰渡、

宝曆八年寅三月十四日

上村六郎左衛門

外二三人

御船手

一九八二

覚

中略、

此段申上候、

以

仰渡候、尤、地頭所ヨリモ被仰渡、当時片書名字付来

申候

右之通申上候、以上、

宝曆八年寅三月十八日

白坂大右衛門内之浦噯

部当・弁指名字付、 何様ノ訳ニテ付来候哉、右役鍔入

渡承知仕候、爰元ノ儀部当・弁指役無御座候、年行司 脇指相用候儀被差留ノ儀有之候哉、相糺可申上旨被仰

片書名字ニテ相勉居候ニ付、左ニ申上候、

ニ付、 串良柏原弁指・年行司ョリ、 ヶ所他領近隣ニテ、旅船等漂来ノ節無名字ニテ不釣合 **両役内片書名字御免被仰付度願出趣有之、御船**

志布志・内之浦・柏原三

九八三 (の1)

髪元ノ儀、他領近村旅船出入多、何角ニ付他国人出会、

挨拶等仕、依訳書付差出儀モ有之、且又、旅人ノ儀ニ

橋外記殿御取次御証文ヲ以御免被仰付旨、 相付奉願候処、享保十七年子四月十一日、御勝手方高 行司役中片書名字御免被仰付可被下旨、先年地頭所、爾之 付鹿児島問屋へ問合トモ仕候節ハ片書仕来候ニ付、年 御座ヨリ被

脇指鍔入被差留候〈無御座候〉

奉行吟味

右之通申出候、近浦志布志ノ儀ハ年行司・弁指役無御

書名字ニテ御座候、内ノ補ノ儀相糺申候処、弁指役無 座、町部当並旅人問屋御座候ニ付、右両役前々ヨリ片

御座、年行司、マテ御座候ニ付、旅船出入多、何カニ

月、御証文ヲ以願之通御免被仰付置候由申出候、左候 片書名字付御免被仰付被下度旨願出、享保十七年子四 付他国人へ出会挨拶等仕候間、年行司役相勉候内マテ へハ、柏原浦ノ儀モ申出之通、年行司・弁指役相勉候 末略、

内、片書名字付被仰付ニテモ可有御座哉、 子正月四日

(一九八三の2)

御船奉行

免許候条、如例可被申渡也、

此表、弁指・年行司役ノ儀相勉候内、向後片書名字令

宝曆六年子二月三日

御勝手方印

島津権左衛門

御勘定奉行

御船奉行

御船奉行 御勘定奉行 九八四 (の1)

加治木年行司、古来ヨリ書下名字ニテ候処、享保〈七の治・

年、年行司竹下半之丞不調法有之、役儀被差免、名字 マテモ被召除、其節ヨリ無名字罷成候、然処、加治木

ハ不都合候間、已前之通書下名字被仰付度、御船手へ 木届方取払ノ御勘定ニモ仕、取払帳面ニモ無名字ニテ ニテハ不都合ニ有之、且又、諸所ヨリ御普請方御用竹 町ノ儀四方往還筋ニテ、他国使者等応対等ノ節無名字

相付願出趣有之、

巳二月七日御船奉行次書略ス、

(一九八四の2)

此表、年行司役儀相勉候内マテ、向後書下名字令免許

候条、如例可申渡也'

宝曆十一年巳二月廿四日 御勝手方印

喜入主馬

節無名字ニテハ不都合候間、

片書名字御免被仰付度'

此表、

志布志ノ儀、

他領境ニテ浦人トモ片書名字付免

相付願出趣有之、

沙汰人役・部当・浦役ヨリ申出、噯次書ニテ御船手へ

九八五

許ノ者モ有之、外ノ補人トモトハ訳モ相替候ニ付、申

出之通片書名字申付候条、手札・帳面マテモ外名字付

ノ者トモ同前相直候様、諸事如例可被申渡也、

宝曆八年寅五月廿九日

御勝手方印

堀堀右衛門

志布志噯ヨリ、志布志浦人・野町人脇差帯候儀停止被

仰付置候ヘトモ、境目ノ儀ニモ候間、脇差帯候儀御免

被仰付度旨願申出趣有之、

本文、余外城トハ訳モ相替候ニ付、願之通令免許候、

左候テ、御当地へ差越候節ハ鍔入脇差不帯様申付候

御船奉行 御勘定奉行

尤、他国勉ノ節ハ古来通相心得候様、 如例可申渡候

天明元年丑十月

一九八六

一九八七

大島与人 劉左運

芝實統

喜界島与人 澄江宮里 東長昌

一九八八

右、志布志町人ノ内無名字ニテ、他国へ相掛候御用

喜界島帳留ノ内

喜界島之澄江宮里

右ハ、自分物入ヲ以、五ヶ年唐通字致稽古、唐船漂着 ノ節御用相弁候程致修練候ニ付、下島暇ノ儀申出候、

右之通、夫々勤功ヲ以、

郷士格名字御免被仰付候,

志布志町人

喜兵衛 慶兵衛

宮里事、与人相勤く、長々御当地へ罷在致稽古候御取の場

間、 之通、名字相用、与人此内ノ通可相勉候、刀差候儀ハ 訳ヲ以、其身一代外城衆中格ニ被仰付、姿ノ儀ハ当分 此節御暇被下候、畢竟通事方御用ノ訳ヲ以被仰付儀候 無用候旨被仰渡候条、澄江名字用度旨申出其通被仰付、 聊無忘却稽古方無懈怠、於島通事稽古ノ者モ候ハ、

爱元滞在中続方不相達、借銀及四貫五百目返済難成候 間、自作砂唐其外御買入余計モ候ハ、買入差上セ候儀 越候様被仰渡候間、 間敷候、都合筈合候節代官ヨリ御勝手方並異国方へ申 被差免候節ハ時々代官へ首尾申出、右欠数外曾テ差上 御免被下度旨願申出、右借銀引当九千斤自分差上候儀 其通被仰渡候、此旨可申越旨、 主

三月十一日 北郷助太夫 計殿御差図ニテ候、已上、

伊集院半五右衛門殿喜界島代官

一九八九

天和三年亥三月六日、平山勘兵衛日帳ノ内

三月六日、伊勢十兵衛殿致同道、芝御屋敷へ相上 (* 🏥)

左衛門殿同座ニテ承候ハ、此節坊主衆並役者・大工ノ

御評定所へ十兵衛殿・私〈召出、杢之助殿・黒葛原吉

先御家中ノ面々遠慮仕候様ニト御老中ヨリ被仰上候処 面々・諸職人、刀サシ候儀御法度ニ被 仰出 キレ、

主衆ナト刀御サ、セ置、其外ハ先ヲ御見サセ可然候 ニ、御家ノ儀、古キ御家ノ儀候間、先此中ノ分ニテ坊

可被申渡候

ノ儀モ候ハ、可致沙汰旨被仰渡候間、代官ヨリモ時々 教立其段申出、唐船漂着ノ節引受可致首尾候、若大形

左候テ、御見合ノ上以後ノ儀ニ可被遊旨ニ候、此段如 何可有哉ノ由、蔵人殿・惣次郎殿被仰候ニ付、 中第

将様御参府マテハ御見合、脇々被御覧合可然哉ト何レ

モ被申候

役座ノ衆ハ数寄ニテナライ申候、申候テ可然候、尤、 大工頭並御目見ノ衆ハ、普請方見廻衆御役々事、

坊主衆ハ先刀サシニテ、 御番御供トモ仕候ヘハ士ノ儀ニ付如此候 ١ カメ申候ハ、断申入、其後

ノ儀可為由被仰渡候事、

御目見不仕者トモハ刀無用ノ由被仰付候事、

右之通、

ハ急度被仰渡タル御事ニテ無之候間、如此ノ事、

御公儀ノ御法度被仰渡候へ共、家中ノ者迄

九九〇

令条記巻第三十

(令条記卷三十

四〇〇号)

法印・法眼・御側ノ医師、

御礼日ノ外、白小袖可為遠

▽一諸家中之侍、(令条記により補) 浅黄むく・黄むく可為遠慮事、

以上、

亥二月廿六日 天和三年也

医家

諸大名衆、家中ニ在之侍、マテモ、 セ候儀無用ノ事、 猿楽芸ノ者刀サ

ノ事、ける。 一諸家中絵師、縦侍ニテモ其家業務候モノ、 是モ刀無用

外堅無用、中居、ノ間以上、小袖不苦候事、

茶道坊主・下女・ハシタハ中間同前、

依之、

モメンノ

町人ハ、後藤・本阿弥マテ刀御サ、セ被成候間、四はユヤホ後成 在々

所々猶堅可申付事、

町人ノ族、 雖為火事ノ節、 刀サ、セ〈間敷事

仰付事

猿楽、刀ニテ喧嘩仕候由被聞召候ハ、、急度曲事可被

一九九

之候、 医師ノ儀ハ、御側ノ勤ニテモ軽キ者ノ療治頼候事モ有 惣テ御側並表医師者猶以ノ事候、 軽キ町医師

体ノ節、致長座、 様可相心得候旨、被仰渡' 之医師ノ儀ハ猶以左様ノ事無之、不致長座、 テモ取持候様致候故、 へハ、所ニヨツテハ昼食ナト振廻候儀ハ可有之候、右 酒ナト多給候事トモ有之由候、 致馳走事有之候、 方々行事ニ候 病用不支 勤有

元文六酉二月十九日

但、依病体昼ヨリ夜マテ罷居候様ニト病家ヨリ相頼

候ハ、格別ニ候

一医師ノ内、諸人病用頼来候節、不都合ノ返答ナトイタ(「 カ、カ、「 | 号行間朱書)

シ見廻方等大形ノ者モ有之由相聞得、不可然候、右次

第ニテハ病家甚迷惑ニ及、医道ノ本意ニモ不相叶候間 向後右体ノ儀一切無之様折角心掛、無親疎見廻方等可

致候、此旨御医師並諸医師中へモ不洩様可申渡候! 安永七戌閏七月

九九四

郷士以下ノ医師ハ脇指計帯来候ヘトモ、

ノ者ハ致医業候トテモ帯刀ハ可致候!

仕坊主ノ儀、勉内、以来脇指計ニテ刀ハ帯間敷候旨被

仰渡、

天明五巳二月廿九日

九九五

奥御医師本道ノ内、猶又御ヒハ別段ニ被召立置候条、 御匕被仰付候順ニ罷在、

其次ニ並ノ奥御医師可罷在候、尤、御ヒノ儀ハ時々於

奥可被仰付旨被仰渡、

九九三

医師ノ儀、

忌中ニテモ無拠療治相頼見廻ノ儀、不苦旨

被仰渡、

天明六午十月廿日

元文四未三月

九九六

士医師、

当分マテハ脇指マテヲ帯、

致徘徊来候へトモ、

但、御医師忌中ニテ勤ハ遠慮仕候テモ脇方療治ニ見

廻候儀不苦候

候

無役ノ士医師マテモ向後大小帯候様被仰付旨被

仰出

俗生ニテ帯刀

安永二巳五月

九九七

士医師、 無役トテモ向後刀大小帯候様被仰付候間、 先

可致通達候、

安永二巳五月

達テ申渡置候 寄々

御城下士計右之通被仰付候間、 此段取違無之様、

> 右之通、支配中へ可被への数 可被仰付候

儀ハ、奥医師・表医師罷出候場所ニテ席ヲ替

明所ハ月番御用人宅へ罷出御祝儀可申上候、

座付士ノ 御目見

今以後御祝儀申上候節ハ、

外城衆中ノ儀ハ夫々地頭宅、

有之候節、奥医師・表医師同席ニ罷′来候ヘトモ、自命出

享保十一年午七月

通達候、以上、

九九九

御附付、 表 • 奥寄番医師相勤居候外城衆中、 用人へ相付御祝儀等可申上旨被仰渡 祝儀等申上候節ハ、 へ罷出申上、地頭並月番御用人ョリ、 向後表寄番医師ハ大御目付、奥寄番医師ハ御側御 奥寄番医師ハ御側御用人へ首尾申出来候 夫々地頭宅、 明所ハ月番御用人宅 年頭諸節句其外御 表寄番医師ハ大

九九八

鹿児島士・座付士・外城衆中ノ分リナク、都テ表医師 近年表医師ノ儀、 座付士・外城衆中ニモ被仰付候処、

唱候ニ付、旁紛敷有之候間、 向後鹿児島士マテヲ表

師 医師ト唱、座付士・外城衆中ヲ表寄番医師ト唱、 ノ儀モ座付士・外城衆中ハ右同前奥寄番医師 下上唱、 奥医

弋 当分相勤居候座付士・外城衆中ノ分ハ都テ早速ョ

安永四未八月

表•奥寄番医師 一ノ儀、 節句日其外折目 御目見仕候儀

IJ

表寄番医師ト唱可申候

||表寄番医師ノ儀、御帳相付マテニテ、大御目付衆被為(| ウ、カ、カ、ターデト間キ、書)

逢不及筋ニ相究候事、

未九月九日

<u>=</u>00

▽●一奥医師

右、昼計御番相勉来候へとも、以来表医師へ無構、

昼夜不明様、御奥江御番相勉候様被仰付候、 Δ

表医師

右、夕詰ノ奥医師へ代合、夜番相勤来候へトモ、以来 ハ奥医師右通被仰付候付、奥医師ニ無構、外科・本道

両人、昼夜不明様、麦へ御番相勉候様被仰出候

明和八卯八月廿四日

右ハ、屋久島並口之永良部島中ヨリ医師雇下ノ儀、去

新穂典栄

ル卯春願出、其段申上候処、願之通御免被仰付候間、

四月廿三日御証文ヲ以被仰渡置、年々雇下申候、

雇下シノ儀ハ屋久島奉行差引仕、時々可得差図旨、

同

以下略、

延享二年丑閏十二月十三日

屋久島奉行

同廿日、申出ノ通御証文、

1001

島方へ頼越候医師、与方御暇願ハ其身ヨリ願出候様被

明和五年子十二月廿五日

医道為稽古、与方御暇申出差越候節ハ、御用人へ頭ョ

リ問合有之筈被仰渡、

安永七年戌五月十一日

= 00 ±

一上野新右衛門、御領国中へ合薬主取申付候間、先年以

右之通、不洩樣可申渡候、来申渡有之候通、新右衛門外合薬商買致間敷候、以上、

寛政四子九月

動解由 (市田教国)

候、然トモ、格合ノ儀何様ト被仰渡候儀相知不申候間

此段申上候、已上、

延享四卯九月十一日

御船奉行

見被仰付候、左候テ、郡司首尾能仕合候者ハ在郷ノ場

名字、郡司被仰付候節名字書下・刀大小御免ニテ御目

ヲ被除、役内之通其身計被仰付旨、去ル子十月被仰付

Yook

| 宝曆六年子春渡海大島附役野田勘兵衛、持与有之、兼

テノ療医島津図書殿家来川口長喜相頼、自分抱ニテ召

列罷下度願出趣有、願之通御免被仰付候、

夕龍下 奥朗出超者 网络马通纸条数印象物

委細島下ハ御定ノ場ニ有之、可見合!

一琉球冠船ノ節、唐按司へ七島郡司名代七島者四人罷下

候、船頭三人相加リ、都合七人罷出、進上物並返シ品

等有之候段、享保三年戌閏十月、七島郡司申出候、

七島郡司・横目 三島座敷横目

100t

一七島郡司、格合何様ノ者ニテ候哉御用候間、可申上旨

被仰渡承知仕申上候、依之申上候、七島者ノ儀ハ片書

三00九

一明和元申三月御糺ニ付、御船奉行申出候内、

七島郡司被仰付候へハ書下名字付ニテ、役儀御断申出

七島ハ横目浦役兼役被仰付候へハ、横目役ニテ申出候御免被仰付候テモ、其身一代ハ書下シ名字ニテ候、

節ハ片書名字、浦役ニ付申出候節ハ書下シ名字ニテ御

座候、役儀御免ノ節ハ片書名字ニテ候、七島者ノ儀ハ 役儀不相勤候テモ名頭ノ分ハ皆トモ片書名字ニテ御座

候間、 此段申上候、以上、

申三月十二日

御船奉行

1010

一今度 上儀奉存候ニ付、先例見合申候ヘトモ、先年火災・大 御家督 御隠居ニ付、七島郡司ヨリ御祝儀可申

相知不申候、先年 風ニ諸帳相捨候ニ付、進上物等差上ヶ御祝儀為申上訳 隅州様御初入部ノ節、進上物差上

御家督ニ付テモ進上物差上 御目見ヲ被仰付候、御祝儀申上候訳相見へ不申候、尤、 御目見ヲ被仰付候ヘトモ、

丑年御下向ニ付テ、進上物差上年頭之 進上物差上御祝儀申上候訳相知不申候、 御目見被仰付 太守様去々

候へトモ、御祝儀ハ不申上候、郡司共ノ儀ハ、跡々被

御猶子様御祝儀ハ申上候節ハ進上物不仕候、右ノ次第 仰付事ニ御座候、然ハ、去ル戌年 御入輿 御在国ノ節ハ年頭為御祝儀進上物差上 御任官 御目見被

御祝儀ニサへ鷲ノ間マテ罷出御祝儀申上事候へハ、

ニ御座候へハ何様ニ被仰付可然ト難申、候ヘトモ、間々の上

御家督ノ儀ハ格別ノ儀ニ奉存候間、進上物差上御祝儀

申上筋ニモ可被仰付哉、左候ハ、 ノ進上物同前ニ、鰹三〈レン・醬物二壺差上筋ニモ可 御目見被仰付候節

候、以上、

被仰付哉、先例委細ノ書留見出不申候間、得御差図申

延享四年卯九月十日

御船奉行

諸座付一身者・町家名頭マテハ書下名字御免被仰付候 ニ付、七島並硫黄•竹島′横目ノ儀モ勉内書下名字御 ^{関震輸}

免被下度旨、御船奉行申出趣有之、

名頭ノ分ハ都テ書下名字御免被仰付候、硫黄・竹島

七島ノ儀、横目其外無役ニテモ元来片書名字付来候、

以後マテモ其身一世書下名字御免被仰付候

黒嶋ノ儀ハ、庄屋・浦役・横目マテ勤内ハ勿論、退役

天明三卯四月

々

明和七年寅八月

<u>=</u>

道之島与人・七島郡司へ、 来ル廿八日、御対面所

御

安永二巳八月廿六日

目見被仰付候事

<u>=</u>

明和八年卯九月

七島郡司へ 御目見被仰付、相済候已後罷登候郡司へ

御目見被仰付候儀ハ無之候哉、相糺可申上旨承

又々

目見ノ願申上置、未 御目見不被仰付内、跡達テ罷登 知仕、帳面見合申候処、明和四亥年罷登居候郡司 御

候先例ハ御座候ヘトモ、 候郡司ヨリ願申上、同九月七日一列ニ 御目見相済候已後罷登、又 御目見被仰付

明和八年卯九月七日 御船奉行

御目見被仰付候儀ハ無御座候、此段申上候、以上、

弘治・天正ノ年号ノ比、日向国ヨリ悪党トモ数船ノ兵の機 船ヲ仕立、年々参リ、島々ノ有モノ・女童トモ押取

段々狼藉仕、島々及難儀、右悪党トモ七島ノ内ニテ皆

トモ打取、其節ノ為御褒美、具足・甲・鑓・長刀拝領

被仰付、中之島郡司所持仕候、且又右悪党トモ墓所等

右島へ有之候

国分 御時代ニハ年々参上仕、其砌、中途佐多・根占・

哉ト 七島ヨリ献上鰹節国分へ参上仕候処、御門ニテ何者共 無難題中途罷通御奉公仕、其砌ニテ候哉、御出陣ノ砌、

肝付表ニテ度々狼藉ニ逢為申由候へ共、自分ノ働ニテ

リ以来年々七島鰹節上納ノ節ハ毎年御祝被成下、 御意有之、其時ヨリ御祝ノ御酒頂戴被仰付、 御意ニ付、七島鰹節ト申上候処、勝武士冥加成 享保 夫ョ

年号ノ中比マテハ於鹿児島進上蔵鰹節上納ノ節、 ノ御酒等被仰付頂戴仕来候処、其已後何様ノ訳不申伝

御祝

候へ共、御祝不被仰付候

高麗 御奉公相勉、 御出陣ノ砌ハ七島ヨリ仕立船ヲ以朝鮮国へ罷渡! 且又 御出陣跡ニ参候者トモ名古屋マテ

差越、 御帰陣ヲ奉待、尤、高麗へ罷渡候者トモ罷帰

麗人被成下、下人共ニハ于今高麗人子孫ト申伝候 不申者モ有之候由申伝候、其節ノ為御褒美、島々へ高

帰陣ノ 座候 嫌何ニ罷出、 図書様御家ニ付、七島郡司 一個コ リト 其節御盃頂戴仕儀ニ御座候、 申伝、至只今毎年無中絶罷出申事ニ御 御当地へ罷上候節、 是又高麗御

年頭ノ 慶長年号ノ比、 御免許被仰付、左候テ、御代々 罷登為申由、其後何様ノ差支ニテ御座候哉、御断申上、 石ツ、川邊ノ内ニ拝領被仰付、其比ハ御番トシテ年々 諸事御奉公為仕 ニ年々無中絶 司ョリ鰹節三十連・塩辛二壺進上仕、 御目見被仰付、 琉球御征伐ノ砌ハ七島ヨリ御案内仕、 御目見被仰付、冥加至極難有奉存候! 御褒美トシテ、七島へ知行高三百 到只今 御在国ノ砌ハ七島郡 太守様御在国ノ砌へ 御出座ノ御席

明和七年寅八月

島々申伝候次第モ御座候ハ、追テ書付可差上候、

未罷登不申候、八島郡司六島郡司

御機

二〇一五 (の1)

天明二年寅六月

黒島庄屋

日高傳左衛門

一右ハ、 依之、 女様 移、 十月廿三日 硫黄島•竹島•黒島庄屋•七島郡司当寅夏罷登; 御部屋様ト申御順ニ候旨被 御縁女様ト奉称、御順之儀ハ 茂姫様御事、一(重豪女) 御本丸へ被為入、夫ョ 橋へ御引取被為済候処、 IJ 仰渡候段御到来候 種姫君様 西丸へ 去丑 御縁

屋ノ儀ハ鰹節五連ツ、進上仕、於鷺之間御祝儀申上、 ノ先例見合申候処、 御祝儀申上度旨申出候、右ニ付、重立候御祝儀事 御家督初テ御下国ノ節、三島庄

仰渡、其段申渡置候処、此節右庄屋年貢上納トシテ罷

先例之通進上物差上、

御両殿様へ御祝儀申上候様被

御帳ニ相付退出仕候、七島郡司ノ儀ハ鰹節三十連・醬

右ハ、七島中従前々申渡候次第、書付可申上旨奉承知

至只今、毎年七島安全ノ札守付届御座候

加世田へハ松板山正本寺ト申山伏、

七島檀方ニテ

以上、

物二壺進上仕、御祝儀 浄岸院様御入興被 (維豊維室竹姫) 御目見被仰付候筋ニ相見へ申

申上、御帳相付退出仕候、

仰出候節ハ不及進上物御祝儀

松平之御称号御賜ニ付テハ、七島・三島ヨリ御祝儀沙

祝儀申上候儀無御座候'

右外常式御祝儀事等ノ節ハ、三島ョリ進上物差上、

汰書留見当不申候)

此節ノ儀格別成事候間、 御家督初テ御下国ニ付御祝

上、御帳ニ相付、御祝儀申上候様ニモ可被仰付哉

儀ノ例ニ準シ、七島•三島トモ此節ハ進上物マテヲ差

寅六月十五日

(二〇一五の2)

御船奉行

御附紙ニテ、御船奉行ヨリ、

茂姫様 御緣女様ト奉称候付、右之為御祝儀黒島庄屋

罷登候付、進上物等ノ儀、先例相シラへ申出趣有之、 御家督初テー御下国ノ例之通、七島郡司・三

島トモ〜御精進日間進上物差上、御帳相付、

御祝儀申

上候様、 如例可申渡候、

七月

(二〇一五の3)

一右ニ付、七島郡司目録左之通

進上

鰹節

御

醬物

三十連

以上、

七島郡司中

右、杉原一枚、竪目録□ツ折ニシテ相調、天明二寅八(空f)、ヒカ) 物ハ塗受台ニ入付、鷲ノ間へ相備、 月十一日、詰前御船奉行ヨリ奏者御用人へ差出候、品 御船手書役ヨリ御

横目席詰ニテ御帳ニ相付、御祝儀申上候、 人・月番御家老衆へ、御礼廻ノ事、『夢』の際』 テ、口之島・中之島・寶島・臥蛇島郡司、於鷲之間表 用人座書役へ引渡、直ニ御納戸蔵役人相受取候、左候 御取次御用

天明二年寅七月

七島・三島、郡司・庄屋格式方ノ儀、 天明二年寅八月、 御記録奉行ヨリ糺ニ付御船奉行返答、 委細書記可申達

旨、当座書役マテ承趣有之、左ニ申達候、

七島者ノ儀、補人・百姓ノ訳不相知候

此已前ョリ片書名字付来候家筋段々有之、右名字付ノ

家筋ハ二男・三男・末子マテ皆肩書名字ニテ手札取来

申候

名頭ノ内ニテモ無名字者有之候、

者ハ極老相成役儀御断申出、御免已後ニテモ役内ノ通 郡司浦役兼役等相勤候者ハ、先々ヨリ片書名字付候者 ノ内、家筋ヲ以シラヘ申出事ノ由候、尤、郡司相勉候

役兼務ノ儀ハ大御目付衆御方ヨリ被仰付候

書付名字付来候由、尤、郡司代合ニ付テハ御勝手方浦

横目役相勤候モノモ同断名字付家筋ヨリ相調申出事ノ

ニ被仰付、折々取調候節ハ、浦役ニ付テハ書下名字、 由、尤、横目補役兼務トモニ大御目付衆御方ヨリ一所

横目ニ付テハ片書名字ニ御座候間、

勉前ニ付テハ右ニ

横目役ノ儀ハ

御目見御祝儀無之候

準シ、勿論退役以後ハ持前ノ片書名字ニテ候、 御在国多々進上物差上、

候、其外御祝儀事等申上来候

郡司ノ儀ハ

一横目役ノ儀、 御目見御祝儀無之候

三島者ノ儀モ浦人・百姓ノ訳不相知候

ハ片書名字付ノ者御座候

右者トモ惣体無名字ニテ御座候、

然共先々ヨリ社役ニ

庄屋補役兼務並横目補役兼務相勤候モノモ、無名字ノ

内ヨリ相勤候へトモ、庄屋浦役兼務ノ内ハ書下名字、

役儀相離候後ハ片書名字仕来候由、庄屋ノ儀ハ代々程 ニ相勉来候、尤、横目補役兼務相勉候モノモ無名字ノ

内ヨリ家筋ヲ以相勉候由、横目ノ儀ハ役相離候ヘハ無

名字ニテ候由、横目役ニ付テハ七島横目同断

但、庄屋役ハ御勝手方横目又ハ浦役兼務ハ大御目付

衆御方ヨリ被仰付候、誓詞七嶋同断

庄屋 御目見等無之、何ソニ付御祝儀等申上来候、 依

折ニテハ進上物等差上候

御目見被仰付

右之通、当座へ相知有之候、以上、

天明二年寅八月廿二日 御

御船奉行

仰付候事

延享元年子十月

寄程ノ御奉公向ハ内々何様ノ儀モ可相勤旨、願之通被通被仰付置、異国方其外不意ノ御用筋ハ勿論、男女差

御記録奉行衆

10 t

黒島社家 日高右京

字被仰付候条、如例可被申渡旨、仲殿御差図ニテ候、

右、無名字ニテ名字付ノ願申出趣有之、願之通日高名

以上、

天明六年午七月三日

北郷助太夫印

二〇九

取次ニテ、黒島之横目共ヨリ役目相勉ノ内、書下名字一大御目付座ヨリ御用ニ付承候様ニ、町田孫右衛門殿御

書ノ儀願出候ニ付、御船奉行次書ニテ被申出候、願之

へハ御免被仰付候、左候テ、役儀御免被遊候節ハ本々通勉中書下シ御免被仰付候間、已後トモニ右役目ノ者

之通ニテ可相心得旨、御船奉行ヨリ可申渡由、調所為

右衛門承候事、

正徳六年申

七島郡司トモ、役目中ハ家内マテモ在郷ノ場ヲ被召除

其身ハ名字書下御免被仰付、

御在国ノ砌ハ於

御対

面所年頭ノ 御目見ヲモ被仰付事候処、役儀代合申候

1010

付五郎兵衛へ同名ニテ候間、長右衛門ト名替被仰付被一七島ノ内諏訪ノ瀬島郡司肥後五郎兵衛事、御船奉行肝

代合候者ハ其身計在郷ノ場ヲ被召除、書下名字役内之

島人ニ無差別罷成、役儀相勉候詮モ無之候間、首尾好

ハ本々之通、札御改ノ節ハ在郷ノ内ニ被召入、並之

下度旨申出候ニ付、致次書申上候処ニ、御家老衆被聞 御船手名替可申付旨、蒲生十郎兵衛御取次ニテ被仰渡、 儀ハ御船奉行支配ノ島ニテ候間、御船奉行承届候上於 召届、外城衆中サヘ地頭承届候テ名替申付候、七島ノ

<u>=</u>

享保三年戌八月廿五日

享保十五年戌年、七島郡司トモ前々ヨリ 御出座ノ御

被仰≦、午年モ同断ニ付、此節郡司トモ段々願出趣有の代 御目見被仰付来候処、去辰年 御通掛 御目見

之、願出高橋外記殿へ差出候処、右之段ハ願ニ不及候

۲ モ 弥跡々之通可被仰付趣ニ付、書物被相下候、以後 通ノ願マテ申出筈也

肝要帳

写

奏者番へ

御目見被仰付候旨、次第書相渡置候、右郡司トモ儀 右ハ、七島郡司ノ内五島ノ郡司、明廿一日 御通掛ニ

最早常年ハ 御対面所 御出座ノ御序ニ 御出座ノ御序モ無之候故、右之通御通掛 御目見被仰付事候へトモ、

条、其通可相心得候、

=

御目見被仰付候、

此儀已後共例ニハ不被仰付事候

右可申渡候

辰九月

(川上久東) **学**東)

享保九年歟

七嶋郡司年貢ニ罷出、年頭ノ御祝儀外ニ何ソニ付御祝

<u></u>

餞申上候節ハ、御船奉行郡司トモ召列、鷲之間ニ扣置! 月番御用人へ首尾申出置、郡司トモ御暇仕儀ニ候、然

出候ニ付、得御差図候処、右式ノ節ハ進上物等差上儀 処ニ此節 御入輿 御任官 御猶子様御祝申上度旨申

候哉ノ旨、髙橋外記殿御取次ヲ以被仰渡候ニ付、此跡 ヨリノ御祝儀申上候節、進上物仕候儀無御座候段申上

候処ニ、左様候ハ、此節之儀モ進上物仕ニ不及由、戌

時前ニ罷出、

鷲之間二可罷居旨、鎌田源左衛門殿御取

鷲之間へ罷出、

御帳相付候段、

今已後年頭外間々御祝儀ニハ進上物ニ不及由承候、 八月十三日、髙橋外記殿御取次ヲ以被仰渡侯、尤、

自

次ヲ以被仰渡候間、十五日罷出、御屋形詰御船奉行讃ののののである。

享保十五年戌八月

肝要帳

二〇三四

一七島郡司共 方へ申出来候へトモ、向後ハ表方へ相付願書物可差出 院仲左衛門承知 旨、亥九月八日谷山角太夫殿御取次ヲ以被仰渡、伊集 御目見ノ願申出候節ハ、此跡ョリ御勝手

モ退出仕候事

元文二巳十月十六日

候テ右御礼御帳付相済候段御勝手方へモ申上置、源左

右御祝儀ノ御礼面々御帳ニ相付、尤、善助事差添罷出

衛門殿へモ其段申出候処、御用無之由被仰渡、

郡司ト

候処、月番御目付、〈被仰渡、於鷲之間横目席詰ニテ 上、表方へハ郡司銘々名書ヲ以鎌田源左衛門殿へ申出 御取次ヲ以今日右ノ御祝儀可申上旨被仰渡候段首尾申 良善助方へ其首尾申出候故、御勝手方へハ山田新助殿

享保十六年亥九月

肝要帳

三五

益之助様被遊 七島郡司ョリ願申出、 御中剃、 其段申上候処、先例之通御祝儀 御名替被遊候御祝儀申上度由

可申上旨、織部殿ヨリ被仰渡候間、今月十五日朝四ツ

伺

御機嫌ノ儀何様ニ可仕哉ト御勝手方へ御内々申出

信州様被遊(総州カ、吉貴) 御逝去二付、 御両殿様へ七島郡司トモ

之間へ罷出、御帳ニ相付候様ニ被仰渡、卯十月十二日 候上、表方新納次郎兵衛殿御取次ニテ申出候処ニ、鷲

617

臥蛇島郡司肥後源左衛

門•平島郡司日高源右衛門申出候、

延享四年卯十月

ここせ

宝曆四年

一硫黄島熊野権現社頭取長濱権太夫ヨリ、 付被下度、当座へ願出趣有之、次書左之通 国ニ付、先例之通鰹節五十ツ、進上ニテー御目見被仰 太守様御下

右之通、従前々 御目見被仰付候付、此節モ

ノ願申出候間、有来通有御座度候、以上、

戌四月十八日

本田出羽守殿

村田與三左衛門御船奉行

등 기

上略、 且又 御家督ニ付、御祝儀申上候へトモ、『出来

ハ早晩之通可申出旨、卯十月被仰渡候、尤、七島郡司

時分後ニ罷成候テハ島方可差支候間、郡方トモ暇ノ儀

儀ニ付罷登候様、態ト飛船ヲ以申渡儀ハ無御座候、島 共ノ儀ハ毎年年貢上納トシテ罷登事ニ御座候故、御祝

方一統ニ何ソ被仰渡候節ハ琉球諸島へ島次飛船被差越

候付、右便ヨリ申渡候、

七島郡司トモ年頭ノ御祝儀申上候節ハ進上仕、

被仰付事御座候ヘハ、其外ノ御祝儀事ニハ進上物ニ不 御目見

及、鷲之間マテ罷出、御祝儀申上候先例多々御座候間

此段申上候、

以上、

御目見

宝曆六亥八月廿二日

御船奉行

二〇二九

一今度就

御家督、道之島与人、硫黄嶋・竹島・黒島庄

屋、七島郡司ヨリ御祝儀申上候儀、先例之通可被申渡

宝曆六年亥九月十五日 御勝手方へ可相達候

宝曆元年未七月、 圓徳院様御着城ニ付、七島郡司御(重年)

申候、

中略、

都テ不相揃候テモ罷登居候郡司ョ

IJ

七島中相兼候テ御祝儀申上候儀、多々御座候

右之通相糺、

此段申上候、

以上

宝曆十三年未七月五日

御船奉行

祝儀申上候次第、且又当分郡司相揃候哉ノ旨、御用人

堀甚左衛門ヨリ糺方ニ付、左之通

宝暦三酉十月廿五日、先例之通進上物仕、

御目見被仰付候、

宝曆十一年巳九月十三日、 但、 御着城ニ付テハ御祝儀無御座候 御家督初テ御下国ニ付、

節ハ臥蛇島郡司一人罷登居、 先例之通年頭ノ御祝儀七島郡司中ヨリ進上物仕候、其 御目見被仰付候

上物、次第ハ七島郡司中ヨリ鰹節三十連・塩辛二壺・命之 願候、 御在府ノ節ハ不奉願、進上物モ不仕候、進

毎年年貢上納罷登、

御在国ノ節計

御目見奉

中ノ御祝儀兼テ申上候、一島ヨリ進上物ノ品何程ツ、 差上来候、尤、都テ不相揃節ハ罷登候郡司ヨリ七島

七島ノ内、寶島・諏訪瀬・ 先例ニ御座候

口之島郡司ハ当分罷登居

ト分テ差上候儀無御座候、

七島中ヨリ右之通進上仕

0

年頭ノ御祝

宝暦十三年、平島・諏訪瀬島・寶島・悪石島・中之島

郡司並口之島寄郡司トモヨ IJ 御目見ノ願申出候処、

旨、左之通被仰渡

寄郡司へハ

御目見不被仰付、

外五島郡司マテ被仰付

鰹節三十連 塩辛二壺

五島郡司名書略ス

右ハ、年貢上納ニ付罷登、 先例之通 御目見被仰付被

道之島与人引次於御対面所末席 御目見被仰付候条 下度旨願申出候間、明廿二日四ッ半時、

右之通進上物

未九月廿一日

如例可申渡候

右ニ付、廿二日朝五ツ時郡司トモ (小松青香) 御本丸へ罷出、

鷲 619

筆者へ首尾申達候処、奏者番衆方へ可申出旨承候間 之間へ相扣居候付、御船手筆者罷出、御用人座奏者方

奏者方へ首尾申出候

<u></u>

進上物ノ儀、走番両人ニテ樋之間へ廻置、 御出座前

以 御目通ニ備置、郡司トモ筆者召列杉之間縁頬へ相

廻り、 御目見稽古被仰付、直ニ右縁頬・虎之間縁頬

へ扣居で

目録ノ儀ハ御用人座筆者へ相渡候、

録直ニ相渡候間、向後不及借物候

右受台御納戸ヨリ致借物候ヘトモ、御用人座筆者へ目

御船手筆者麻上下着用ニテ可罷出事、 刻限郡司同前ニ

罷出、諸事引廻致シ候事、

目録、横折ニテ可相調事、

延享二年丑十一月、 右首尾、御船奉行川上瀬兵衛•筆者鎌田友右衛門、 隅州様御隠居御家督ニ付、七島(継豊)

郡司•三島庄屋御祝儀

同二年十二月、 同三年寅四月、(四年卯ヵ)

御同人様御家督初テ御暇ニ付、 慈徳院様少将御任官ニ付、同断、(宗信)

同年辰三月、 御同人様御縁組ニ付、同断 **寛延元年辰十二月、**

御同人様中将御任官ニ付、

同断 同断

同年同月、 菊姫様御縁組ニ付、(維豊女) 同断

同三年午十二月、 同二年巳十一月、 圓徳院様御家督ニ付、同断、

同年同月、 於時樣御前樣御立二付、同断、 御同人様少将御任官ニ付、

同断

同年、 圓徳院様御家督初テ御暇ニ付、同断

御同人様御帰国初テ上使ヲ以御肴拝領ニ

付、同断

同年十月、

右之通御座候、以上、 宝曆十三年申閏十二月朔日(+四年カ)

御船奉行

牧野仁左衛門殿

二〇三三 (の1)

宝曆三年酉

酉九月、 口之島郡司肥後仁右衛門相果候ニ付、代役肥

(IOIIII02) 也 此表、肥後仁兵衛へ口之島郡司申付候条、 候者無御座段承届申候間、此段得御差図申候、以上、 兵衛へ被仰付度奉存候、尤、親類中へ御咎目被仰付置 仰付候テモ相勉申者ノ由申出候間、仁右衛門跡郡司仁 島中ノ者共ヨリ申出候ニ付、当分罷登居候余島ノ郡司 司ノ儀吟味申渡候処ニ、右仁兵衛へ被仰付被下度旨 有之相果申由申出候ニ付、其段申上置候、依之、 右申出之通、口之島郡司肥後仁右衛門此内罷登、 島・悪石島・宝島四島郡司次書ヲ以申出 後仁兵衛へ被仰付度、口之島中ヨリ願出、 へモ吟味申渡候処、島中ヨリ申出之通、仁兵衛郡司被 物奉行 御船奉行 酉十月五日 酉九月廿五日 御勝手方印 御船奉行 堀堀右衛門 中之島·平 如例可申渡 跡郡 病キ 宝曆五年 三五 右、口之嶋郡司肥後仁右衛門致病死候跡、郡司として 以上、 右之通、 田五右衛門御取次二而被仰渡 段申上候、以上、 朱書者月番御目付へ、 本文、申出之通浦役兼役被仰付候旨、酉十月八日、村 右仁兵衛へ被仰付候間、 口之嶋郡司肥後仁右衛門跡 中之嶋郡司 西十月九日 西十月八日 依願名替申付候間、此段被聞召置可被下候、(朱書)「申上候、以上、」 本名平次郎 補役兼役被仰付度奉存候、此 御船奉行 御船奉行 日高太郎右衛門 (前半欠、例により補) 肥後仁兵衛 (例により補) 例により補)

亥年、 太守様御逝去ニ付、七嶋郡司共伺 御機嫌之

別紙を以申出候付、為御心得帳留見合遺候

太守様御逝去ニ付、七嶋郡司共伺

御機嫌

去巳春、

逝去之節者鷲之間へ郡司共扣居、御帳被相下、御帳ニ 之儀申上候処、先例可申上旨被仰渡候付、 総州様御

相付退出仕候通、御船手帳留御座候由、巳七月廿一日

太守様御逝去ニ付、七嶋郡司共伺 通被仰付候旨、相良弥一兵衛殿御取次ニて被仰渡候′

申出候処、左之通

郡司登城候節、時々不及申出、御帳可相付旨、是又被『顧醫』(これより以前欠、勁により補) 諸島之

仰渡、巳七月廿三日本田太〈兵衛承知候由、帳面御座

御殿詰種子島七郎太〈殿、

七島郡司ヨリ伺右ニ付朱書 付候旨、宮之原宇右衛門殿御取次ニテ被仰渡候、 御機嫌ノ儀願申出置、申出ノ通被仰 明日

御帳相付候様被仰渡候付、可被申渡候、以上、

村田與三右衛門

亥八月七日

御船奉行

但、 太守様御逝去ニ付、

隅州様へ伺

御機嫌

御船奉行伺申出候付、

百姓

三

御機嫌之儀申出候

一百姓トハ、公家二十氏・武家八十氏ナリ、(二〇三八号行間朱書)

此苗裔下テ

庶民ト成、依テ、百姓ト云、庭訓抄、

듣

一近名又ハ外城ヨリ馬ヲ牽キ鹿児島へ差越候節′、脇指

差候格ノ者モ無刀ニテ差越候様、先年申渡有之候処′

往還ノ妨ニ相成、或致大酒、法外ノ体ニテ致徘徊、就 頃日馬牽キ候者脇指ヲ差シ、或ハ通路考モ無之繁置!

不届候、向後右体ノ儀無之様、支配頭其外諸外城マテ 中、末々ノ者身分不相応ノ脇指ヲ差候者有之由相聞

モ不洩様可申渡旨被仰渡 明和寅五月廿五日(七年カ)

伊織

右類訴人イタスモノモナク、

村々騒立候節、

村内ノモ

ノヲ差押、

ト、ウニクワ、ラセス、一人モサシイタサ

|〇三九(の1) 御触書天明集成 三〇一九号)

ヲト、ウトトナヘ、ト、ウシテシヒテネカヒ事クハタ

ッ

ヲコウソトイヒ、

アルヒハ申アハセ村方タチノキ

(二〇三九の2

何事ニョラス、

ョ 口

シカラサル事ニ百姓大勢申合セ候

候ヲテウサント申、 アラハ、居村・他村ニカキラス早々ソノスシ 前々ヨリ御法度ニ候条、右類 ンソ役 ノ儀

所へ申出へシ、 御ホウヒトシテ、

、ウノ訴人

銀百枚 同断

コウソノ訴人

テウサンノ訴人

同 断

右之通下サレ、 ソ ノ品 ニョリ帯刀・苗字モ御免アル

キ間、 タトへ一旦同類ニ成ル共、 発言イタシ候モノ、

丈取鎮、

下サルヘシ、 名前申出ルニヲヒテハ、 ソノ科ヲユルサレ、御ホウヒ

サ

シツ、キシツメ候モノトモ、コレアラハ、

IJ

シツメシモノハ御ホウヒ銀下サレ、

帯刀・苗字御免、

ソレソレ

ル村方コレアラハ、村役人ニテモ百姓ニテモ重キニト

御 明和七年十月 ホウヒ下シヲカルヘキ者也

奉行

右之通、御領ハ御代官、 私領ハ領主・地頭ヨリ村

マヘ 公

相触、高札相建有之村方ハ高札ニ相立可申旨、

義被仰渡候段被仰渡、

明和七寅八月六日

上方筋百姓トモ強訴等イタシ相集候趣相聞候間 其上ニモ難取鎮、候ハ、『召捕可申候、け》嫌子ニ 可成

(御触書天明集成

三〇四一号)

限ニては難行届儀も可有之候間△、 御料他領之ものニても△最寄次第人数差出召 御領・私領トモニ

段被仰渡、

明和六丑二月廿一日

(御触書天明集成三〇四二号)

右之趣、兼テ御領・私領百姓共へ、御代官・領主・地願タルトモ理非不及沙汰、無取上、急度仕置可申付候、弥右之通可相邷得候、若心得違致徒党候ハヽ、可取揚弥はノ通可相願儀候処、大勢致徒党候段不届候、自今諸国百姓トモ願之筋有之候ハヽ、名主・村役人等ヲ以、

明和六丑四月朔日

頭ヨリ可相触旨、従

公義被仰渡候段被仰渡

ノ諸所、兼テ気ヲ付罷居、隣国万一強訴ノ取沙汰モ候ヨリモ人数ヲ出、取鎮候様従 公義被仰渡候付、境目一遠国百姓共大勢集、強訴等イタシ候節ハ、最寄之領主

、早々可申出旨被仰渡'

同年丑四月

(御触書天明集成 三〇四三号)

モノ家作並諸道具ヲ打損シ、吟味ぐ相成候上ニテ、数止事罷出、大勢集、村役人ノ居宅又ハ遺恨ニ存候者トが出シ、外村々ノ者トモば、趣意ハ不弁シテ、不得遠国百姓共願ヲ含、所々ニテ寄合、手段ヲ企、廻状ナ

主々ニテ申宥、穏便、取鎮、候儀ヲ専要、イタシ候故、主々ニテ申宥、穏便、取鎮、候儀ヲ専要、イタシ候故、ケ条ノ願ヲ申立候類、有之候ヘトモ、「公義ヲ軽、領

生い隼…を残よ刀扁乙耳:戻事せ、「口や世兄と古り、百姓トモカサツニ相成▽及狼藉不法之儀共有之候、百

外場所ニても見習候様可成行哉、以来御料所之百姓と強訴を企、及狼藉候もの共を、手よはく取扱候ては、姓を憐ゞ候儀は勿論之事ニ候得共、右体徒党を結ひ、

差出、 一領限ニ候ハ、△其領主ヨリ遂吟味、 仕置 じノ儀

可被相伺候

以上ノ面 万石以下ノ知行所騒立候節モ同様ニ相心得候様、 同年丑四月 Þ 可相触旨、 従 公義被仰渡候段仰渡 万石

二〇四四

百姓トモ大勢子トモ有之候へハ出生ノ子ヲ産所ニ⟨ので 直

殺候国柄モ有之段相聞得、不仁之到候、以来右体ノ

儀

参候様可取計、

乍其上不罷帰候 ト

ŧ

差図無之内、

儀、郷村ノ余勢ニ相成事候、 無之様従 公義被仰渡置候、 子共出生ハ御国中繁栄ノ 御領国中右体ノ儀有之間

敷候へトモ、 万一心得違候テハ甚以不仁ノ到候条、 右

仰渡ノ趣屹可相守候

右之通、 思召ヲ以被仰出候ニ付テハ、 末々ニ 到、 取

又ハ血荒ノ筋取扱候者有之候ハ、、糺方ノ上屹其科可 候儀、曾テ無之筈候ヘトモ、

自然出生ノ子ヲ窃ニ流産

被仰付旨被仰渡

明和八卯八月廿八日

二〇四五

飫肥御領 ノ者トモ多人数相集リ強訴等敷風聞有之候処、

逃散イタシ他領へ願出候儀ハ堅御停止ノ旨、従

公義

以後万一心得違、

御領内へ迦来候者トモ有之候ハヽ、

兼テ被仰渡置趣有之候故、入付候儀不相成旨申聞、

其節ハ別紙 切入付間敷候、 公義仰渡之趣ヲ以幾度モ申聞、 通り申聞候マテニテ不致得心候ハヽ、 是非致帰

目内へ入付申間敷候、 右之段ハ早々可申出候

等申付置、猶又右体ノ風聞承得候趣モ候 右之通、高岡並最寄境目郷へ申渡、此已後無油断聞合 /١ 時 々申 山

中渡候

境目番人等ヘモ屹ト可申渡置旨申渡、

四カ所抑

ヘモ

違

寛政元酉閏六月廿四 日 動解· (市田教国)

由

二〇四六

御触書寬保集成 二六〇二号)

質地取候者、年貢不出之、質地ニ遣置無田地者方ヨリ

年貢役等勤候者有之由相聞、不届ノ至候、堅停止之事、

右之趣堅可相守、 若令違背者可行罪科者也、

田地永代売買、此已前被仰出候通、

弥以禁制ノ事、

卯四月従 公義

貞享四年卯五月、 被仰渡

二〇四七

百姓山差帯候儀ハ停止ノ事候故、頃日近名ノ者トモ間®処

様稠敷可申付候、此已後相背候者モ候ハ、、先年申渡 ニハ脇指帯候者モ有之由相聞へ不届候条、聊取違無之

置候脇指取揚、其段可申出候、自然右体ノ者脇ヨリ相(鰕アリカ) 知候ハヽ、役々マテモ可為越度候、

安永八亥六月

帯刀

御触書天明集成 三〇一四号)

二〇四八 (の1) 近来在方村々ノ者トモ耕作ヲ等閑ニイタシ、却テ困窮 等ノ儀申立、奉公稼ニ出候者多、所持ノ田畑ヲ荒置候

> 差支無之候哉否、村役人トモ相糺、実々無拠不調ニテ(テイ細カ) 類有之由相聞、不埒ノ到候、以来村高人別割合、 マテハ奉公ニ出候テハ残人数ニテ耕作ハ勿論、村方ノ(チャタ) 何人

奉公ニ出度旨相願候モノ有之候ハヽ、右割合ノ人数マ

方ノ差支モ不顧、奉公ニ出、田畑ヲ荒シ候儀等有之候 テハ村役人共承届、年季ヲ限奉公出候様可致候、若村 ハ、、当人ハ勿論村役人トモ越度タルヘキ者也、

右之通、御領ハ御代官、

私領ハ領主・地頭ヨリ可被相

(二〇四八の2) 酉五月

右之通、従 公義被仰渡候条、此旨与中•支配中•諸

外城へ不洩様可被申渡候也

安永六年酉

二〇四九

札改条目ノ内

何方ノ支配ニモ不相付者於有之ハ、百姓ニ被召成御法

1

ÿ

V

モ農ニ集リ候ニ付、百姓ト唱候ト相考候、百日!

古ヨリ百姓ト唱候、天下ノ人、

四姓ハ勿論、

諸ノ姓氏

但、此已前ハ右体ノ者、浮世人ト相唱候間、ニ候、右体ノ者於有之ハ可有披露事、

入念可

相改候

門屋敷名頭名子

O 五 〇 五 〇

候、異国・本朝トモニ右之通ニ候故ニ、農人ノ事ヲ上帳イツレモ士人ノ名ト相見へ候、今ノ郷士ノ振合ニテ帳イツレモ士人ノ名ト相見へ候、中馬大蔵ナト 惟新様無二ノ昵近ニテ候ヘトモ、出水衆ニテ関ケ原ノ左右者無二ノ昵近ニテ候ヘトモ、出水衆ニテ関ケ原ノ左右者に場ニテ聞、直ニ出立有之由、 権現様昵近ノ近藤某作場ニテ聞、直ニ出立有之由、 権現様昵近ノ近藤某作場ニテ聞、直ニ出立有之由、 権現様昵近ノ近藤某件場ニテ聞、直ニ出立有之由、 権現様により、古代ノ作人名書古者士ノ不仕者ハ皆農ヲ勉候、依之、古代ノ作人名書古者士ノ不仕者ハ皆農ヲ勉候、依之、古代ノ作人名書古者士ノ不仕者ハ皆農ヲ勉候、依之、古代ノ作人名書

へハ、彼方ニテモ同前ト相見へ候、扨、天下ノ御高、い名字ニテ候、士ニ家々ヲ被下置、其家名アルコトク、ル名字ニテ候、士ニ家々ヲ被下置、其家名アルコトク、ニ村、其家ヲ不被定置候テハ、依時宜地面致支配候人ニ村、其家ヲ不被定置候テハ、依時宜地面致支配候人ニ割付、右ノ家ヲ為被建置、家部主ノ名字ニテ候、門無之、荒地等相成事ニモ可成立儀ニ付、夫々地面相応ニ討付、右ノ家ヲ為被建置、家部主ノ名字ニテ候、門無之、荒地等相成事ニモ可成立儀ニ付、共々地面相応ニ討付、右ノ家ヲ為被建置、家部主ノ名字ニテ候、門無之、荒地等相成事ニモ可成立儀ニ付、夫々地面相応ニテ候、ぶの戸侯ナト云モ家千軒有所ノ地頭ヲ千戸侯ト云、イツレモ此意ニテ候、日本有所ノ地頭ヲ万戸侯ト云、イツレモ此意ニテ候、日本有所ノ地頭ヲ万戸侯ト云、イツレモ此意ニテ候、日本有所ノ地頭ヲ万戸侯ト云、イツレモ此意ニテ候、日本の、なる。

仰付、永々其門不致断絶様ニ被立置候、百姓家部分ケ地面ヲ支配イタシ、若モ其家子孫無之候へハ門養子被其地面ノ支配被仰付、門名被下置、其門ノ百姓永々其年ニ到テハ混乱ノ基トモ相成儀ニ付、夫々地面致配当、

夫々支配ノ家部不被定置候テハ作人勝手次第相成、

ノ名ニテ**候、屋敷**ト云モ同前ニテ、門ハ屋敷一ケ所ニ

以名ヲ立、イツレモ農家ノ標号ニテ候、孟子ニ五畝之立居候門戸ニテ名字ヲ立、屋敷ハ其百姓住所ノ地面ヲ

宅ト有之候者則百姓ノ屋敷ニテ候、此門屋敷ノ筋目ノ

者ヲ名頭ト唱候、若モ其家ニテ地面ノ支配届兼候ヘハ

下作ノ者ヲ取候、是ヲ名子ト唱、其名頭ノ子作ト云ノ

唱候、以前功才ト唱候処、天明三卯二月名主被相改候、意成へク候、右名頭・名子ノ惣頭ヲ致候役目ヲ名主ト

テ名頭可相究事、

但、名子出入等ノ儀ハ郡方へ申出、郡奉行証文ニテッジ専門権祭具

可相究候、

且又跡地方受取候者ハ、当名頭何左衛門、♡先名頭何門地致附属候者ハ、先名頭何左衛門、当名頭何左衛門

左衛門△ト手札帳面トモニ可相記事、

間、相付間敷候、以上、付、百姓トモ男子都テ一字名相付候テハ男女紛敷候

三

寛政十二申、札改条目之内

候節、郡奉行見計ノ上為別立儀候間、札改ニ付、名頭百姓家内ヲ差分候儀ハ、検地門割又ハ家内人数多罷成

又ハ名字付等ノ儀不書違、古帳引合、先改以後別立候

者ハ郡奉行証文之通可書記事、

ハ、郡見廻・庄屋証文ニテ札改ノ節、名頭可相直候、郡奉行承之上百姓仕置候者、且又嫡子へ名頭相譲候儀

嫡子・養子外へ相譲候者ハ郡方へ申出、郡奉行証文ニ

豆豆豆

一七島中ノ島日高彦左衛門、高二石三斗二升三合六勺ノ

八無身上者ニテ御高格護難成候付、右門脇方へ支配被一門前々ヨリ致支配居候処、破船ニテ致死失、右弟新

仰付度申出、同島ノ作右衛門へ支配被仰付度、於其儀八無身上者ニテ御高格護難成候付、右門脇方へ支配被

名字御免ノ儀御座候間、其通被仰付度申出、御船奉行ハ、御高支配被仰付候者ハ前々ヨリ名頭ニ相立、肩書ハ、御高支配被仰付候者ハ前々ヨリ名頭ニ相立、肩書

次書ヲ以申出候処、申出之通被仰付候段、御証文ヲ以

被仰渡、

鹿児島町人、

テ手札・帳面トモ名字可相記事、

札改条目ノ内

二〇五四

享保十巳十月六日

浦浜町屋敷致所持候者、是又名頭ト唱候、尤、依所肩

書名字御免ニテ候、右惣頭、右名頭ノ内ヨリ年番ヲ以

相替、年貢ノ品トテモ無之、屋敷掛ニ付諸殿役相勉候 相勉候モノ、是ヲ名頭ト唱候、浦浜町ノ儀ハ百姓トハ

下ノ地面預居、御国役相勉候者ニ候ヘハ、其筋目永々 殿役不相勉候ヘハ夫々役銀上納致事候、是又大切成天

不致伝来候テ不叶者故、其家部被建置、名頭被下置儀

ト相見へ候、

蒲生十郎兵衛 取次

関外四ヶ所野町人名頭並子共・伯父・甥・従弟類マテ

名字付御免

飯野、加久藤、 小林五日町・十日町、野町人トモ名頭

計名字付御免、

国分両野町、年行司相勉候者之家筋並乙名ノ者共名字 付御免、

諸縣郡高城野町、依願名頭マテ名字付御免

浦浜人名頭並名字讓候者、是又家内差分別立候者ハ、

御船手へ申出、御船奉行証文ヲ以可相究事

御船手附

名頭計都テ名字付御免ニ付、の候間 家部ノ者マ

諸郷野町並補浜人ノ儀、百姓・浜人同前ノ者ニ候故、

名字付御免無之候、然トモ境目ノ郷ハ依願名頭計名字

二〇五五

文化元子改

脇船頭三人 御船頭二人 内、

内、

一人鹿児島

一人久見崎

一人鹿児島 二人久見崎

仮脇船三人(頭脱カ) 内、一人鹿児島 二人久見崎

船頭二十一人 内、八人鹿児島 十三人久見崎

水主二百九人 内、七十六人鹿児島 百三十三人久見

御船頭大工、一人(ママ) 勇頭 鹿児島

御船大工頭添役二人 久見崎

御船預り二人 内、一人鹿児島 一人久見崎

矢倉船頭二人 内、一人志布志浦人 一人内ノ浦浦人

二〇五六

文化元子改、御船手惣人数与力以下

男女九百七十三人

内、男二百二人鹿児島、十九人与力、一人一代与力、

男三百三十人久見崎、二十二人与力、四人一代

与力、

二〇五七

御船手附ノ源右衛門、当時何御奉公モ無之、無身帯者

御船奉行申出、御免被仰付候、

ニテ、武村百姓成ノ願申出、御船手何ソ差支無之段、

享保五子正月廿二日

御証文

10五八 (の1)

両御船手附ノ人数、前廉者別テ無人ニ為有之由ニテ、

哉、当分久見崎御船手付ノ者マテモ右諸所ニ縁者並親 川内・阿久根表ヨリ為被召入置事ノ由候、左様有之候

召留置候、然ハ近年ハ両御船手トモニ多人数ニ罷成候

類多御座候、右通ノ儀候故、脇方へ永代ニ罷出候儀被

付、当時召仕候人数外、賃取挊等方々罷出候者多御座

共相応ノ奉公ニ出シ度存候ヘトモ、年季ノ儀ニ候故、 候間、尤、不身上者共ニテ子共有之候、左様成者ハ子

抱ノ人少ク御座候間、右体ノ者ハ我々見合ヲ以、永代

男女ニ到リ仕合ヲ以、以後身ヲ請仕、帰参ノ願申出候 被仰付置候テモ何ソ差支有御座間敷哉ト申談候、尤、 暇出度御座候間、其筋ニ被仰渡被下度奉存候、右式ニ

者モ御座候ハヽ、其節、御船手付ニ被仰付ニテ御座有のは又々

間敷哉、 如何奉得御下知候、

宝永三年戌四月十九日

御船奉行連名

御船手

候処、 置候、

旅へ船頭職ニテ罷出候節計片書名字御免ニテ定 然者小船頭者定水主ノ内ヨリ相勉申事ニテ御座

(二〇五八の2)

此表、当時身上差迫候者、致家内ト申出候ハ、、 見合

ヲ以当年中暇可被下候、尤、当時御奉公相勤候者ハ御

戌五月二日

暇遣間敷候也、

御勝手方印

向井市之丞

二〇五九 (の1)

一定水手ノ者、袴ヲ着候勉ハ無之候間、向後常式袴着用(テ゚ロルキ書)

不仕候様ニ可被申付候、 末略、

右ノ通、 御船奉行へ可被申渡候、以上、

正徳三年巳十月廿七日

蒲生十郎兵衛

(二〇五九の2)

定水主、常式袴着用不仕様ニ可申付旨被仰渡、 則申渡

船頭並相勉申候、就夫、爰元ニテ諸座へ罷出、御荷物 モ相受取、諸事御用承申事ニ御座候、兼テ定水手ノ内

ニテ御座候ヘトモ、右体ノ節ハ袴着用仕セ申ニテモ

有御座哉、御尋申上候、已上、

享保十年巳十月卅日

御船奉行

(二〇五九の3)

此表、諸座用事承候節マテ袴着用無用候様可被申渡也、

巳十一月二日

御勝手方印

蒲生十郎兵衛

上略、 百姓ト御船手附・鹿児島三町・外城岡町・

候、百姓方へ右諸所ノ者何方ョリ〈入来候儀ハ御免 浦浜人・寺門前ノ者縁与ノ儀、 以前ヨリ御禁止ノ事ニ

末略

正徳三年巳五月六日

三옷

札奉行所押札ニテ、両御船手付手札ノ者、水手相立候

所へハ亙ノ縁与仕候ヘトモ、百姓方へノ縁与為仕間敷

旨、元禄十一年寅九月被仰渡、

右条々、堅固ニ可被申渡者也、

万治二年亥正月廿七日

鎌田源左衛門印

土持段右衛門殿

岩切加左衛門殿

平田次郎兵衛殿

三〇六二

両御船手付手札ノ者、当町・諸浦人・寺門前マテハ互

ノ縁与御免ニテ候ヘトモ、諸家中・御小者・御道具

者・御中間、互ノ縁与御免無之候間、右ノ間へ互ノ縁

諸家中・御小者・御中間・足軽へ互ノ縁与御免被成候 与御免勝手次第被仰付度ノ旨申上候処ニ、達 貴聞

元禄十二年卯三月廿七日被仰渡、取次猿渡喜右衛

二〇六四

札改条目之内

補浜人縁与ニテ他浦へ出入ハ御船奉行可為証文事、其間に 御船手定船頭ハ名字付、定水主無名字、

所中ノ縁与ハ浜役人可為証文事

御船手附ノ者、上・下・西田町、互ノ縁与御免ノ事、

以上、

三気芸

門

一定水主ノ者、鹿児島中歩行ノ刻、刀指候儀可為停止、

ハ、刀所持ノモノ者刀所持ニテ可参事、 御上洛ノ砌又ハ御国ニテモ遠方ニ御船ニテ御越ノ時分

二〇六五

御船手御規模之内

両御船手付ニテ手札申受候女ノ儀、浦浜・寺門前ノ者、 且又諸家中並御小者・御中間・足軽マテハ縁与可致免

二〇六七 (の1) 延宝五年巳

寛文十年戌七月日帳ノ写

許候、此外へ縁与可為停止事、 門前・諸家中・御小者・御中間・足軽へ遺候儀、且の是に、淮町浜人ノ女ヲ御船手付ノ者子分ニ致シ置、寺 又可令停止事、

二〇六六

宗門手札御改ニ付、御船手付ノ者余方へ相除候儀、 取替、改済来候ヘトモ、以後ノ儀ハ直証文ヲ以相除申 前ハ我々証文ハ船蔵役人方へ相渡、役人ヨリ互ノ証文 此

心得可被成候、此段申越候、以上、

筈、札改奉行所ヨリ問合有之候間、其元ノ儀モ其通御

久見崎詰御船奉行

午四月廿九日

元文三

御船奉行

巳十月六日

(二〇六七の2)

御船手

船奉行見届、 諸奉公可相勤通ノ書物、 此表、向後定船頭・定水手御暇被下候テモ浦浜同前 郡座ニ引合次第互ノ免証文浦浜同前ニ可 其身ヨリ諸船手差出候上ヲ以、

菱刈孫兵衛殿ヨリ被仰出、者、定水主ノ者ト在郷女ト®係 其身ヨリ右之通書物仕、我々ヨリ別儀有間敷通ノ裏書 定水主ハ御船手ヨリ暇出候時ハ本々ノ浦へ参候由候間、 縁与ノ儀、帯刀老へ被得御意候へハ、 浦々ヨリ為罷出

致シ、郡座当書ニテ差出候ハヽ、其上ニテ縁与可被差

免通、御下知ニテ候、其心得可申通承候事、 右之通、前々被仰付候、其時分マテハ人内ハ定水主役

タトへ人内ノ者有之候モ御船手定籠札ニ申付、惣様定ニテ罷居候ニ付、右ノ如クニテ候ハント存候、近年ハ 惣様定

船頭・定カコ御船手付ニ罷成、 御暇被下候テモ浦浜同

前ニ十年季ノ外証文出不申候、然ハ百姓互ノ縁与、浦 人並ニ被仰付候テ可然ト奉存候間、得御意申候、以上、

御船奉行三人連名

被申付候、以上、

巳十月八日

物奉行

鎌田次右衛門

二〇六八 (の1)

船手 田地座

宝曆三年酉四月

| 久志浦ノ孫早ヨリ、男子無之、先年琉球へ罷下候節病 呼、跡相続為仕度、地頭方へ相付願出趣有之 気ニ有之、看病人トシテ頼置候女ノ腹ニ出生候男子召

球ョリ子札ニ被仰付候先例ハ見当不申候ヘトモ、道之 無之候付テハ、願之通御免被仰付度奉存候、跡々本琉 右之通申出候、孫早在所へ直子無御座、跡相続仕候者

候、以上、

酉五月十六日

島ヨリ子札御免被仰付候儀御座候間、此段得べ差図申

御船奉行

本文願書物、戌二月廿四日樺山左京殿御取次ニテ、朱書 (二〇六八の2) 取揚無之、御返被成候旨、

▽本文浦浜之場ニ入筈也、△ 地頭方へ書物相通候事、

本田左兵衛承知致シ候ニ付、

御

二〇六九

右ハ、久見崎御船手前定水主亡助右衛門ト申者、東郷 之者ニテ久見崎御船手付へ被召入度旨、脇船頭・御船 町ヨリ妻致縁与、〈杢左衛門致出生候者ニテ、船功有 東郷町札 久身崎御船手へ罷居候 **杢左衛門**

取次御証文ヲ以被仰渡候、明和八卯十月久見崎留ニ有 被仰付候旨、明和八年卯十月十六日、迫水善左衛門 ニ付、爰元吟味ノ次第ヲ以申出候処、願之通御船手付 頭ョリ吟味ノ趣申出候段、久見崎詰田向喜兵衛申越候

之

一両御船手付ニテ手札申受候男女、当町・諸浦人・寺門 前マテハ互ノ縁与御免ニテ候得共、武士・諸家中・御

御船手御用相立候間、女計右ノ面々へハ互ノ縁与御免 小者・御道具ノ者・御中間へハ御免無之候、男ノ儀

リ次書ヲ以、御中間・御小者・足軽娘ノ儀モ心ノ儘ニ 被下度旨、両御船手中ヨリ申出候付テ、御船手奉行ヨ

下、女計ハ願之通勝手次第縁与被仰付候テモ何ソ差支 縁与仕候由承候、尤、男ノ儀ハ如此中、年季ニ御暇被 無之通、被申出趣達 貴聞候処ニ、御船手付ニテ手札

縁与御免ノ段可申渡候、諸士ニハ不被成御免候旨可申 申受候女ノ儀ハ、諸家中・御小者・御中間・足軽へ者

申渡可然ノ旨被 渡侯、男ノ儀ハ御免不被成侯間、此中之通、年季御暇 仰出候間、右之通ニ可被申渡旨、 図

書殿御差図ニテ候、 以上、

元禄十二年卯三月廿七日

猿渡喜右衛門印

船手奉行所

二〇七一 (の1)

札年拾七才

御船手附長右衛門娘

加免

右、身上差迫リ渡世難続候付、『御船手付△永代御暇

被下候ハヽ、川上弥五兵衛方へ奉公仕度旨申出候、右

願之通被仰付度奉存候、右式御暇被下候先例御座候付、 之者罷出候テモ何ソ差支申儀無御座候段承届申候間

此旨得御差図申候、以上、

亥七月廿一日

御船奉行

(二〇七一の2)

此表、申出之通申付候条、 如例可被申渡也

宝曆五年亥七月

樺山左京

御勝手方印

御船奉行 御勘定奉行

明和三年戌伺留

御船手付亡次右衛門嫡子吉太郎、身上差迫、 高岡衆中

小倉助左衛門方へ奉公為仕度、内々約束仕候ニ付、御

船手永代暇被下度願申出、其通被仰渡

二〇七三 (の1)

明和二年酉

御船手付之 長右衛門

外公家内六人

右、所帯方致逼迫ニ付、御船手永代御暇ニテ島津頼母 方へ奉公致度、尤、三男主左衛門召残シ跡家部ニ召置、

御船手御奉公為仕度、船蔵役人へ相付願出趣有之、

西六月廿七日

(二〇七三の2)

右之通申出候、願之通御暇被成下度奉存候、先例御座

候間、此段得御差図申候、以上、

西六月廿七日

御船奉行

(二〇七三の3)

此表、申出之通申付候条、如例可被申渡也:

酉六月晦日

御勝手方印

二〇七四

久見崎向後見合帳 当所御船手付ノ者、年季暇申出候節ハ、向後検者・横

越、於御船手吟味次第有之筋ニ、申十月廿三日筆者樋 目聞合ノ上、暇差免候テモ支無之者ハ御船手へ其段申

口仲右衛門爰元詰ニ差越候便ニ口達ヲ以御船奉行問合

承候付、為見合記置也、

安永五年申十月廿六日 **堀孫太夫** 久見崎詰御船奉行

二〇七五

免証文

札年二十二歳 久見崎御船手付ノ半右衛門忰 太郎八

一右ハ、身上差迫渡世続方難成ニ付、十年季新納五郎右

衛門方へ致奉公度旨、各頭書ヲ以願被申出趣承届、令

左候テ、年季筈合候節ハ早速御船手へ可被召呼候、以 免許候条、後年手札御改ノ節御船手付手札可被申請候、

迫水善左衛門 取次

申十一月四日

御船奉行

久見崎詰御船奉行

役人へ可被相渡候、以上:

 申十一月四日 安永五 御船手 之通証文、仮脇船頭榎並六蔵ヨリ差出候、 久見崎御船手付ノ者、 他浦へ養子出入先例相糺候処、

御船奉行連名

寛政十二年申

「御船手他浦養子成、互ノ取組、^(行間朱書)

他補へ養子出、」

札年十五歳

禅宗

長次郎

二〇七六

久見崎蔵役人

其元御船手付太郎八、年季暇免証文渡方ニ付、先達テ

右ハ、名頭御船手付亡佐左衛門男子ニテ御座候処ニ、

高城郡西方浦ノ金平方養子契約仕置申候間、何トソ養

子成御免許被仰付可被下儀奉願上候、以上、 申三月廿四日 名頭亡佐左衛門男子

御役人衆中

(二〇七七の2)

答申遺候処、検者方見聞ノ次第、委曲被申越趣相達、

弥年季暇差免方ニ申談、別紙免証文差越候間、其元蔵

年季ノ願申出候由相見へ候へトモ、其身申分マテニテ 味候へトモ、太郎八親半右衛門病体ニ罷成、渡世難続! 御相談ノ趣有之、渡方ニ付テハ爰元ヨリ相渡筋ニ遂吟

ハ慥成儀モ無之故、検者方へ聞合、何分可被申越旨返

右、申出趣承届申候間、 申三月廿六日 願之通被仰付度奉存候、

蔵役人両で連名

以上、

御船奉行所

二〇七七(の1)

左

ニロセハ

口上覚

札年十五歳 久見崎御船手付佐左衛門子

一右ハ、私親類ニテ御座候処、私事直子無御座候ニ付、 長次郎

職仕候者無御座段ハ、各御存之通ニテ御座候ニ付、何 養子ニ仕度、内々約諾仕置申候、尤、爰元親類中へ跡

被下儀奉頼候、以上、

トソ右ノ長次郎養子御免被仰付被下度、此旨被仰上可

五人組衆中

四月十六日

右ニ五人組頭書ニ浦役次書ニ年季ニテ久見崎御船手宛

二〇七九

口上覚

チ 3

札年七才

一右ハ、私女子ニテ御座候処、水引船間島ノ八左衛門方

養ヒ子ノ契約仕置申候間、御免許被仰付可被下儀奉願

蔵役人次書ニテ御船奉行所宛

御役人衆中 申四月廿八日

二〇八〇

口上覚

札年七才

金平印

| 右ハ、久見崎御船手付林右衛門娘ニテ▽御座候処△、 チョ

免許被仰付被下候様、御申上可被下儀奉頼候、以上、 私娘ニ内約仕居申候間、此節手札御改ニ付、養子成御

申四月

船間島 本名貞右衛門印

五人与衆中

右ニ五人与頭書ニ年行司•浦役次書ニ郷士年寄次書ニ

テ御船手宛書

上候、以上、

林右衛門

右ハ、久見崎御船手付、孫左衛門男子ニテ御座候処、晩婦頭

太郎

札年十三才

口上覚

札年十三才 禅宗 御船手付 名頭孫左衛門男子太郎

(二〇八二の2)

右ニ五人与・浦役・郷士年寄次書毎之通ニテ御船手宛、

五人与衆

右ハ、名頭孫左衛門男子ニテ御座候処、水引船間島 亡重助方へ養子ノ契約仕置申候間、御免許被仰付被下

候樣御申上可被下儀奉頼候、以上、

名頭亡孫左衛門男子本名休太郎

申四月晦日

久見崎御船手印

文取遺可被置候、以上、

節手札改ノ節、此証文差出改可被申請候、尤、互ノ証 右双方願書六通一鋂ニシテ此表承届、令免許候間、此

山田貞助印

蔵役人

二〇八三 (の1)

寛政三亥

二〇八二 (の1)

口上覚

蔵役人次書ニテ御船奉行所宛、

御蔵御役人衆中 申三月十一日

「他浦ヨリ養子入」(行間朱書)

亡重助方へ養子ノ契約仕置申候間、御免許被仰付被下 口上覚

札年十二歳 水引宮内町亡平右衛門子

一右ハ、宮内町平右衛門直子ニテ御座候処、 ノ約東仕置申候間、養子成ノ御願申上度奉存候付、願 私方へ養子

万五郎

申三月十一日

侯様、御申上可被下儀奉頼候、以上'

亡重助親類 四五右衛門船間島ノ

之通御免。被仰付可被下儀奉頼上候、以上、

亥四月廿六日

政右衛門御船手付ノ

御蔵御役人衆中

蔵役次書略ス、

(二〇八三の2)

右ノ表承届、願之通令免許候条、後年手札御改之節此

寛政三年亥五月三日

証文ヲ以手札可申請候、以上、

久見崎御船手印

安藤佐次兵衛

蔵役人

二〇八五

元文四年御証文

一坊泊浦人、島津壮之介殿足軽成御免被仰付、

浦離切相

成事、

드

水引大小路町ノ者トモ四人、島津周防殿家来被仰付、

元文二年

二〇八七

一久志浦人田中貞助、唐通事ニテ御用立候付、下町人へ

被仰付、

明和四年亥

二〇八四

浦浜町

御船手御規模ノ内

浦浜町ノ者縁与ノ儀、両船手附ノ者且又浦役相勉候寺

門前ノ者へ互ノ縁与可差免之、其外野町・百姓・社家・ 一諸所船持・船頭・水手、於島出生ノ子共御当地へ召呼、

このハハ

寺門前・人内ノ者へ致縁与候事可為禁止事、

子分願申出候節、御当地ニテ右親ヨリ申出、所役々次

島代官へ無相違、糺方ノ上、、吟味次第被仰付度ト御の場合の無相違、 書ニテ地頭方へ申出、 地頭ヨリ御船手へ被申出候節、

安永四年未閏十二月廿日 札改帳 船奉行ヨリ申出候様被仰渡

字付御免

諸縣郡高城野町、 浦浜人名頭並名字譲候者且又家内差分別立候者ハ、 依願名頭マテ名字付御免

御

(二〇五四号文書に同じ)

船奉行へ申出、御船奉行証文ヲ以可相究事

二〇九〇

落穂集

札改条目ノ内

鹿児島町人、名頭計名字付御免候間、家部ノ者マテ手

諸郷野町並補浜人ノ儀、百姓・浜人同前ノ者ニ候故、

札帳面トモ名字可相記事、

二〇八九

南泉院門前地無之、下町浜辺新築地ノ内、門前地ニ被

ト名付相立申候、上町ハ祇園宮ヲ覚語仕ニハ屋鋪四十

仰付候、且又右築地ノ内、下町ハ町一町相重ミ堀江町

ヶ所以上無之候テハ不相調候処ニ、漸三十八ヶ所有之

広町内ト罷成候由

候故、一町ニ不罷成、

濱町ノ内ニ罷成候故、濱町ハ手

付御免 名字付御免無之候、然トモ境目ノ郷ハ依願名頭計名字

関外四ヶ所野町人、名頭並子トモ・伯父・甥・従弟類

飯野、加久藤、小林五日町・十日町野町人トモ名頭トのサン マテ名字付御免

モ、名頭計名字付御免

国分両野町、年行司相勉候者ノ家筋並右名ノ者トモ名(ご名カ)

二〇九一 (の1)

宝暦三年酉四月

久志ノ孫早ヨリ、男子無之、先年琉球へ罷下候節、 病 641

二〇九二

気ニ有之、看病人トシテ頼置候女ノ腹ニ出生ノ男子召

跡相続為仕度、地頭方へ相付願出趣有之、御船奉

右之通申出候、孫早在所へ直子無御座、跡相続仕候者

行吟味、

球ヨリ子札被仰付先例ヲ見当不申候へ共、道之島ヨリ 無之ニ付テハ、願之通御免被仰付度奉存候、跡々本琉

子札御免被仰付候儀御座候間、此段得御差図申候、 以

酉五月十六日

Ļ

(二〇九一の2)

御船奉行

本文願書物、戌二月廿四日樺山左京殿御取次ニテ御取

揚無之候通被成下候旨、本田太兵衛致承知候間、「働神」のカヒシ 地頭

方へ書物相返候事、伺留

(二〇六八号文書に同じ)

享和三年書出ノ内

住吉屋 奥村正右衛門

鰯屋 早淵七左衛門

京屋 安永五年申正月六日被仰付候者御国中同格ノ者ハ一所 右三人、 吉田五郎左衛門 御目見ノ儀、先祖代々独礼被仰付来候処、

候、年頭ニハ銘々扇子進上、 ニ御礼可申上旨被仰付、其節ョリ金山町人ト披露有之 御着城毎ニ二種一荷進

弋

御家督初テ

御着城ノ節ハ二種一荷外ニー色相

添進上仕、御祝儀申上候、右三人嫡子マテ帯刀御免被

但、進上物ノ儀ハ月番御用人へ相付進上、

仰付候、

被仰付、 奥村正右衛門先祖大坂居住仕候処、伏見御屋鋪御名代 御目見被仰付来候由、於伏見初ワラヒ進上

仕候処、器ニ御入被遊、紋ニ能候間、定紋ニ仕候様

定紋ニ仕候、 御意被遊候、其節名マテ少右衛門ト拝領被仰付、于今 且又 中納言樣御筆拝領被仰付、于今所

金山町人

被仰付上納仕候、其砌当山へ逢火災候者トモへ真米十 取得候ニ付、 太平布十疋拝領被仰付、 三石配当仕候ハ奇特成者ノ段被聞 候付無御座候、 代高席被仰付候 為冥加銭千貫文差上度申出、 且又去ル未年切山出精仕、 其上三人出席ノ節ハ正右衛門 召上、為 願之通御免 出金相応ニ 御褒美

御書付ヲ以拝領被仰付、

且又琉球焼酎二壺• 臡一壺

候付、 早淵七左衛門先祖、 砌 初ノ砌、諸人為在付金山之様被召移候、境へ居住仕候 呉服町へ居住仕、不相替 付来候処、七左衛門五代跡先祖代々鹿児島へ被召下、 ト申伝有之由候、且又慶安ノ比、急成御用ニ付銀子二 由申伝候、 関ヶ原 委儀相知不申候へトモ、 御国へ罷下数度逢火災候故、 御退口ノ節ハ先祖ノ者トモ段々世話仕候 境へ居住仕候砌ヨリ 御目見被仰付候処、 御記録所へ相知可申哉 書留等焼失仕 御目見被仰 金山明

> 居居候、金山明初ノ砌、諸人爲在付被召下、 吉田五郎左衛門先祖、生国出雲国ノ者ニテ大坂へ致住 被仰付来候、先祖代々真米三十二石児玉四郎兵衛名前 ニ元崩ニ被返下、 残銀纔計相残リ申候

御目見

祖ノ者トモ世話仕候由申伝候、

書留等ハ出火ニ焼失仕 関ケ原御退口ノ節、

先

持仕候、

然処ニ金山明初ノ砌、

殿ヨリ南郷仲兵衛へ被仰渡候者、 金子遣ニ被仰付候ヘハ別テ御勝手能方ニ御座候段申上 カラ可申上旨被仰渡、 成者、右乍病気何ソ存寄候儀モ有之候ハ、フセリ居ナ 銀三十枚拝領被仰付候、然処先祖宗貞病キノ節、 其節宗貞ヨリ申上候ハ、 宗貞儀ハ御為メニ相 御国中 帯刀

右之通申出候 右ハ、当山町人三人へ 御目見被仰付候儀相糺申候処 候由

享和三年亥三月、 へ被差越、 由緒ノ儀共被相糺候節、 御記録方添役相良太郎太山 右之通申出候、 [ヶ野金

山

苗代川人

肝煎仕、

其通皆々納得仕候付、

先祖差上候銀子モ利無

百貫目余差上、其後上方御借入銀先祖罷登リ利

無之筋

寺門前者

札改条目

苗代川ノ者トモ氏当分十七姓マテノ由候、依之、名ノ 上ニ面々氏ヲ一字ツ、可書記候、勿論名字ニテハ無之

|仲春松事ハ先年伊集院郷士ノ格被仰付候、右四人ノ者(伸) 候、格式モ此中ノ姿ニ候、〈季壽衛•仲守碩•朴兵壽•例547 (伸)

トモ嫡子マテヲ郷士ノ格被召成、二男ヨリ此中之通ニ

ユヘー字ツ、氏ノ字書候儀ニテ御免被成候事、 テ被差置候、氏ノ字御免被成候儀ハ本国ニテ持合ノ字

苗代川役人、伊集院郷士格、

苗代川へ百姓・浦浜・町其外ノ女入縁組ハ御免、 出候儀ハ堅御禁止ノ事 縁組

但、大奥ニテ御□已上ノ御奉公相勤、首尾好御暇ノ (空f、メック) 女ハ御差図次第何方へモ縁組御免被成候、尤、其節

鹿屋笠、原へ被召移候苗代川ハ、互ノ縁与出入等ノ儀の野 ハ御広敷御用人証文ノ上、手札可相渡候

前条同断

二〇九四

札改条目

一諸寺門前ハ先規之通可為無名字事、『『過』

光明寺・大龍寺・興国寺・南林寺・妙谷寺、右六ケ 但、福昌寺役人ノ儀ハ先規之通名字付、大乗院・浄

寺役人ノ儀ハ有来通、手札・帳面トモ年付・名字付

可相記候、以上、

二〇九五

右同

一髙原神徳院・同所錫杖院門前ハ、依願郷内並近郷百姓・『『『『 町・門前者入縁与十ヶ年御免、

寛政十二申七月

右同 二〇九六

帖佐心岳寺門前、 百姓。町。浦人。家来類縁組御免

天明六午七月

宝暦三年未(十三年カ) 二〇九七 (の1)

乍恐申上候、良英寺事、 地ノ事ニ御座候ヘハ、門前ハトテモ士ノ年中檀用其外®|t 寺格ノ儀虎之間格ニ被仰付、 付難有仕合奉存候、左候テ、去ル宝暦十年辰十二月、 去ル宝暦六年御取建被仰付候、其已後拙僧へ住職被仰 山下御屋鋪ヨリ 中略、 当寺ノ儀、新 思召ヲ以

門前ハ召置<場所モ無御座侯、依之奉願候者、靏江崎の渚 の津 横十〈間・流四十間ニテニ反程未埋方無之空地御座候 当分新川筋相立候場所ニ、島津登殿御免ノ屋敷引次ニ

何歟ニ付差支而已御座候、地面ノ儀モ右通手狭ノ事故

付、段々承合候処、本田庄右衛門方へ先年御免地有之、 中略、 良英寺門前地ニ御免被仰付被下度奉願候

宝曆十三年未十二月五日 良英寺

春峰印

末略

同六日福昌寺副司次書略ス、

(二〇九七の2)

右之通申出候付、先例相糺候処、当所妙顕寺事、 元文三午年門前地願申出、遂披露候処、新規御取建ノ へ有之候廃寺妙玄寺ヲ致再興、妙顕寺ト相改候処ニ、 川

御寺ニテ、南泉院・抱真院ナト同前新規御建立ノ訳ヲ

願之通門前地被仰付、已前ヨリノ寺院門前地顧

以、

前者モ無之、諸用難達賦御座候間、 廃寺地蔵院ヲ田ノ浦へ致再興、妙顕寺同前新地ニテ門 興候テモ、新規御取建ノ寺院ニテ無之候へハ、門前地 付テモ新規御取建ノ外不被仰付、縦致廃壊候寺院致再 ハ不被仰付旨被仰渡置候、良英寺事、本櫻島へ有之候 願之場所差障儀

段申出候、以上

本田庄右衛門書付ノ通、

麁絵図一枚相添差出

申

無之候ハ、、願之通門前地ニ被仰付度儀ト致吟味、

此

未十二月九日

候 但、

寺社奉行

(二〇九七の3)

右衛門へ返地御見合ノ場所、空地五百六十、坪二合五 此表書之通、良英寺事、近年御取建ノ訳ヲ以、本田庄

勺門前地被仰付、勝手次第埋方被仰付候条、如例可被

申渡旨御差図ニテ候、以上、

宝曆十四年申二月廿日

堀甚左衛門

寺社奉行の衆 御勘定奉行《

御船奉行

御普請奉行

郡奉行

二〇九八(の1)

口上覚

南泉院門前取建二付、南林寺門前者同前、浦定水手可

等相究候、以後町並通例ノ通カコ役相勉候様ニ被仰付 被下度旨、乍御請被申上置候間モ有之、其已後段々取 被仰付候由、先住代被仰渡候故、門前地出来屋敷人数

> 前願之者モ有之候ニ付、此節手札御改ノ儀ニ御座候 建申候へ共、新地故相付不申候処、幸町人ノ内ヨリ門

ハ、門前手札申受、屋敷名頭筈合候趣ニ可仕旨申談候、

役御法様ノ通被仰付被下候様ニ奉願候、此旨拙僧ョ ij

依之、此節人数害合取立成就ノ筈候へハ、向後ハカコ

可申上旨僧正被申付候間、右之趣被仰上可被下儀奉頼

候、以上、

享保十四年酉六月十一日 南泉院圓修坊

印

(二〇九八の2)

寺社(奉行所

月南泉院権僧正ヨリ門前地御免ニ付、門前者ニ罷成度 旨願出候者有之候ニ付、町人ノ二男三男其外人家来等、

右之通被申出候間、当座帳内相糺候処、正徳四年午八

門前者仕度旨被申出趣有之、同九月大蔵殿ヨリ相良権 太夫取次ニテ弥被申出候通、町人二男三男門前者ニ被

付旨被仰渡候、依之、此節門前地出来屋敷人数等相極 差免、左候テ、南林寺門前者同前ニ浦定ノ水手可被仰

候付、被申出候通、水手役並手札取方ノ儀、首尾係

座々~
^ 例之通被仰渡度候、
以上、

酉七月十六日

寺社奉行

(二〇九八の3)

此表、申出之通被仰付候間、 諸事如例可被申渡旨、

計殿御差図ニテ候、以上、

西七月十八日

谷山角太夫

主

= 8

綱差

札改条目ノ内

諸所へ被召置候綱差、家部被召立候付、 テニテハ難相調、百姓・町人等互ノ縁与御免被仰付度

仲ヶ間縁与

等差越儀、御免被仰付候、尤、綱差ノ儀ハ百姓ニテ、 旨、御鳥見頭申出趣有之、百姓・町人互ノ縁与並養子

差△職分勝ト御用立候者モ有之候ハヽ、綱差ニモ可被 其家部嫡子代々綱差♡勉被仰付、其内末子ニ而も綱

仰付候ヘトモ、先二男以下ハ百姓被召成、所役ノ見計 ヲ以申出、明合田地ニテモ為取、百姓之家業相勉、

差家内へ罷居候末子ハ、年季奉公等出候節ハ御鳥見頭 ョリ差免、百姓相成候已後ハ外百姓同前ノ仕向被仰付

寛政七年卯四月

候旨被仰渡

付候、 南泉院門前地無之、下町浜辺新築地、、門前地ニ被仰 落穂集

二〇九九

札奉行

御船奉行

町奉行 寺社奉行

御勘定奉行

平家座頭地神盲僧

= 0

札改条目ノ内

一地神盲僧・平家座〈ハ、都テ俗生相糺、手札帳面トモの命

可記置候、子共ノ儀ハ親俗生ノ通片付手札可為取事、

二 O二 (の1)

(御触書天明集成 三一九一号)

安永五年申十一月、従 公義、

都テ百姓・町人ノ忰、盲人ニ候ハヽ、検校仲ケ間ノ弟 子ニハ、夫々ノ渡世致修行、第一官位ヲ心掛候処、近(ニルタ)

渡世ノ種ニイタシ、或ハ仕官ノ身ト相成、脇差ナトヲ 来検校ノ弟子ニ不相成、琴・三味線等、針治・導引ヲ

帯シ候類ノ盲人多相成候様ニ相聞候、已来百姓・町人

ノ忰ノ盲人、琴・三味線等、針治・導引ヲ致渡世、又

ハ武家へ被抱候テモ、市中ニ致居住候者ハ勿論、主人

ノハ検校ノ支配候間、武家倍臣ノ忰ノ盲人ニテモ、市(産) ノ屋敷内ニ罷在候トモ、右家芸ヲ以他所ヲモ相稼候モ

ハ、是又検校ノ支配タルヘキ事、

中致居住、琴・三味線等、針治・導引ヲ以致渡世候分

但、武家出生ノ盲人、他へ召抱、市中ニ罷在候トモ、

稽古場ヲ拵、弟子集ナト致間敷、若弟子集イタシ候

ハ、主人ノ方相断、検校支配受ヘシ、

百姓・町人ノ忰ノ盲人ニテモ、琴・三味線等、針治・ 導引ヲ不致渡世、親ノ手前ニ罷在僝而已ノモノ、並武(コఱカ)

不致分ハ制度タルヘキ事、

家へ被抱、主人屋敷又ハ主人ノ在所引越、他所ノ稼モ

右之通可相守旨、不洩様可被相触候、

(11101102)

右之通、従 公義被仰渡候条、此旨支配中・諸外城へ

不洩樣可被申渡者也、

酉正月五日

御家老座印

= 0=

前々太平記

也、以上

一光孝帝或時御方違ノ行幸ノ時、夜路次ニテ盲目ノ大勢

左牝牛盲カ杖ツキ通ルト今ノ世マテモ云ハ是ナリ、去以テ瞽者ノタツキトナシ給フ、サレハ京童ノ諺ニモ、テ養ヒ住セラレ、剰官位ヲ次第シテ末世ニ到マテ是ヲ左牝牛ト云町ニ店屋ヲ建サセラレ、無縁ノ盲者ヲ爰ニサルカ闇ニ迷ヘルヲ御覧有之、不便ニ思召、洛陽列タルカ闇ニ迷ヘルヲ御覧有之、不便ニ思召、洛陽

ハ盆供ヲ兼而行フ心ナリ、其官位ヲ久我家ヨリ与ヘラハカク云ナリ、ベハ月コソ御正忌日成ヲ七月ニ修スル日マテ一七日ノ御追福ヲナス故ニヨリ、残暑ノ比ナレ

程ニ、毎年諸国ヨリ座頭登リテ此君ノ御忌日ヲ弔ヒ

ル、是ヲ世俗ニ凉ミト云モ、七月廿日ニ群集シテ廿六

(ぽシトのよどあり) 第シテ、其涼ニ四ケ度上洛シタル者ヲ四分ト号シ、八第シテ、其涼ニ四ケ度上洛シタル者ヲ四分ト号シ、八二相ノ半ヲ用ル心ニテ十六階ヲ立ラルゝ故、四々ト次 ル、モ此帝ノ御末ノ華族タル故ナリ、其官位トハ三十

-称シ極官トス、是則声聞兼性ノ四諦十二観行ノ表事/度ヲ四度ト号テ、十二度ヲ勾当トシ、十六度ヲ検校(働シトのハピムウ)

二一〇四(の1)

(御触書天保集成 五五二二号)

文化十年酉

抱候テ他ノ稼不致モノハ格別、芸業ヲ以市中居住ノ分盲人共ノ儀、渡世ノ芸無之、親許へ罷在又ハ武家へ被

ルヘキ旨、安永五申年相触候処、近来座中へ不入盲人並武家へ罷在候トモ他ノ稼イタシ候類ハ検校ノ支配タ

ナト心得違候モ有之趣相聞候、惣テ百姓・町人ノ忰ハ多、医業・売卜等渡世ニイタシ候分ハ座中ノ支配不請

主人屋敷内ニ罷在候共、琴・三味線・針治・導引等ノ不及申、タトヒ武家倍臣ノ子弟ニテモ市中居住ノ分並

心得、尤、向後年々人別改ノ節、町方ハ其所ノ町役人、芸業ニ携候モノハ検校ノ支配可請筈候事候間、其旨相

等相改、其段人別帳へモ書記置可申候、

在方ハ名主・組頭等心ヲ付、

検校ノ支配、

師匠ノ名前

酉三月

右之通可被相触候

(二一〇四の2)

右之通従 公義被仰渡候条、此旨与中•支配中•諸郷

へ不洩様可被申渡者也、

西五月二日

御家老座印

令条記巻第廿六

(令条記巻二十六 三三五号)

近年国々ノ諸座頭配当場衆会ノ刻、猥ノ作法有之旨

公義就御沙汰、今度十老対談ノ上相定条々、

配当祝儀事、諸事ニヨラス、遠国ヨリ相越付テ、路銀

ニマトヒ、配当ヲ押留、少分ノ時ハ雑言・悪口ヲ仕

門戸ヲタヽキ、甚及狼藉ノヨシ其聞有之、曲事ノ到ナ

住国ノ内ハー日路ノ外モ可免之、縦一国ノ内タリト云 リ、向後ハ面々住所ヨリ一日路ノ外ハ他国へ不可参、

フトモ二日路モ有之所へハ一切不罷越、 ^(可脱カ)

面々所令居住ノ国主・郡主へハ、遠路タリト云

フトモ可参事

配当ニ参会ノ刻、装束ヲ正敷シ、□法仕ヘシ、タトヒ(空戸、実タ) 配当従前々如有来可取之、其例無之ハ一円不可取事、

配当出之人僻事ヲ申カケ仕掛ト云フトモ神妙ニ挨拶イ

可及僉議事

配当場へ打懸初心等モ参リツトフニョリテ、ロ々ニ申

宿々ニ差置、頭分ノ座頭五三人モ罷出其断ヲ尽ハ、先々

散、無誤モノモ蒙科之間、自今以後ハ打懸初心等ハ其

惣テ当道ノ儀ハ平家為家芸ノ処、失其道、配当ヲ専ニ 人可有承引之間、大勢参ツトフ儀可為無用事、

右条々堅可守之、若相背者、或根元ヲ切、或死罪ニ可 ハ平家並家業ヲ励、連々配当ノ道ハ可相止事、 仕儀不届ノ至ナリ、極老ノモノハ各別、若者トモ向後

行之者也

寛文十二壬子年七月十一日 柳川検校應一

(今条配「八幡検校城談

香坂検校露一

小瀬検校空

岩舟検校城泉

小川検校溜一 今井検校席一(令条記「序一」)

650

タシ、是非堪忍難成モ於有之ハ十老へ可訴之、為十老

慶賀穢多行脚者

二老 渋谷検校忠

三老 高田検校及

並川検校安

_ 0 t

慶賀並穢多村ノ者へ百姓致縁与候者、双方トモニ科銀

可為一枚ツ、事、

死苦ノ儀、以来穢多ト相唱、書付等ニモ可相認候、

賀ノ儀ハ是迄之通相心得候様被仰渡

慶

天明四年辰七月廿七日

二〇八(の1)

御触書天明集成

三〇六五号)

安永七年戌十月、従 公義、

外ノ働イタシ、或ハ百姓体ニ紛シ、狼藉屋、煎売・小(燐葡萄)

酒屋等へ立入ニテ、各候へハ六ケ敷申掛候へトモ、百

近来穢多・非人等ノ類風俗悪敷、百姓・町人へ対シ法

姓・町人等ハ外聞ニ拘リ用捨イタシ置候故、法外致増

長、就中中国筋ノ穢多・非人・茶筅ノ類、盗賊悪業モ ノ、致世話趣モ粗相聞、 銘々穢多共申合、村々へ盗

風俗不相直由之取沙汰有之候、盗悪事イタシ候モノハ 入候モノトモ追々引廻シ、死罪等御仕置申付候ヘトモ

勿論、百姓・町人ニ対シ慮外致シ候カ、百姓・町人体

651

를 옷

札改条目

一慶賀・穢多・行脚ノ者、手札可為横印事、 直印取来候慶賀ハ先規之通可為取之、慶賀・下

男女共、行脚罷出候者、 人ノ儀ハ可為横印候 其家内相除候ハ、、

近所 (ブ証

拠書差出、支配有之者ハ支配頭証文ヲ以札元可相除事、

以上、

寛政十二申八月

ニ紛シモノハ厳敷御仕置申付候段、兼テ穢多・非人・

茶筅ノ願へ厳敷申渡置、相背者有之者、御料ハ御代官(繋が)

領モ右ニ準シ可申候、若用捨致置候場所有之候ハヽ、 ョリ手代・足軽差出召捕、御勘定奉行へ可申達、於私

然ハ其地頭可為不念者也 最寄御代官ヨリ手代・足軽遣、召捕ニテ可有之候、於

右之通、御料・私領へ不洩様可被相触候

(二二〇八の2)

安永七年戌十月

右之通 公義被仰渡候条、組中・支配中・諸外城へ不

洩樣可被申渡也、

十一月廿一日

御家老座印

候、以来右体ノ心得違無之、土御門家ヨリ免許申受

支配下知堅相守可執行候、

右之趣、不洩様可被相触候、

寛政三年亥四月

右之通可被相触候

(二一〇九の2)

右之通、従

公義被仰渡候条、此旨与中・支配中へ不

洩樣可被申渡者也、

亥五月十八日

但、諸郷へハ月番御用人ヨリ可申渡候、 御家老座印

御能役者

陰陽巫祝

二一〇九 (の1) (御触書天保集成 五五二五号)

陰陽道致職業候輩ハ土御門家支配タルヘキ儀勿論候処、

= 0

御能役者

右、新規ニ被召立、格式・身分等左之通被相建候条、 ®||a||

甚乱雑ニ相成、陰陽道猥ニ執行ヒ候族モ有之様相聞へ

往々右者トモ限ニテ仕手・脇・狂言並囃子方ノ外御能の世

相心得候 方不残相揃候様可致候、尤、於芸道ハ士役者無差別可

平生ハ脇差計帯シ、旅行並火事場ノ節、刀勝手次第可 帯候、尤、上下者平生可着、熨斗目モ相用可申候、

諸士マテ〜御祝儀ニ罷出候節ハ同断御祝儀帳相付可申 候、年頭・諸節句日等於敷舞台諸士ノ後ニ罷出、

▽士役者△打込可致稽古候、 御能ノ節ハ勿論、自分稽古能ノ節ハ士役者打交リ可相 モ是マテ柏幾衛其外致来候通可相心得候、其節トテモ 勉候、尤、其身共宅ニ舞台等ヲ構、稽古能等致シ候節 目見可仕候、

江戸表諸家衆へ入門ノ儀、其身トモ勝手次第可致候、 其節外宿等モ申出次第可差免候、尤、彼方へ罷在候内 ハ当御家中ヲ離切、他ノ居弟子等同様混ト可致入熟候、

若年寄支配ニ被仰付候 右場所へ可被仰付候、左候テ、被 召出候者ハ自子

孫其芸道ヲ以可致相続候

被仰付候儀ハ有来通可有之候

郷士等ヲ初、御能方御用立候者ハ、

向後トテモ士役者

▽天明七未七月 右之通、可承向々へ可申渡候

勘ヶ由△

文書目録

言

収載順文書目録には、本書に収められた「歴代制度巻之十五~三十一」中の全ての文書・記事などについて、番号を

付し、掲載順に目録題をとり集録した。

文書・記事などの題名については、原題はそのままとり、ないものは編集者が付した。

番号・発給年月日・題名を示した。

「御問條御答書写」(都城市教育委員会所蔵

(原本史料) (刊本史料)

参考として、校合に使用した刊本などの出典を示した。書名は以下の通りである。

月の異称は漢数字に改めたが、正月・朔日・晦日などはそのまま残した。

旧記雑録前編(『鹿児島県史料 旧記雑録前編』一~二)

旧記雑録後編(『鹿児島県史料

旧記雑録後編』一~六)

旧記雑録追録(『鹿児島県史料

「琉球御掛衆愚案之覚」(『鹿児島県史料 旧記雑録追録』一~八) 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集二』)

令条記(近世法制史料叢書2『御當家令條』) 「諸旧記一」(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集四』)

657

例

言

御触書寛保集成(『御觸書寛保集成』)

御触書宝曆集成 (『御觸書寶曆集成』)

御触書天明集成 (『御觸書天明集成』)

御触書天保集成(『御觸書天保集成』上・下)

「薩陽落穂集」(『新薩藩叢書四』)

「上荷茶船御仕置之事」(『海事史料叢書』第十七巻)「廻船之式目」(『海事史料叢書』第十七巻)

「新安手簡」(『新井白石全集』第五)

『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集二』収載順文書目録

八三八 元禄五年十月二十一日 (八三七 卯九月二十八日(島人容姿・名付の事、喜界島帳留)	八三六 巳十月二十三日(本琉球島帳留)	八三五 子二月十日(道之島取納の事、喜界島帳留)		八三三 卯二月十日(道之島代官止の事)	文化七年十二月	_	八三〇(麦方蔵入高)八二九(宝暦十年九月晦日(徳ラ	畑作職に付申渡) 、	宝曆二年二月	歴代制度 巻之十五	〔番号〕 〔年月日〕〔収載文書名〕〔参考文書〕
界島帳留) の1元禄五年十月二十一日(喜界島へ代官を置く事他、喜 八四九	姿・名付の事、喜界島帳留) 八四八の2	(本琉球・道之島上り船積足の事他、 の1八四七	(道之島取納米仕上せに付肝煎の事、喜界馬帳留)	渡海の通手形 八四	(道之島代官勤方に付申渡、喜界島帳留) の2の1	(三島代官・附役、砂糖不当の交易禁 八四四		「徳之島砂糖上納の事他)	(徳之島代官・沖永良部代官へ田	(渡海道之島代官へ勤方の心得申渡) 八四一	八四〇	参考文書] 八三九
1 十一月(代官勤方心得)	(享保五年カ)子十月九日(諸拝借返上方の事)2 (享保二年カ)酉九月二十三日(喜界島代官へ申渡)	1 九月朔日(遠流者、島外へ漁猟に出ることを禁ず)	節、規定の賃米船頭へ渡すべき事)(享保三年カ)戌閏十月五日(代官・附役代合上りの	戌七月(諸	2 寅四月九日(喜界島代官へ申渡) 1 寅四月二十八日(宗門改の事)			(享保十三年カ)申十月二十九日(田畑不熟の節、上その他用夫の事)	(享保十三年ヵ)申九月二十八日(喜界島代官座使番目給分の事)	子(寅ヵ)三月十三日(漂着唐船琉球回送の与人。横中雇夫無用の事)	(享保十二年カ)未十月二十六日(代官・附役人在島事、喜界島帳留)	(享保三年カ)戌閏十月四日(道之島牛馬口銭定納の

新黍植の事	八八五	元禄六年二月二十一日(此節喜界島へ代官仰付の事他)	八六三
黍草取手入の事	八八四	巳十一月(無調法に付、科料申付の事)	八六二
砂糖黍の事	八八三	せざる事他)	
大島検地	八八二	正徳三年十月二十三日(本琉球・道之島上り船、遅滞	八六一
島中人体・牛馬・船数	八八一	事)	
代官仮屋	八八〇	(延享元年カ)子九月二十一日(島人武具所持禁止の	八六〇
地方検者渡海	八七九	上納の事)	
横目渡海	八七八	(延享二年カ)丑十一月二十三日(芭蕉地納など代米	八五九
黍検者渡海	八七七	算盤下され候事他)	
代官権輿	八七六	(元禄八年カ)亥十月十五日(喜界島代官座へ硯箱・	八五八
神社仏閣	八七五	(享保二十年ヵ)卯二月十六日(喜界島代官へ申渡)	の 2
大島来由の事	八七四	二月(鹿児島にて医道稽古の島人容姿の事)	の 1
島廻り里数の事	八七三		八五七
間切の事	八七二	元禄七年三月朔日(制禁の覚)	八五六
村名書上	八七一	すまじき事)	
高書上	八七〇	卯五月二十八日(島与人懇望の儀、鹿児島へ直に申越	八五五
(本田氏大島私考)	大島	(元禄十年ヵ)丑閏二月三日(代官勤方心得の条々)	八五四
(八二七号文書と同文)		卯六月二日 (道之島仕出米、送状・例書の事)	八五三
宝暦二年二月(渡海道之島代官へ勤方の心得申渡)	八六九	元禄六年二月二十日(喜界島代官始まりの事)	八五二
元和九年八月二十五日(大島置目の条々)	八六八	(八四九号文書と同文)	
丑九月(御物仕上せ遅滞なき事、棕呂皮上納の事他)	八六七	元文元年十一月二十三日(喜界島代官へ申渡)	の 2
口銭上納の事)		十一月(代官勤方心得)	の 1
(享保四年カ)亥十月十一日(道之島牛馬員数に応じ	八六六		八五一
申十月十日(道之島御規模中取帳の事)	八六五	取禁止の事)	
事) 寅十一月十一日(喜界島・大島は与人手形にて通融の 60	八六四	子三月十七日(道之島より琉球へ渡海の船、唐荷物買元文元年十一月二十三日(喜界島代官へ申渡)	八 五 〇 の 2

九 九 〇 二	八九九九	八九七	八 八 九 九 六	八九四	八九三		御 () () () () ()	歴代 制 度	八 九 一 (八 八 八 八 八 九 九	八 八 八 八 八 八 八 七 六
延享三年五月二十五日(江戸滅方仰付られの事)延享三年二月(人別牛馬船出銀上納の事)享保九年八月十五日(諸座にて入用滅方の事)るべき事)	宝暦十二年二月(倹約に付、諸役人存じ寄りの趣申出寛延二年十一月四日(役料引方の事)	享保十六年七月(江戸詰・道中倹約の事他)年入用増銀積方)	享保四年四月(金銀御定法割合に付、江戸・上方一ケ寛延二年十一月(借銀滅少の手当吟味の事)	享保十五年九月(諸座帳面・人数減方吟味の事)	の欠第)。 なのであり、 のでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	旧記雑録追録三(一九七五)文書と同文、『薩摩藩法令史料集一』所収)	享保十二年六月(倹約に付仰出されの事)(二一五号	卷之十六	廻文方限の事	影響の事権が法の事	砂糖樽の事黍地にて砂糖賦の事黒砂糖製法の事
九 九 七 六	九 一 五 の 2	九 の 四 1		九 三	九 二 二	九 九 一 〇	九〇九	九〇八		九〇五	九〇四
へ差図を得べき事)明和五年八月二十三日(御規式の儀、御倹約御用係方明和五年八月二十三日(御規式の儀、御倹約御用係方明和五年八月(風俗宜しき筋に御倹約仰付られの事)	天明八年八月(諸役所栖居替・造次等申出まじき事他)安永四年九月(御能方役料米減少の事他)	天明八年九月(附届等滅少の事他)	旧記雑録後編五(七四三)行、在江戸衆賦方減少の事)	見。今	威少の事) 寛政九年二月(拝借金返上年限中、公辺役人方へ贈物	文化五年正月二十七日(取縮吟味早々申出の事)明和五年七月(上方表借銀に付、重出米上納の事)	の事)の事)	納の事) 宝暦十一年十月二十三日(人別牛馬船出銀・重出米上宝暦五年九月朔日(諸払方引方は差止の事)	1	宸暦四年三月九日(農州勢州亳州川々卸手云こ寸、人延享四年十二月(重出米・出銀返下され候事)	料米其外払銀引方の事)延享三年六月二十九日(人別牛馬船出銀上納の事、役延享三年六月二十四日(役料米減の事)

文化二年十一月(来寅年より五ヶ年御倹約仰付られの 九三七 仰出されの事)2 正月十二日(家老申渡) 文化元子年十一月) 九三六 文化五年九月(重出銀・出米上納に付、御触書天保集成(五九〇〇 文化元子年十一月) 九三六 文化五年九月(重出銀・出米上納に付、		和九年五月(御益筋に成る儀内 加五年四月(七ヶ年倹約の事) 和五年四月(七ヶ年倹約の事) 和五年五月(家老申渡) 和五年五月(家老申渡) 和二年十二月(田日(御倹約年間 一三年七月(御前にも費なる 一三年七月(御前にも費なる 一三年十二月(来未年まで七十年 一日(次戸が 一十二日(家老申渡)	九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 五 三 三 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	享保十二年七月(御倹約御用係仰付られの事) 「享保十四)酉十一月(倹約守り、身持質朴に身上取(享保十四)酉十一月(倹約守り、身持質朴に身上取御触書覧保集成(一〇七六 享保十四酉年十一月) 三四年十二月十八日(倹約に付高奉行吟味、年限中延享四年十二月(役料銀米などの払引方御免の事) 延享四年十二月(当寅年より七ケ年御倹約仰付られ候事) 延享四年十二月(当寅年より七ケ年御倹約仰付られ候事) 正月二十八日(勝手方へ申渡) 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡) 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡) 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡) 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡) 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡) 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡) 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡) 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡) 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡) 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡)
	九	文政(文化カ)五年辰六月(当年より五ケ年取縮の事) 東)) Ø	でと記されば、後述はほうでといいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
すいは、これで、	九二六	文化五年七月(御倹約御用掛他へ取縮吟味申付の事)に記穀銭追銭七(ナ四ブ)	御 銀割 2	文化五年十月 (
文化五年七月(御倹約御用掛他へ取縮吟味申付の事) 御銀割 旧記雑録追録七(九四六) の2 文化五年十月文政(文化カ)五年辰六月(当年より五ヶ年取縮の事) の1 文化五年十月事)	九二八 九二七	文化五年九月(隠居重豪より仰出されの事)辰九月(御取縮年限中大円寺へ御米渡方減候事)	九三九	安永九年十二月(江戸万端払、賦銀高にて繰合候事安永五年三月(江戸万端諸払金・不時御用金の事)
文化五年九月(隠居重豪より仰出されの事) 九三九辰九月(御取縮年限中大円寺へ御米渡方滅候事) 九三八辰九月(御取縮年限中大円寺へ御米渡方滅候事) 加三八文化五年七月(御倹約御用掛他へ取縮吟味申付の事) 御銀割 つ2 (文化ヵ)五年辰六月(当年より五ケ年取縮の事) の1事)	ኪ 二 ኪ	天明八年二月(臨時卸勿入莫大こ寸、不益の出方今未旧記雑録追録七(九六四)	九四〇	天明八年十月十一日(上吶金卸治定の事)天明六年六月(御太刀・金馬代進上の事)
天明八年二月(臨時御物入莫大に付、不益の出方吟味 九四一大明八年二月(臨時御物入莫大に付、不益の出方吟味 九四〇文化五年七月(御倹約御用掛他へ取縮吟味申付の事) 加三八辰九月(御取縮年限中大円寺へ御米渡方減候事) 九三八辰九月(御取縮年限中大円寺へ御米渡方減候事) カ三八辰九月(御取縮年限中大円寺へ御米渡方減候事) の2 中記雑録追録七(九四六) の2 中記雑録追録七(九四六) の2 中記雑録追録七(九四六) の1		の事)	九四二	天明七年正月(重豪隠居料五万石差分の事)

御借金 九五九 九五八 九五七 九五六 九五五 九五四 九五三 九五二 九五一 九五〇 九四九 九四八 九四五 文化三年 文化四年 宝永七年 寛永十年 文政元年 八百六十八両差上候事) 文化七年七月(斉宣隠居料高差分けに及ばず、金八千 文化六年七月(斉宣・重豪隠居料より表方へ差出の事) 宣より申来候事) 文化六年七月(公辺勉向など髙輪同様の事他、 文化六年四月(余計銀表方へ差出候事)(九四八号文 なく上納の事 天明七年九月(御目見元服・御役の御礼など進上物帯 いの事) 天明六年十二月(部屋栖高三万石差分け、所務取計ら 文化六年七月二十六日(斉宣隠居料二万石差上の事) 文化六年四月(余計銀表方へ差出候事) 享和元年八月(大概の算数) 安永五年三月 文化二年正月(金子千両、重豪隠居続料より表方へ差 天明七年正月(重豪隠居入用は表方より進められ候事) 寛延二年 書と同文) 寛政七年五月(雅姫様御続料定の事) (上使御答書 (江戸御借銀増減総) (三ヶ所借入銀 (上使御答書) (上使御答書) (江戸万端払に付、新規趣法替の事) 「御問條御答書写」 隠居斉 用心銀 諸向総 御参勤料 歴代制度 諸御礼銀 九七四 九七二 九七一 九六九 九六八 九六七 九六六 九六五 九六四 九六三 九六二 九七三 九七〇 書出) 寛政十二年四月二十三日(定式・臨時の御礼銀不納の 寛政五年七月二日(願事に付御礼銀上納の事) 文化三年二月十九日(年中納り本・諸払差引取調の事) 渡通り) 明和八年三月二十一日(総調様の次第、享保十九年申 月まで一仕切に調候事他) 享保十九年八月十三日(諸座年中本払総、 享保五年六月二日(参勤に付万御賦方其外入用銀座々 享和元年十一月(江戸・京・大坂御借入銀利息の事) 宝曆四年二月(濃州勢州尾州川御普請御手伝御入用大 享和二年(江戸・上方、部下げ仰付られの事) 亥二月四日(仕登砂糖総立に付、物奉行より願出の事) 諸座例年入用分の事) 享和三年二月(取縮年限中、諸払方総致し候事) 巻之十七 (御船手壁書) (正徳二年巳(ママ)五月二十一日、 (御船手御規模) 金子十四五万両程) 当年参勤延引 八月より七

明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)事) 事) 安永五年五月四日(大坂表引負銀、公訴に及び候節の	九 九九九六 五	文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)天明八年正月十一日(勝手方申渡)	九 八 の 五 0 1 4
	九 九 四	月紙	の の 3 2
脇宿致し、引負銀仕出さざる事)安永四年十二月二十五日(大坂表にて定問屋	負銀 九九三	首尾合吟味、申出の事) 天明八年正月(拝借取込方受持に付、是まで不行届の	九八 の 1
- 文化五年二月二十三日(勝手方申渡)納の事)	の 2	文化五年二月朔日(勝手方申渡)上納の願取揚まじき事、勘定奉行届)	の 2
- 文化五年辰二月十二日(諸人拝借取込等の年府差引上	九 九 九 九 二 0 1	文化五年五月二十五日(狩夫銀・船役銀、年府又は内	九八三 の1
所役人・浦役人へ片付申付の事)		五ケ年限りを三ヶ年に改の事)	
(文化六年辰(ママ)四月十八日、	九九一	明和七年二月五日(内上納の残銀又は年府上納の年限	九八二
1 辰十一月二十六日(勝手方申渡	の 2	戌七月十一日 (勝手方 申渡)	の 2
沙汰に及ばざる事、船奉行届)		目仰付られ候人の利息帳面消除の事、勘定奉行届)	
· 文化五年十一月十六日(引付受取·	の 1	享保三年戌七月九日(拝借取込返上方不納に及び御咎	の 1
	九九〇		九八一
寛政四年正月七日(諸座年間久しき上納方吟味の事)	九八九	天明八年七月(科銀銭不納の者へ仰渡されの事)	九八〇
寛政六年十一月二日(商家帯納銀糺方、催促申渡の事)	九八八	宝曆五年十一月(山方船方諸運上・入札科銭不納)	九七九
- (行間書)	の 2	付られの事)	
- 享和元年十一月(宗門方・兵具方拝借一切禁止の事他	の 1	正徳三年三月十二日(拝借取込の返上延引は御咎目仰	九七八
	九八七	处拝借	万不納銀取込
船手御規模)		享保六年閏七月二十三日(諸御礼銀定)	九七七
(御物取込の人勘定所へ達、取込帳に記置く事他、	九八六	寛政六年八月六日(諸御礼銀・運上銀先納の事)	九七六
· 文化五年正月二十九日(勝手方申渡	の 2	者届け出の事)	

文化十年閏十一月二十五日(作事方より返答)	金蔵納元 2	半分は入札にて払の事)半分は入札にて払の事)の古物、半分は値付、	
申受の値段、船手より尋の事)))
文化十年閏十一月二十五日(古なべ等地がね用として	の 1	享保十二年閏正月晦日(諸御払物、付直の割増に及ば	* 100セ
	_ 〇 八		諸御払物
入札の事、御勝手方申渡)		酉十一月十三日(右、諸座へ差図の事)	の 2
宝暦五年亥五月三日(科銭申付、米取揚げ、手広又々	の 2	寛政元年酉九月(入用の時節前もって申越す事)	の 1
の事、船奉行吟味)		(諸座御用の品大坂買下の事)	100
宝暦五年亥四月晦日(米落札代銭才覚調わず御断申出	の 1	丑七月十八日(定値成の品買入首尾方の事)	一〇〇五
	-01七	の事)	
五月(家老申渡)	<i>o</i> 2	文化二年十一月(蔵々買入物払底吟味の上、買入申渡	100四
文化六年三月二十四日(薬園方薬種代銀滯納の事)	の 1	事)	
	1 01六	丑十一月二十二日(諸御役場御用の諸品、下直買入の	10011
寛政五年十二月六日(諸御払物代の事)	一 <u>一</u> 五	天明八年十一月八日(勝手方申渡)	の 3
て差引の事)		天明八年六月二十八日(諸品代料早く渡す事)	の 2
享和二年十一月二日(米・砂糖其外大坂金銀銭相場に		天明八年六月二十八日(諸物御買入の事)	の 1
の節見分の事)			10011
(年不明)亥九月十四日(御船手御用迦の品々入札払	101 <u>=</u>	寛政七年七月十三日(諸色買入に付品物納の事)	1001
れの事)		安永三年七月十三日(御買物所召建られに付申渡の事)	1000
天明九年閏六月十一日(入札看板掛方、金蔵へ仰付ら	101=		諸御買物
方申渡すべき事)		御触書天明集成(三〇八一 天明元丑年閏五月)	
宝暦二年正月十一日(紋所・目印は墨にて消し候て払	101	切金差出すべき事)	
銭書き分けの事)		天明元年六月十四日(借金銀返金裁許の通、不足なく	九九九
(享保元年酉(ママ)十一月、入札値段、古銀・文銀・	1010	の金子御船奉行に届出の事)	
上納日限の事)		享保十二年八月三日(浦人引負銀返済方に付、持上り	九九八
享保二十一年正月十七日(入札払にて落札の節、敷銀	一〇〇九	享保十二年八月(大坂へ返済銀持上候節の事)	九九七

寛政元年十月十四日(難船の場所に応じ運賃差引方の	の 3	定)	
の事))三二 宝曆十四年十一月十日(穆佐高岡紙、運上銀•運賃米	10111
申十月(江戸・大坂海上里数、港分に四ツ割の場所定	の 2)三一 (諸品定、米一石当)	1011
数)		〇三〇 (大坂江戸運賃定、御代官所規格)	101
天明八申年十二月八日(江戸大坂行、西目東目海上里	の 1	〇二九 正徳三年七月六日(大坂江戸運賃定)	101
		~ 江戸•大坂	運賃定
丑八月十七日(勝手方申渡、朱書)	の 2		月代
宝永六年丑八月(大坂仕登せ船運賃の儀に付調の事)	の 1	训练 多名十八	歴弋訓度
寛政二年十二月(内場材木積船運賃の事)		の 2 四月五日 (勝手方申渡)	Ø
寛政二年五月(江戸材木積船運賃の事)		の1 文化六年四月四日(砂糖蔵余勢銀方小座の事)	න
節、運賃米差引の事)		〇六	<u></u>
寛政元年二月(江戸大坂行御用船、難船等にて積替の	一〇三九	の2 辰四月三日 (勝手方申渡)	Ø
寛政四年正月(返上物船運賃の事)	10三人	砂糖代銭、余勢銀入付の事)	
明和八年二月(日州御仕登米、他国かり船運賃米定)	10三七	の1 文化五年三月二十一日(三島より黒砂糖積登の船運賃	Ø
寛政元年二月二十四日(琉球運賃砂糖)	10三六	二七	10二七
延享二年二月八日(屋久島米積船運賃、勝手方申渡)	の 2		余勢銀
(琉球·道之島運賃定)	の 1)二六(文化五年二月(御取縮に付、物奉行吟味書)	1015
	- 〇三五)二五 (文化三年寅八月より卯七月まで、物奉行方総)	一〇二五
正徳三年七月六日(運賃定))二四 (物奉行方調)	
文化四年八月三日(琉球登砂糖運賃定)	の 4)二三 (明和三年八月より同四年七月まで物奉行方取調)	1011
丑正月二十日(琉人共自物運賃一件に付申渡)	の 3)二二 (明和二年八月より同三年七月まで)	10111
願出の事))二一 (明和元年八月より同二年七月まで)	1011
子十一月二十七日(琉球館より一番方二番方運賃沙汰	の 2	払	金蔵御払
寛政四年十一月十九日(琉球人我物積入運賃一件)	の 1	二○ (文化三年寅八月より卯七月まで、物奉行方総)	1010
		○一九 (文化二年八月より同三年七月まで物奉行方取調)	<u>-</u> 0

賃に準じ積米仰付られの事)の1 享保二十年十一月八日(胡麻大坂御仕登に付、菜種運一〇五五	一〇五四(延享四年二月十二日(船中御用心米、中途下関へ遣わ奉行より算用役へ書出)(五三)延享三年二月晦日(江戸詰代合人数乗船入目の事、船)	· -	一〇五一 文化元年十二月(川内表より内場くり入米積届運賃定一〇五〇 文化元年四月二十日(屋久島御用平木積船運賃定の事)一〇四九 文化元年三月六日(長崎へ樟脳積船運賃定の事)	一〇四八 辰十月二十八日(右同断に付、代官吟味)に付仰渡されの事) に付仰渡されの事)	一〇四六 寛政十年正月(出水御蔵、浦夫届米運賃定の事)手調留) - 〇四五 宝暦十四年(運賃部上り仰付られの事、明和五年御船	月二十四日(勝手方申渡)(表代官調)	て破船又は水船の節、運賃の事)の1 天明八申年十月二十六日(江戸大坂行の借船、中途に一○四四事)
- 〇七〇 - 〇七八	 〇六六五 七六五		න 2	- 〇 の 六 1 -	の 2 1	一〇五八	ー ○ 五 七 六 2
(天明三年四月十三日)(天明六年十二月八日御証文)(天明六年十二月十七日御証文)	(天明六年八月九日)(天明七年九月二十三日御証文)	(天明六年十一月三日御証文)(天明七年三月三日御証文)(宝曆十二年十月朔日御証文)	奉行より申出)卯八月八日(加世田表より江戸・大坂行運賃の事、船諸船頭申出)	卯七月二十六日(加世田麦積場善悪の場所吟味の事、賃定)	文化四年七月二十一日(張紙、正徳三年七月十六日運賃渡方の事)	W = =	(一○三七号文書と同文)明和八年二月(日州御仕登米、他国かり船運賃米定)享保十二年九月二十三日(運賃定)享保二十年十一月十日(勝手方申渡)

(享保十一年十月十二日御証文)(享保十一年十一月十六日御証文)	一〇九二 一〇九二	由、船奉行申出)文化元年十二月十二日(前方一石に付銭八百文受取の文化元年十二月十二日(前方一石に付銭八百文受取の文化元年十二月(自物運賃定の事)	の の 2 1
戌三月七日(勝手方申渡)	の 3		一〇八四
戌二月二十三日(町奉行より届)	の 2	捨仰付られの事、勝手方申渡)	
戌二月(大坂商荷仕送運賃銀引下に付、上下町役吟味)	の 1	(寛政二年)戌十一月十八日(破船同前にて運賃米払	の 2
	一〇九一	年府返上願出に付、船奉行吟味)	
送方へ届)		(寛政二年)戌九月十九日(難船の労船持より運賃米	の 1
文化十一年二月(大坂商荷仕送運賃銀引下に付、御仕	一〇九〇		一〇八三
	商物運賃	寛政三年三月二十二日(勝手方申渡)	の 2
島卸米の事)		寛政三年三月十八日(江戸行旅船借船運賃割引の事)	の 1
享保十四年十一月二十九日(道之島諸島運賃定、屋久	一〇八九		一0八二
享保十二年十一月十五日(道之島諸島諸品運賃定)	一〇八八	引方の事)	
享和二年六月(勝手方申渡)	න 2	寛政五年十二月二十五日(難船にて積替の節、運賃差	- - - - - -
渡候事)		の事)	
享和二年六月二十三日(琉球下りの船運賃、砂糖にて	න 1	宝暦十二年十月朔日(積重願出の者へ運賃重減少申付	10人0
	一〇八七	積重の事)	
明和八年五月二十日(勝手方申渡)	の 3	宝曆十年八月二十五日(大坂仕上御米船、船足限積石	一〇七九
明和八年五月十四日(高奉行調)	の 2	得銀の事)	
その他賦方に付、帖佐与代官問合)		宝暦十二年十月五日(中乗船出帆差留められ候節、船	一〇七八
明和八年五月三日(御下国船中御用心米積登、運賃米	の 1	(天明七年四月十四日御証文)	10七七
	一〇八六	(安永三年四月七日御証文)	一〇七六
出に付、申渡の事)		(享和三年二月十三日)	一〇七五
安永七年十二月二十日(日州表仕上米運賃米部下り願	一〇八五	(安永八年七月二十五日御証文)	一〇七四
引入の事、申渡)		(安永九年十月二十五日御証文)	〇七三
丑五月二十九日(自物運賃、館内届運賃より三四百文 68	の 3	(安永九年五月十一日御証文)	1041

数定の事)
の 2
の 1
=======================================
- = :
他国人数定
$\frac{1}{5}$
二九
一 八
一七
— 一 六
一 五
<u>一</u> 四
 =
_ <u>=</u>
_
<u>-</u>
一〇九
_ ○ 八
-0七

	一一四七	文化五年十月(御上下の節、通馬料の事)	二三四
京都・江戸へ召返の事、御証文)	- - !		Ó
享保五年五月十八日(信證院様・於菟様女中へ御程	一 一 四 六	七月十五日(高奉行返答炁文、卸鉛奉行より久見崎卸	か6
申七月八日(右に付、道中人馬賦方申渡の事)	の 2	七月九日(御船奉行問合、高奉行返答)	の 5
人数)		四月五日(御船奉行より久見崎御船奉行へ返答)	の 4
宝暦十三(四カ)年申七月六日(琉使者江戸参府、登	の 1	三月十四日(久見崎御船奉行より御船奉行へ問合)	の 3
	一四五	三月十日(高奉行より久見崎御船奉行へ返答)	の 2
(寺院社家)		行より高奉行へ)	
(御供立の節、小倉播磨路人数定)	一四三	文化二年三月八日(水手手当先例問合、久見崎御船奉	の 1
享保三年八月三日(諸役江戸旅御賦の事)	四		
(主従・乗馬賦定)	<u>一</u> 四	(西目船中賄御規の事)	
人数定	御役々他国人数定	栖、郷役勤の節は扶持米渡さざる事)	
節、下され方の事)		享和元年七月(省略年限中、親持高四十石以上の部屋	
寛保三年正月七日(高岡横目仕上御米船縄張封印勤の		へは扶持米渡さざる事)	
在中宿賃の事)		享和元年七月六日(省略年限中、持高二十石以上郷士	1 = 0
安永十年三月(御上下御供・間上下の節、伏見大坂滯	一一三九	享保十七年十一月十五日(通事旅込賃の事)	一二九
辰十月五日(勝手方申渡)	の 3	享和三年五月(御合力銀渡方の事)	一二八
(朱書)	の 2	引方の事)	
辰十月五日(雇水主へ下され方、高奉行調)	の 1	享和元年九月(御倹約に付、江戸大坂京詰の賄料わり	一二七
(壱岐へ漂着の琉球船受取方の事)	一三八	法令史料集一』 所収)	
(勝手方申渡)	の 2	真赤半分ずつ渡すべき事)(四五四号と同文、『薩摩藩	
丑八月三日 (表方代官調)	の 1	文化元年八月七日(諸郷へ差越しの御奉公人扶持米は	一一二六
文化元年子十月(他領勤に付、町人へ下され方の事)	1 1 三七	糖黍・黒砂糖煉調の者遣わされ候節の事)	

天明八年三月(御広敷番頭賦料の事)(一一〇六号文文化六年三月四日(御心付銀・故実代下されざる事)

二二五

請奉行調)

享保二十年十一月二十八日(公儀御用に付、長崎へ砂

二四四

享保五年二月二十八日(長崎御屋敷御修補に付、御普

一二三五

書と同文)

文書目録		諾 芸	麻		細
- 五ののののの 八 4 3 2 1 d	五 五 五 五 五 五 五 五	諸島賦定 一一五四	歴 代 制 度	。 の の 1	御国行人数 一一四九 一一五二 一一五二 一一五二
(与人扶持米の事、鬼界島物定帳)午十二月二十一日(右同様の節飯米定、張紙)(漂着唐船琉球へ回送の節給分足、鬼界島物定帳張紙)(銀・扶持米定、鬼界島物定帳)(切米・扶持米定、鬼界島物定帳)	て候人の扶持米・故実銀差引方の事、鬼界島御帳留)(享保二十年カ)卯二月二十八日(琉球・諸島にて果(諸島賦定)	寛政七年二月	巻之二十 文化元年十二月十日(下才領賦に付、申渡)		(寺社家御国行)(日州番所他四ヶ所行)(日州番所他四ヶ所行)(主従・乗馬賦定)御証文)(主従・乗馬賦定)
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一一七〇	 	: : - : : : : : : : : : :	江戸御国早知 一一六二 一一六二
元文元年十二月十日(江戸国元御使安永四年六月(御使式日定)安永三年六月(江戸国元御使式日改通無用仰付られの事)	雪に引(着人書代には一種に上て从字和元年五月(式日御使飛脚に改の字和元年五月(式日御使飛脚に改の事)	元文二年五月三日(右に付、与力足元文元年十二月(江戸国元御使御賦遅速の定他)	享保二十一年三月二十五日(五人賦以上の享保十八年十二月三日(中急御使日数定)享保三年四月(極々急の飛脚日数定)役人証文の事)	正徳二年十一月(御使飛脚領内に(御褒美日限小割の定他)	一一六三 (御使飛脚定日数の事) 一一六二 元文二年六月五日(宰領にて急・中一一六二 元文二年六月五日(宰領にて急・中一一六一 延享三年十月二十八日(江戸御使中一一六 任事) (日数定) (日数定) (日数定) ー五九 未正月十一日(琉球在番奉行賦定、一一五九 未正月十一日(琉球在番奉行賦定、
元御使御賦下され方の事) 671	はこととは、大きないできょう。	、与力足軽召付られ候節の御使御賦下され方の事)	1(五人賦以上の人御使の節+急御使日数定)	牌領内にて人馬滞等の節、所	□御賦返上・増銀の事) □で一のでは、 □で一のでは、 □で一のででである。 □ででは、 □ででは

の2 卵六月二	の1 (上乗御:	一九〇	一一八九 寬保二年	上乗賦定	の2 同日 (勝)	味)	の1 寛政十二	一一八八	人馬御賦	一一八七 (軽尻定の事)	軽尻	一一八六 (次駕籠料定)	一一八五 享保十二	一一八四 正徳三年	道中駕籠定	一一八三 宝曆二年	号文書と同文)	一一八二 延享三年	手次第の事)	一一八一 延享二年	一一八〇 延享元年	一一七九 寛政元年	書状の儀	一一七八 享和元年	(11七)
卯六月二十一日(江戸大坂行船破損の節、上乗御賦方	(上乗御扶持米の事)		寛保二年八月十九日(江戸大坂上乗賦定、御証文)		(勝手方申渡)		寛政十二年四月八日(自分雇人馬御免の事、郡奉行吟			の事)		料定)	享保十二年十月二十六日(道中駕籠定)	正徳三年五月二十八日(江戸留守居道中駕籠の事)		宝暦二年九月十二日(式日御使滯の事)	同文)	延享三年十月二十八日(江戸中途滯の事)(一一六一	事)	延享二年六月十三日(江戸御使、急・中急とも海陸勝	延享元年五月七日(書状・頼物へ銭付の事)	寛政元年十二月(式日御使の事)	書状の儀仰付られの事)	享和元年八月九日(御倹約に付、年頭寒暑その他定式	(一一七〇号文書と同文)
	一一九九	の 3	の 2	の 1	一一九八	の 2		の 1	一一九七	の 6	の 5	の 4	の 3	の 2	の 1	一一九六		一一九五		一一九四	一九三	一九二	御船手物定	一九	
の事)	宝暦三年正月二十一日(寄御船頭・寄脇船頭仰付られ	八月十七日(勝手方申渡)	八月十六日(諸船頭御国旅賄料定の事)	天明八年七月二十八日(諸船頭賄料定の事、船奉行届)		寛政七年卯二月二十三日(御船手返答)	崎御船手問合)	卯二月十七日(御船大工頭派役国行扶持米の事、久見		天明八年申十月五日(勝手方申渡)	申十月二日(江戸大坂行仮脇船頭賦料定の事)	申九月十七日(高奉行調)	申八月(張紙)	申八月二十九日(仮脇船頭賦料の事、船奉行吟味)	(久見崎御船手定水主・揖取賃銀の事、御規帳朱書)		に付、勝手方申渡)	天明八年八月三日(天明七年八月十六日、仮船頭賄料	八日直)	明曆三年四月十五日(御船手物定、万治二年正月二十	明暦三年(御船手物定)	天明七年七月二十四日(御船手物定)		寛政四年八月三日(大坂行穀物船上乗一人賦定)	差引次第)

宝暦十三年七月二十六日(津口通印鑑無き品取揚の事、		申二月八日(船積遠慮品々の事)	1 111111
宝暦五年九月(送状の積荷売払の証文改の事)		(御留守居張紙返答)	の 2
宝暦五年十二月(大坂登の諸商売荷物船改の事)	一二四	享保二年正月十七日(江戸廻船御禁制品々の事)	の 1
	大坂御番所		- = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
状)			浦賀御番所
令条記巻十九(二四三 相州 三崎 御奉行へ下知		差出の事)	
延宝四年三月十五日(条々)	11四〇	文化六年七月(御隠居・御家督に付、浦賀奉行へ印鑑	の 2
令条記巻十九(二四二 中川御番所高札)		正徳元年(下田奉行御代合に付、印鑑差出の事)	の 1
延宝四年六月(江戸より出船、夜中通行不可の事他)	一二三九		11110
(諸船浦賀切手)	の 3	の事)	
丑十月二十四日 (張紙)	の 2	安永三年三月十七日(浦賀奉行御代合に付、印鑑差出	一二二九
(切手案文)	の 1	形受付がたき事)	
	一二三八	(宝永四年カ)三月(下田にて船改の節、見にくき印	- 三二八
(天明元年ヵ)丑八月(船奉行届)	の 3	寛政十年三月三日(張紙)	の 3
申二月(右に付、御船手役返答)	の 2	(張紙)	の 2
安永五年申正月(当地廻船反帆積負等定の事間合)	の 1	御船手壁書)	
	一二三七	明和二年十月三日(船奉行役替に付、印判差出の事、	の 1
節、関所差支え有無の儀、御船奉行問合)			一二二七
(天明元年)八月二十九日(御用材木借船にて積登の	一二三六		浦賀御番所印鑑
天明元年六月十二日(浦賀番所手形の事)	三三五	享和元年二月朔日(他国御番所船改の事)	— 二 二 六
寛政十一年八月四日(浦賀押切の事)	一二三四	九月(大名方通船の節式対の事、御船手御帳)	一三五
申三月七日(大坂留守居返答)	の 3	(船中御条書)	_ 三 四
(江戸留守居返答)	の 2	TT	他所船中心得
船奉行問合)		文化十一年正月(大門口船造場にて銭掘出の事)	1 111111
申二月八日(禁制の品々江戸へ積登の節首尾の事、御	の 1	浦髙札之事、部分)	
	1 1 111111	御触書寬保集成(三二 寛文七未年閏二月 諸国	

寛政五年三月(大坂船改に付、宝暦五年仰渡されの事、

の 1

慶長十四年七月七日(琉球平定に付、家康内書)

旧記雑録後編四(五九四)

「諸旧記一」一六

久見崎御船手旧記)

		一二六七			の 2			の 1	一 二 六 六			一二六五			一二六四		二六三		一二六二		の 2		の 1	一二六一	
「諸旧記一」四八	高値にて過分買取の事)	(貞享二年)十一月十八日(封王使来琉の節、糸巻物	「琉球御掛衆愚案之覚」	儀に付調の事)	(貞享二年)十一月十八日(琉球より毛織巻物買渡の	「琉球御掛衆愚案之覚」	久保加賀守より御尋の事)	貞享二年四月十三日(琉球より毛織過分差渡の儀、大		旧記雑録追録一(一四七六)	長崎にて東寧船御穿鑿の事)	(寛文十三年)正月二十六日(進貢船海賊に遭遇の儀	旧記雑録追録一(一四五六)	遇の事)	(寛文十二年)十月九日(琉球よりの進貢船海賊に遭	「琉球御掛衆愚案之覚」	(明暦元年)九月二十七日(冠船渡海の事)	「琉球御掛衆愚案之覚」	(明暦元年)九月二十三日(冠船渡海の事	「琉球御掛衆愚案之覚」	明曆元年九月六日	「琉球御掛衆愚案之覚」	明曆元年九月十三日	(冠船渡海の事)	「琉球御掛衆愚案之覚」
			「諸旧記一」四七			「諸旧記一」四六) 「諸旧記一」四六		進貢船海賊に遭遇の儀、) 「諸旧記一」四五		よりの進貢船海賊に遭	「諸旧記一」四四	_	「諸旧記一」四三		「諸旧記一」四二		「諸旧記一」四一			「諸旧記一」四〇
		一二七六			二二七五			一二七四			二七三			二七二			二七一		1二七〇			一二六九			二六八
「諸旧記一」五七	られの事)	(貞享四年)卯十月二十日(唐へ差渡候金高制限仰付	「諸旧記一」五六	付られ度内願の事)	(貞享四年)十月十六日(唐へ差渡候金高有来通り仰	「諸旧記一」五五	渡候銀高)	(貞享四年)九月七日(天和二年より三ヶ年、唐へ差	「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」五四	事)	貞享四年九月七日(唐買物銀高書付、琉球より差越候	旧記雑録追録一(二〇三八) 「諸旧記一」五三	老中より仰渡されの事)	(貞享三年)寅十二月十五日(琉球商売金高制限の儀、	「諸旧記一」五二	られ度内願の事)	(貞享三年)十二月朔日(琉球商売金高有来如く仰付	「諸旧記一」五一	(貞享三年)十一月二十三日(国元より書付到来の事)	「諸旧記一」五〇	分書付差出の事)	(貞享三年)七月二十六日(琉球薩摩商売銀高、三年	「諸旧記一」四九	されの事)	貞享三年七月二十六日(唐買物品々書付差出の儀仰渡 66

元和元年七月(髙野山衆徒諸法度)	111011	天明八年十二月(南泉院僧正正官成勅許の事)	一二八八	文
令条記巻八(九一)		天明三年十月(福昌寺円山和尚へ朱網代乗興御免の事)	一二八七	書
元和元年七月(真言宗諸法度)	1 111011	(門首順之次第)	一二八六	目
令条記巻九(九七)		(寺院社家格式)	一二八五	録
元和元年七月(大徳寺諸法度)	1 1110 1	Д .	寺院社家格式	
令条記巻九 (九八)		*	日午年日	
元和元年七月(妙心寺諸法度)	11100	巻シニトニ	極弋則复	
令条記巻九 (九四)				
元和元年七月(五山十刹諸山の諸法度)	一二九九	正徳三年五月晦日(渡唐銀、琉球拝借と唱改の事)	一二八四	
令条記巻九 (一〇一)		(寛政御答書)	一二八三	
元和元年七月 (摠持寺諸法度)	一二九八	(宝永御答書) 「御問條御答書写」	一二八二	
令条記巻九 (一〇〇)		旧記雜録追録三(二六三) 「諸旧記一」六三		
元和元年七月(永平寺諸法度)	一二九七	(正徳三年)九月九日(右に付、老中書状)	_ 二 八 一	
	寺院諸法度	「諸旧記一」六二		
令条記巻三十七(五六五)		(正徳三年)八月三日(右に付、藩主請書)	- 二人〇	
(僧官成)	一二九六	「諸旧記一」六一		
40)	僧官成御礼物	(正徳三年)七月(進貢・接貢銀の吹替許可の事)	一二七九	
元文元年十二月(住職・隠居申渡の格改事)	一二九五	旧記雑録追録三(二三八) 「諸旧記一」六〇		
寺格改の事)		宝永新銀元禄銀の位に吹替願出の事)		
享保十五年十二月(本永寺・遠寿寺・願成寺・正日	一二九四	(正徳三年)六月二十六日(進貢・接貢銀不足に付、	一二七八	
享保十五年十二月(門主列座の事)	一二九三	「諸旧記一」五九		
巳十一月(加治木長年寺御目見寺仰付られの事)	一二九二	(貞享五年)六月十九日(京都へ唐物問屋定の事)	の 2	
安永二年(寺社方御規)	一二九一	「諸旧記一」五八		
の事)		売、長崎奉行へ願出の事)		
天明七年八月(諏訪・福ヶ迫諏訪・花尾山、神主宮	一二九〇	元禄元年(貞享五年)正月二十七日(上方にて唐物商	の 1	
寛政元年六月(福ヶ迫諏訪・花尾山、神主格式の東	一二八九		一二七七	

亥二月八日(寺社奉行申出)	の 1		一三一九
御位牌御安置の所唱の事		(落穂集) 「薩陽落穂集」	三八
日ノ次第	御霊屋御名目ノ次第	の事)	
安永四年(重豪夫人逝去)	一三二九	享保五年六月三日(六ヶ寺役人へ片書名字・刀指免許	一三七
安永元年十二月(浄岸院逝去)	一三六	享保十年十一月十六日(龍洞院寺格の事)	一三二六
旧記雑録追録五(一六二六の3)		安永三年(江戸護摩所御引取の事)	三五五
(忌服)	一三二七	天明二年正月(家老申渡)	の 2
(御逝去御届書)		明和七年七月(英彦山修験中廻壇の山伏へ勧物の事)	の 1
宝曆五年六月十六日(御逝去)	三三五		三三四
宝曆五年六月十五日(病気尋御礼)		天明七年八月(花尾山神主祭礼次第の事)	 = = =
	御逝去	天明七年八月(花尾神主・社家へ切米・屋敷下賜の事)	<u> </u>
(御代々御安殿)	1 111 1111	の事)(一二九〇号文書と同文)	
殿	御代々御安殿	天明七年八月(諏訪・福ヶ迫諏訪・花尾山、神主家順	
考·2二十四	胚 代制度	元文二年六月(寺院別当故なく座主と唱まじき事)	-=10
	を分削を	(一二八九号文書と同文)	
		寛政元年六月(福ヶ迫諏訪・花尾山、神主格式の事)	一三〇九
四月(霊符堂建立由緒)	の 2	寛政三年六月(地神盲僧惣家督の事)	三三〇八
り方願出の内)		天明八年四月(地神盲僧改方、領内へ差越の事)	一三〇七
明和九年四月五日(星祭祈禱勉方の事、災難除之札配	の 1	号文書と同文)	
	<u> </u>	天明八年十二月(南泉院僧正正官成勅許)(一二八八	_ 三 三 ○ 六
	霊符祭		寺院社家
安永六年十月(公帖頂戴)		令条記巻十 (一〇七)	
安永八年三月五日(公文頂戴)	11110	元和元年七月(浄土西山派諸法度)	一三〇五
天明二年四月八日(家老申渡)	の 2	令条記巻十 (一〇六)	
御触書天明集成(二三七六 天明二寅年二月)		諸	
二月(寺院・社人出訴手続の事)	の 1	令条記巻七(七九 慶安二年九月二十一日)	

へ 御国忌

歴代制度 御葬送御式 御入寺御式 御髪体様御下向 一三三九 三四 一三三八 一三三七 _ 三 三 三四二 の 2 の 2 の 3 の 3 の 1 天明八年七月(浄信院御遺髪御下向 天明八年七月(浄信院御遺髪御下向 安永四年七月(御位牌所参詣拝礼の事 享保六年正月(御先祖様御忌日の事) 正徳四年四月十六日(南泉院御位牌殿、 天明七年八月(御正統様へ参詣の事) と唱の事) 正徳四年四月十六日(大雄山御宮方·南泉院御位牌殿 安永八年三月(御廟所・御霊屋・御位牌殿、唱の事) 宝暦五年八月十九日(前御棺守名代仰付られの事) 延享四年十月(浄国院葬礼) 安永八年亥八月七日(家老申渡) 亥三月(寺社奉行吟味) 巻之二十五 (礼記) (円徳院葬送の節祭文献納の人数他) 、円徳院葬送の次第 (円徳院御入寺御式) 、円徳院御遺体御下向 唱の事) 三五五 五五一 三五〇 三四八 三四七 三四六 三四五 三四四 三五六 三五四 五五三 三五二 三四九 の 2 の 1 の 3 の 6 の 5 の 4 の 2 の 1 の 2 の 1 宝曆七年五月七日 (千代姫逝去) 宝曆六年三月二十三日(於徳様死去) 宝暦六年正月晦日(信泡(証カ)院卒去) 亥七月六日(虫踊は許可の事) 亥七月四日(名踊・町踊禁止の事) 宝曆五年七月四日 (重年逝去) 寛延二年九月(宗信遺跡重年相続願の事) 寛延二年七月 (宗信逝去) 亥八月朔日(髭すり許可の事) 亥七月(家老申渡) 亥七月四日(重年跡職重豪相続願の事) 宝暦六年四月(稲荷祭流鏑馬は延期の事) 寛延四年八月十一日(太守忌中、慎の事) 延享三年六月(養仙院逝去) 延享三年正月十九日(利根姫逝去) 正徳六年(家継薨御) 寛延四年閏六月(慎に付、名踊・町踊禁止の事他 **寛延四年閏六月八日(吉宗薨御)** 延享四年十月(吉貴逝去) (礼記) (寛延元年)六月二十六日(於徳様聞忌の事 (礼記・書経

宝曆七年六月二十八日 (富宮逝去)

天明三年十二月十五日(新女院崩御)	一三九八	明和八年六月九日(信解院卒去)	一三八二
明和八年六月二十九日(田安中納言逝去)	一三九七	明和七年八月十五日(民部卿簾中逝去)	三八一
去)		明和六年十一月二日(安部伊勢守卒去)	一三八〇
安永八年九月十日(松平相模守奥方・松平右近将監卒	一三九六	明和六年十一月二十三日(稲荷神事の事)	の 2
安永八年八月十二日(松平隠岐守卒去)	一三九五	明和六年十月十九日(御前様逝去)	の 1
安永八年三月十七日(大納言薨御)	一三九四		一三七九
安永七年五月三日(於克様夭亡)	一三九三	明和六年九月二十九日(菱刈藤馬死去)	一三七八
寛政八年七月朔日(御前様(佐竹)逝去)	の 2	明和六年九月二十九日(一条関白薨去)	一三七七
安永四年十一月十六日(御前様(多賀姫)逝去)	の 1	明和六年八月十三日(安部伊予守卒去)	一三七六
	一三九二	宝曆十三年四月十二日(松平隠岐守卒去)	一三七五
安永三年十月七日(徳川大蔵卿逝去)	一三九一	明和六年九月二十九日(民部卿舎弟松平金次郎卒去)	一三七四
安永二年七月十四日(尾張中将逝去)	一三九〇	宝曆十一年三月七日(堀田相模守卒去)	一三七三
安永二年六月二十六日(民部卿舎弟松平鎌三郎卒去)	一三八九	享保二十年(黒田豊前守卒去)	一三七二
安永二年三月十五日(万寿姫逝去)	一三八八	享保二十年五月十七日(鳥居丹波守卒去)	一三七一
しき儀停止の事)		享保十四年(照光院卒去)	一三七〇
安永二年正月十四日(御尊骸御着まで鳴物・遊興がま	一三八七	享保十三年十月(松平越中守奥方卒去)	一三六九
の人月代の事)		明和三年六月六日(島津肥前守死去)	一三六八
安永元年十二月二十八日(来年頭其外、御名代御代参	の 2	明和三年三月十八日(水戸宰相逝去)	一三六七
明和九年十二月二十五日(浄岸院逝去)	の 1	明和二年四月(東照宮百五十年法会、於大雄山執行)	一三六六
	一三八六	明和二年三月二十日(紀伊中納言逝去)	一三六五
明和九年八月十九日(鍋島摂津守奥方卒去)	一三八五	明和二年三月二十日(刑部卿逝去)	一三六四
の事)		明和元年八月十三日(悟姫夭亡)	一三六三
明和八年九月十九日(鳴物・遊興がましき儀停止日数	の 2	宝曆十一年七月二十三日(尾張中納言逝去)	一三六二
明和八年九月十日(将軍家御台薨去)	の 1	宝曆十一年六月三十日(家重薨御)	一三六一
	一三八四	宝曆十年九月二十日(継豊逝去)	一三六〇
明和八年六月二十九日(田安中納言逝去)	一三八三	宝曆十年五月十七日(玉勝院卒去)	一三五九

寛政七年七月(公義御精進日)	一四三六	天明八年九月十日(浄信院遺髪、福昌寺にて供養の事)	一四一五
(五廟の事)	の 2	寛政八年正月十五日(女院崩御)	四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四
天明七年三月(御精進日定)	の 1	明差出の事)	
	一四三五	寛政九年八月七日(若殿様服中故、南泉院御札巻数服	四三三
文化元年六月十日(御精進日定)	一四三四	寛延三年四月九日(慈徳院遺髪高野登山に付、慎の事)	四二二
	御精進日	三月十日(家老申渡)	の 2
文化十年十二月二十三日(仙洞崩御)	四三三	享保五年三月九日(女院崩御)	の 1
去)			<u>一</u> 四 一
(文化七年)午六月二十六日(丹羽加賀守妹於薫様卒		二月十八日(家老申渡)	の 2
(文化七年)午六月(老中安藤対馬守逝去)	四三二	享保五年二月十五日(女御薨去)	の 1
文化七年六月二十六日(おらくの方死去)			1四1〇
寛政六年二月八日(種姫逝去)	一四二九	寛政三年十月(重豪男為次郎実母死去)	一四〇九
寛政八年七月(御前様逝去)	一四二八	寛政元年十月二十二日(御縁女様(有馬)逝去)	一四〇八
寛政七年八月十日(清水中納言逝去)	一四二七	寛政三年四月(蓮光院逝去)	一四〇七
安永四年十二月十四日(玉貌院法事執行)	一四二六	寛政五年七月十四日(将軍家若君逝去)	一四〇六
安永二年三月十日(浄岸院法事執行)	一四二五	寛政五年五月二日(徳川刑部逝去)	一四〇五
安永七年七月二日(於厚様夭亡)	一四二四	寛政三年三月十一日(島津静山死去)	
享保十七年十月八日(敬法門院薨御)	一四三三	天明八年十一月二十日(右に付、慎の事)	の 2
享保十七年九月六日(法皇崩御)	四三三	天明八年十一月二十日(嶺松院卒去)	の 1
寛保三年十一月二十三日(寛陽院五十回忌)			
享保十年十月五日(文章院一周忌法事)		天明八年五月十二日(右に付、慎の事)	の 2
(元文四年)未八月(霊龍院中陰法事執行)	一四一九	天明八年五月十二日(敬姫逝去)	の 1
元文四年八月二十二日(福山馬追延期の事)	一四一八		
祭礼の事)		天明六年九月二十九日(家治薨御)	
元文四年八月二十五日 (慎内、鹿児島諸外城諸社神楽	七	宝暦十一年四月(宥邦院遺髪高野山登山に付、慎の事)	1 E OO
元文四年八月二十五日(霊龍院逝去)	一四一六	天明三年八月(民部卿息女庸姫卒去)	一三九九

納の事)		(右に付、仰渡されの事)	の 2
安永二年六月(慈徳院二十五年御回忌に付、御香奠献	一四七二	僧侶へ御囃子拝見・御料理頂戴仰付られの事)	
天明五年十一月(以来、十七回忌御法事執行の事)	一四七一	天明七年五月朔日(円徳院三十三年御回忌後、住侍・	の 1
献納の事)			一四五五
寛政十年六月五日(慈徳院五十年御回忌に付、御香奠	一四七〇	能拝見、御料理頂戴仰付られの事)	
午八月(御囃子拝見・御料理頂戴仰付られの次第)	一四六九	天明元年六月(御遠祖様の年回御法事後、御囃子・御	一四五四
御囃子拝見・御料理頂戴仰付られの事)		読経減少の事)	
寛政十年八月(慈徳院五十年御回忌後、住侍・僧侶へ	一四六八	享保九年十二月(公儀仰渡の趣に準じ、御法事日数・	一四五三
寛政八年十月(浄国院五十年御回忌後、御機嫌伺の事)	一四六七	ж	御法事之次第
何の事)		文化十一年十月(御正忌日改の事)	一四五二
文化元年六月十一日(円徳院五十年御回忌後、御機嫌	一四六六	文化八年十二月(御精進日立)	一四五一
の事)		文化九年八月(御精進日立)	一四五〇
文化元年六月(円徳院五十年御回忌に付、御香奠献納	一四六五	寛保元年三月二十四日(半御精進定の事)	一四四九
の事)		文化六年十月十五日(斉興代、御精進日定)	一四四八
享和三年九月二十日(大玄院百年御回忌後、御機嫌伺	一四六四	天明八年三月(頼朝公正忌日、精進日定の事)	一四四七
(賴朝公五百五十年回忌御法会、於大乗院執行)	一四六三	寛政二年三月六日(御忌日改の事)	一四四六
享保十年九月朔日(得仏様五百年御回忌)	一四六二	事)	
天明六年五月(齢岳様四百年御回忌)	一四六一	(天明八未(ママ)九月、御家督に付、御精進日定の	一四四五
(浄岸院中陰御法事勤行の次第)	の 2	寛保三年十二月二日(寛陽院忌日、御精進日明の事)	四四四四
宝曆五年八月(円徳院中陰御法事執行)	ტ 1	寛政十年六月(御精進日立)	一四四三
	一四六〇	寛政九年閏七月(御精進日立)	
寛政六年十月(御正統御夫人、年回御法事の事)	一四五九	寛政九年正月(法蓮院正忌日)	四四四
寛政六年十月(御正統御夫人、年回御法事の事)	一四五八	寛政八年九月(法蓮院忌日)	
囃子拝見・御料理頂戴仰付られの次第)		寛政十一年正月(御忌日改の事)	一四三九
寛政四年九月二十九日(宥邦院三十三年御回忌後、御	一四五七	天明八年(御精進日定)	一四三八
安永二年九月四日(白帷子着用の定)	一四五六	寛政七年八月(御精進日定)	一四三七

寛延三年正月四日(御鷹の鶴拝領)	一五〇六		
寛延二年十二月二十八日(重年元服)	一五〇五	へ御能拝見・御料理頂戴仰付られの事)	
寛延二年十二月三日(重年家督相続)	一五〇四	寛政九年十二月(頼朝公御法会後、住侍・僧侶・神主	一四八三
寛延二年三月十六日(菊姫縁組)	一五〇三	御機嫌伺の事)	
寛延二年三月六日(宗信縁組)	一五〇二	(寛政九年)十二月二十二日(頼朝公六百年御法会後、	一四八二
寛延二年正月(継豊湯治御暇)	一五〇一	寛政九年八月(家老申渡)	の 2
寛延元年十二月十三日(宗信従四位上昇進)	一五〇〇	御法会奉行調の事)	
延享四年正月十三日(宗信少将任官)	一四九九	寛政九年八月十二日(頼朝公六百年回忌御法会に付、	の 1
延享四年正月六日(宗信家督御礼)	一四九八		一四八一
延享二年十二月(将軍宣下に付拝領)	一四九七	寛政九年八月(家老申渡)	の 2
(延享二年)十月十九日(大御所様より拝領)	一四九六	付、御法会奉行調の事)	
延享二年四月十六日(宗信初めての御暇御礼)	一四九五	寛政九年八月十一日(頼朝公六百年回忌御法会執行に	の 1
延享元年五月(増上寺火の御番)	一四九四		一四八〇
寛保四年正月十五日(御鷹の鶴拝領)	一四九三	執行)	
元文六年正月十一日(御鷹の鶴拝領)	一四九二	寛政九年十二月四日(頼朝公六百年御法会、於花尾山	一四七九
元文五年四月二十八日(宗信縁組)	一四九一		御法会
元文五年三月(宗信疱瘡快気)	一四九〇	減少の事)	
元文四年十二月十一日(宗信元服)	一四八九	明和八年九月(御正統様御法事に準じ、家中法事日数	一四七八
享保十八年七月(御簾中様着帯御祝儀拝領)	一四八八	文化七年正月(四霊様御法事の事)	一四七七
享保十六年正月(御鷹の鶴拝領)	一四八七	大納言様より御香奠拝領の事)	
享保十四年七月(公方様日光御社参還御)	一四八六	安永七年十一月六日(浄岸院七年御法事に付、公方様・	一四七六
享保十二年四月(増上寺火の御番)	一四八五	囃子仰付られの事)	
享保六年十二月十八日(継豊少将任官)	一四八四	天明元年六月二十七日(慈徳院三十三年御回忌後、御	一四七五
	御恐悦	明和七年六月(大円寺御法事詰人数の事)	一四七四
***************************************	四个件月	仰付られの事)	
巻きこと、	歷弋训度	明和七年六月(於大円寺御法事等の節、御物取計らい	一四七三

八日(斉宣元服)	一五四九		
天明六年九月八日(斉宣初めての御目見)	一五四八	宝暦十二年三月十日(江戸芝御屋敷類焼に付、御参勤	の 1
天明五年五月十八日(大鷹鶴雁拝領)	一五四七		一五二七
安永三年五月(増上寺火の御番)	一五四六	将軍家より拝領)	
安永二年四月十三日(御紋付御羽織拝領)	一五四五	宝暦十二年正月二十日(松平修理大夫女御七夜祝に付、	一五二六
去に付御免)		宝暦十一年二月二十五日(御鷹の鶴拝領)	五二五五
明和九年五月(増上寺火の御番、浄岸院様御不例御逝	一五四四	宝暦十一年二月十八日(将軍宣下御祝として老中招請)	一五二四
明和八年六月(家治公御筆御画拝領)	一五四三	宝曆十一年五月十九日(重豪御暇御礼)	五三三
明和二年七月二十五日(御官位ならびに御着城脇御祝)	一五四二	十一月四日(右同断に付御肴拝領)	の 2
明和二年三月九日(御鷹の鶴拝領)	一五四一	宝暦十年十一月朔日(継豊へ病気尋の御奉書到来)	の 1
登城御目見の事)			五三二
明和元年閏十二月二日(琉人参府に付、米二千俵拝領、	一五四〇	宝暦十年十月十八日(将軍宣下に付御祝儀拝領)	五二
宝曆十四年三月二十五日(悟姫御箸初御祝)	一五三九	宝暦十年七月七日(大御所様より拝領)	五三〇
宝暦十四年二月十五日(御鷹の鶴拝領)	一五三八	宝暦十年六月(家重隠居に付御祝儀拝領)	一五一九
宝曆十三年十一月二十二日(悟姫誕生御祝)	一五三七	宝曆十年三月十六日(将軍家御転任御兼任)	五八
宝曆十三年十一月四日(重豪女子誕生)	一五三六	宝曆九年十二月七日(重豪縁組)	五七
宝曆十年二月五日(於薫殿婚姻御祝)	一五三五	宝暦九年十月二十一日(御家督御祝に付老中招請)	一五一六
宝暦九年十月十一日(菊姫様懐胎御祝)	一五三四	宝曆八年七月七日(重豪元服)	五五五五五
宝暦九年五月十二日(増上寺火の御番)	五三三	宝暦八年五月十七日(重豪初めての御目見)	五四四
宝曆十三年六月二十三日(御前様懐胎御祝)	五三二	宝暦六年二月十五日(御鷹の鶴拝領)	五三
宝曆十三年正月四日(重豪婚姻)	五三	宝曆五年十二月(菊姫婚姻)	五二二
宝暦十三年正月四日(御鷹の鶴拝領)	五三〇	宝曆五年十一月六日(菊姫結納)	五二一
宝曆十二年十二月十九日(重豪結納)	一五二九	宝暦五年八月十五日(重豪家督相続)	五 一 〇
宝曆十二年十一月十四日(净岸院様御移徙御祝)	一五二八	宝暦五年六月二十九日(御手伝御普請勤に付時服拝領)	一五〇九
の事)		宝暦四年八月二十四日(重豪嫡子届)	一五〇八
宝暦十二年三月(右同断に付、金二万両拝借仰付られ、	の 2	寛延二年十二月二十八日(重年継室伺)	一五〇七

五七一 五六九 五六八 五六七 五六六 五六三 五六一 五五八 五五六 五七三 五七二 五七〇 五六五 五六四 五六二 五六〇 五五九 五五七 五五五五 五五四 五五三 五五二 五五 五五〇 て拝領 寛政四年九月二十六日(重豪御召の御羽織拝領) 寛政四年八月 寛政四年八月 寛政四年正月 寛政三年五月(斉宣国元へ御暇御礼 寛政三年四月十日(斉宣官位昇進に付、口宣宣旨頂戴) 寛政三年正月六日(琉球人登城御目見の事) 寛政二年十二月(琉球人参府に付、米二千俵拝領) 寛政二年十二月十六日(斉宣従四位上中将叙任 寛政元年九月二十五日(初入部御祝 寛政元年九月三日(斉宣家督初めての帰国) 天明八年十一月八日(御鷹の雲雀拝領 天明八年四月 拝領 天明八年二月(斉宣家督・重豪隠居、初めて御鷹の鶴 天明八年正月(琉球人参府に付、増上寺火の御番御免) 天明七年九月八日(斉宣少将任官に付、口宣宣旨頂戴 天明七年八月十九日(増上寺火の御番 天明七年六月九日(重豪男子誕生の届 天明七年五月二十九日(将軍宣下に付拝領) 天明七年三月八日(斉宣元服官位に付、口宣宣旨頂戴) 天明七年四月(重豪御召御羽織拝領 天明七年四月十三日(斉宣少将任官 天明七年三月 寛政二年八月 (御鷹の雲雀拝領) (将軍家より歳暮の御祝儀、 (領地判物頂戴 (重豪隠居後国元へ湯治御暇) (参府御礼 (若君様御七夜祝儀 御前様初め 五八六 五九〇 五八五 五八四 五九四 五九三 五九二 五九一 五八九 五八八 五八七 五八三 五八二 五八一 五八〇 五七九 五七八 五七七 五七六 五七五 五. 七四 の 1 の 2 寛政七年六月二十三日(斉興縁組に付、 寛政七年五月(斉興嫡子届出に付、 寛政十年十二月(御前様誕生御祝、 十月二十八日 天明八年四月 天明八年四月 天明二年十二月二十四日(重豪女敬姫御歯黒初御祝) 安永六年十二月二十五日(重豪女於厚着袴御祝 安永六年十二月二十五日(斉宣着袴御祝) 安永五年五月(斉宣髪置御祝 文化二年(金一万両•米一万石拝借 寛政八年十二月(重豪男乗之助、 文化元年五月二十九日(重豪剃髪) 寛政五年四月十四日(若君様髪置御祝) 寛政五年三月(御鷹の鶴拝領 寛政四年十二月十九日(竹千代様御色直御祝 寛政六年五月 儀の事) 祝儀の事) 文化元年十月(斉興元服 文化元年十月(斉宣改名) 寛政八年十二月(琉球人参府に付、 (中将様国元温泉入湯御暇) (文化元年十月) (東叡山火之御番) (前髪取御祝 (領地判物頂戴に付、 (領地判物頂戴に付、 (斉興元服 六男の届 御一門以下諸士祝 諸寺院•在番琉人 御祝儀の事 米二千俵拝領 日改替の事 御祝儀の事

御祝規 公辺御使者 t願事御届事 一五九六 一五九五 一五九七 一五九八 六〇九 六〇六 六〇五 六〇四 六〇三 六〇二 六 〇 一 六〇八 五九九 六〇七 の 2 の 1 安永三年七月十一 明和六年六月十八日(重豪病気保養の届 宝暦九年十二月十九日(於栄様松平隠岐守へ対顔の儀 宝曆九年九月十一日(重豪縁組) 宝暦九年三月四日(御クン殿御介抱の事 明和七年四月十九日(重豪再縁 寛延三年六月 寛延二年正月 (継豊湯治御暇) 享保六年六月二十四日(吉貴隠居・継豊家督) 享保六年三月(吉貴養妹 何の事) 明和七年五月二十八日(願の通り仰渡されの事) 宝曆九年四月二十七日(継豊御暇申重 文書と同文 寛延二年十二月二十八日(重年継室伺)(一五〇七号 寛延四年五月 正徳五年六月二十六日(継豊縁組 正徳二年十月二十六日(将軍家代替 天明七年七月(重豪男雄五郎、三男の届 天明八年二月十四日(斉宣前髪取御祝 斉宜公御祝規 御男子様·御女子様御祝規 (継豊御暇申次 (継豊御暇申次 日 (嫡子斉宣慈照院養子届の事) 六二三 六二 六一七 六一六 六三一 六二 六一五 六一四 六三〇 六二九 六二八 六二七 六二六 六二五 六二四 六二〇 の 1 の 2 天明七年十二月 天明六年八月二十七日(富之進、 寛政十二年十二月(重豪惣髪・改名) 寛政八年四月(重豪高輪屋敷へ引移) 寛政九年正月 (斉興出府) **寛政八年十二月(重豪男乗之助、** 文化元年八月(琉球王跡相続御礼の使者参府の事) 文化元年十月(斉宣改名) 寛政三年五月(重豪男為次郎、五男の届 **寛政二年十一月二十二日(重豪男時之丞、** 寛政二年九月(斉宜縁組 名目の事) 暇願の事 天明七年三月八日(重豪湯治及び御介助のため国元御 天明七年三月七日(重豪改名) 天明七年二月十七日 (重豪隠居•斉宣家督) 天明六年十月(公方様御中陰中、 れの事) 天明六年十月(富之進、 天明六年六月二十六日(重豪男冨之進、二男の届 安永九年九月(重豪病気届 安永五年十二月二十七日(重豪女敬姫縁組 安永三年七月二十三日(斉宣縁組 安永三年七月(斉宣嫡子の届 (斉宣縁組) (明姫重豪養女の届、 奥平大膳大夫婿養子に仰付ら 婿養子願) 六男の届 登城御機嫌伺の事) 公辺向・内輪の 四男の届

伊勢家御礼 御馬御拝領 御肴御拝領 御雁御拝領 一六四三 一六四一 六四五 六四四 六四二 六四〇 六三九 六三八 六三七 六四六 六三五 六三六 の 3 の 2 の 1 の 1 文化八年十月十七日(御家督初めて御帰国尋として御 天和三年三月二十九日(拝領の雁御披、平山勘兵衛日 貞享三年四月十四日(馬拝領、平山勘兵衛日帳) 文化九年正月二十八日(拝領の御肴御披) 天和三年三月二十九日(拝領の雁御披、平山勘兵衛日 貞享三年十一月十八日(雁拝領、平山勘兵衛日帳) 天和三年五月(馬拝領、平山勘兵衛日帳) 帳)(一六三九号文書と同文) 天和三年五月七日(在所へ御暇願、平山勘兵衛日帳) 文化六年七月(斉宣隠居改名) 文化六年七月(隠居斉宣、年中御献上物御勤向等の事) 寛政十二年十二月(重豪惣髪・改名に付、恐悦の事) 肴拝領) (宝永三年)七月(吉貴より家来伊勢兵部貞栄将軍家 (延宝七年)正月八日(由緒書、御代々様へ伊勢兵部 御目見の願) (御披の次第) (御披の手当) 旧記雜録追録二(二二九三) 御内書 公辺御勤向 歴代制度 御登城御断 一六四九 一六五三 一六五一 一六五〇 一六四七 六四八 の 4 の 3 の 2 の 1 の 4 の 3 の 2 貞享三年四月(雷雨御機嫌伺に付、 貞享二年十一月(日光山正遷宮その他公辺使者、 貞享元年二月 聞合の事、平山勘兵衛日帳 天和三年三月三日(御祝儀使者、平山勘兵衛日帳 勘兵衛日帳 天和三年五月(御登城御断、 四月二十七日(右に朱書) 四月二十七日(右に付、伺) 天和三年四月(月次出仕御断、 貞昌御目見の覚 宝永五年子四月六日 見仰付られの事) 巻之二十七 (御断に及ばざる事) (宝永三年) 七月 (延宝七年二月十五日、 〔宝永三年〕戌八月(伊勢貞栄御目見仰付られの事〕 旧記雑録追録二 (二二九三) 旧記雜録追録二(二二九三) (御登城御断、 (右一巻、書付の事 平山勘兵衛日帳 平山勘兵衛日帳 平山勘兵衛日帳 御並御留守居衆へ 親兵部御目

平山

御連署 御奉書 一六五七 一六五六 一六五五 六五四 の 2 の 1 の 3 の 2 の 1 の 6 の 3 の 1 の 2 の 1 の 4 の 3 の 5 の 2 天和四年二月(春の御機嫌伺、平山勘兵衛日帳) 天和三年四月(御奉書拝見、御披見書に改の事、平山 貞享元年七月二十三日(御内書御渡、平山勘兵衛日帳) 衛日帳 勘兵衛日帳 十二月十六日(御内書留 貞享元年二月二十三日(歳暮の御内書御渡、平山勘兵 (正月三日、改年の慶賀、大久保加賀守他二名宛) (正月三日、改年の慶、堀田筑前守他五名宛 (正月三日、 (御奉書) (御奉書) (御奉書、 (御三家ならびに加賀・越後・越前へ御内書の写) (御奉書、 (九月七日、重陽) (十二月二十八日、歳暮) (御内書渡され候節、御奉書の事) (五月三日、端午) 五月三日、蒲節 十二月朔日) 十二月三日 陽春の吉慶、堀田筑前守宛) 御招請 諸目録 女文 御家督 歴代制度 一六六一 一六六三 一六六二 一六六〇 一六六四 一六六六 一六六五 一六六九 一六六七 一六五九 一六五八 六七〇 六六八 の 2 の 1 貞享三年二月(地震、平山勘兵衛日帳) 寛永十五年五月十三日(光久家督御礼、家中御目見の 未三月二十五日(御礼廻の事) 三月 (仰渡) 三月十六日 (御礼廻の事) 天明七年三月(御家督に付仰出、 巻之ニ十八 宝永六年五月十三日(近衛左大将家久入御) 宝永二年二月十三日 (継目祝、老中招請) 天和三年三月(御仏詣還御祝儀、平山勘兵衛日帳) (天明七年)三月十五日(右同、 (天明七年)三月十五日(右同、 (香奠折紙 (女性方への文の事) (天和三年)四月(戸田山城守より口達、平山勘兵衛 旧記雑録追録二(一九一二) 書役・小役人へ) 与力・同心へ) 家老連名達書)

		(斉興縁組)	寛政七年六月	一六八九	文
太守様同様の事)	断繭向、	禄御婚姻後御祈禱向	午五月(御前様)	一六八八	書
姻当日より称御前様)	御婚姻	(御縁女様、	寛政十年五月	一六八七	目
		(斉宣婚姻)	寛政十年五月	一六八六	録

御譲物 御婚姻 御初入部 一六八一 一六七九 一六七六 一六八〇 一六七八 一六七七 一六七三 六八四 六八三 六七五 六七四 の 2 の 1 寛保二年十二月(御三家以下婚礼は婚姻と書調の事) 宝永元年(吉貴家督御礼、 享和元年正月十七日(斉興縁組) 寛政元年六月二十六日(重豪女明姫婚姻) 天明八年十二月 (来二月、将軍家 (家斉) 文化七年四月(初入部御用掛 貞享五年八月十二日(故録別記) 貞享五年八月十二日(重物の目録) 貞享五年八月十二日(光久より綱貴へ譲国の覚) 寛政元年三月二十八日(斉宣婚姻 (貞享五年) 辰八月十二日 (御道具由緒) (文化七年)午四月(手当取調の事) (文化七年)午六月(初入部御迎) (文化七年)午六月(御行列手当の事) 文化七年)午四月(初入部御用掛) 旧記雑録追録六(二七六九 家中御目見の衆、献上品) 婚礼調の 上様御名称 御入輿御書 一六九一 一六九四 一六九二 七〇三 七00 六九九 一六九八 六九七 六九三 七〇四 七〇二 七01 六九六 六九五 の 2 の 1 の 2 の 1 享保十四年十二月(竹姫入輿式次第) 安永九年二月三日(陽姫牧姫と改名) の事) 安永八年正月(重豪女陽姫様と唱、 安永五年十月十四日(田安女将軍家養女、称種姫君様) 明和五年六月十三日(徳川右衛門督称田安中納言) 明和三年五月七日(将軍家若君称大納言) 宝曆十年十一月二十二日(継豊逝去、竹姫改名) 宝曆十年九月二十二日(継豊逝去、側室改名) 宝曆十年六月十五日(称御台様 宝曆五年正月(称御簾中様 延享二年(称上様・公方様・大御所様) 享保十四年十二月(竹姫入輿進物・祝儀) 文化九年九月(斉彬縁組、家中祝儀の事) 天明二年正月(家斉と改名) 天明元年六月十五日(称若君様) 天明七年八月五日(一橋民部卿男田安家相続、称徳川) (徳川 (一橋) 豊千代将軍家養子) 内輪姫の字使用定

貞享四年

(綱貴家督御礼、

家中御目見の衆

天和四年二月(島津中務息女婚姻、平山勘兵衛日帳)

七〇六

天明五年正月二十七日(又三郎元服且鎧召初めの祝)

七〇五

天明四年十二月二十九日(虎寿丸元服、

改名又三郎忠

の 3

天明二年(称大納言

七二九		七二八	七二七	七二六	七二五	七二四	七三三	七二三	七二二		七二〇	七一九	七一八	七一七	七一六	七 五	七一四	七一三	七二二	七一一	七10	七〇九
大隠居に称改の事)	(一六八七号文書と同文)	寛政十年五月(御縁女様、婚姻当日より称御前様)	寛政十三年正月(斉興縁組、弥姫称御縁女様)	寛政三年三月(斉宜婚姻、幸姫称御前様)	元文二年三月 (若子誕生 (家治)、称竹千代)	享保十四年閏九月晦日(吉宗男小次郎称徳川右衛門督)	享保九年十二月二十六日(長福(家重)称若君様)	天明六年十月四日(恒姫称御縁女様)	元文四年十二月(又三郎改名薩摩守宗信、称薩州様)	様唱大御前様)	享保七年十二月十八日(御新造様唱御前様、髙輪御前	寬政五年十月(敏次郎称若殿様)	寛政五年六月(敏次郎(家慶)誕生)	寛政五年十月(敏次郎御台養育)	宝曆九年十一月二日(家重男萬次郎称徳川宮内卿)	寛政四年四月(宮内卿称清水中納言)	寛政三年四月(民部卿称一橋中納言)	寬政四年八月(将軍家若君誕生)	寛政元年八月(重豪側室名順・通称定の事)	天明七年五月十九日(家斉将軍宣下、称上様)	天明六年十月(家治崩御、大納言家斉称上様)	天明七年二月(斉宣家督)
一七四八	一七四七	一七四六		一七四五	一七四四	一七四三	一七四二	一七四一	一七四〇	一七三九	の 3	の 2	の 1	一七三八	一七三七	一七三六	一七三五	一七三四	様ノ字之次第	一七三三	一七三二	一七三一
享保十八年五月朔日(菊姫様事)は殿文字付けざる事)	享保五年五月(大目付より申渡の節、御前へ申上の節	天明七年八月(自分支配頭へ殿・様文字無用の事)	内輪にては旗本衆殿文字の事)	安永三年九月(御側衆から交代寄合衆までの役以外は	安永六年九月(正覚院様事)	安永五年八月(御内証様事)	安永四年六月六日(於千萬様と唱・書付の事)	安永三年十月七日(徳川大蔵卿逝去)(場違)	安永二年十二月二十九日(於千萬殿と唱・書付の事)	正徳五年五月二十八日(於須磨様、御実母取持の事)	宝永四年四月十一日(於須磨殿、様唱の事)	享保十五年三月七日(オカク殿事、殿文字改)	享保十三年六月二十七日(オカク事、殿文字付)		正徳三年九月(殿文字定)	(天明六年カ)午閏十月(様の字定)	安永七年六月(様の字定)	安永三年五月九日(様の字定)	郑 附、殿文字	元文五年正月(又三郎(宗信)改名、称薩州様)	文化六年五月(御縁女様、婚姻当日より称若御前様)	享保十四年十二月(竹姫名称)

- 七〇九 - 七〇九

天明七年正月八日 (斉宣侍従任官) 天明五年二月 (又三郎称若殿様)

と称すべき事)

一七三〇

御名順 一七五八 一七六〇 一七六五 一七六四 七六三 七六二 七五九 七五七 七五六 七五五 七五四 七五三 七五二 七五一 七六六 七六一 七六八 の 2 の 1 寬政三年四月 (名順•様文字定 同文) 天明三年正月二十一日 (名順•様文字定) 文化五年八月(於八百殿事) 寛政八年三月(松平但馬守方へ両敬に付、 天明六年(閏)十月(富之進様事) 寛政元年六月(明姫婚姻後格式の事) 寛政元年八月(重豪側室名順定)(一七一二号文書と 安永五年八月七日(名順・様文字定) 安永四年六月三日(名順定) 明和八年八月二十四日(名順・様文字定) 元文四年四月(名順・様文字定) **寛延三年四月(名順•様文字定** 文化七年四月(寛二郎殿事) 元文元年六月十四日 (様文字定) 文化六年六月(瑤林殿事、様文字の事) 寛延四年閏六月一日(重年家督に付、実母殿文字定) 寛政九年五月(玉泉院殿・心鏡院殿事) 寛政十三年正月(弥姫様事様文字の事) 寛政十二年六月(交代寄合衆内輪唱は殿文字の事) (足軽・小者・中間に殿の字付不可然事、 (本文張紙) 薩陽落穂集」 様文字定の 御献上物 御機嫌伺 一七九一 一七八九 一七八五 一七九〇 七八七 一七八六 七七七 七八四 七八三 七八二 七八一 七七八 七七二 七八八 七八〇 七七九 七七六 七七五 七七四 七七三 七七一 七七〇 天和三年十二月十八日 貞享三年二月二十八日(上野参詣還御、平山勘兵衛日 天和三年閏五月(若君御不例、平山勘兵衛日帳) 天和三年五月二十四日(地震、平山勘兵衛日帳) 寛政三年三月(名順定) 寛政八年三月 (名順定) 明和七年六月(名順定) 寛政十三年正月(御縁女名順の事) 享和二年七月(諸家へ入輿の女子名順の事) 享保十三年七月(名順・様文字定) 貞享三年四月二十日(上野参詣還御、平山勘兵衛日帳) 二月十六日 天和四年二月(上野参詣還御、平山勘兵衛日帳) 寛保三年十二月十一日 (名順定) 文化六年七月(名順定) 寛政九年五月(御縁女名順・様文字定) **寛政十一年五月(名順定)** 安永三年五月(名順定) 文化五年六月 (名順定) 文化五年三月十日(名順定) **寛政四年八月(名順定)** 寛延四年閏六月(重年家督に付、実母名順定) (名順定) (御機嫌何使者、 平山勘兵衛日帳 (献上、平山勘兵衛日帳)

(島津称号・松平称号由緒)	の 2	天明五年五月(元服御礼の事)	一八〇九
旧記雑録追録三(三二一)		宝暦七年三月日(御道具拝領の事)	一人〇八
正徳四年正月(源姓由緒、光久以前庶流は藤原姓の事)	の 1	元文二年七月(御名代元服、御前元服と改の事他)	一八〇七
	一八二四	元文元年八月二十三日(天井折、向後は折と唱の事)	一人〇六
	御姓名(氏)	事)	
(小番)	一八二三	享保十八年十一月二十七日(御名代・奏者番へ祝物の	一八〇五
に仰付られの事)		享保十六年四月二十八日(元服御礼進上物の事)	一八〇四
戌七月二日(同格家々連名の次第、大目附以上は寄合	の 2	正徳四年八月二十七日(脇元服御礼の次第)	一人〇三
(寄合並)	の 1	(御名代元服の次第)	一人〇二
	一八二二	(宝永五年)五月二日(御直元服の次第)	一八〇
(寄合)	一八二二	(御直元服・御前元服・御内証元服定の事)	一八〇〇
(一所持•一所持格)	1人二〇		元服
旧記雑録追録六(一一四五)		享和二年十一月(斉興元服)	一七九九
安永二年十二月二十九日(御一門座席定の事)	一八一九	天明四年十一月(御家伝来元服式の事)	一七九八
(御一門)	- 八 - 八		御元服
諸家元服進上物並家筋連名ノ次第	諸家元服進上	*	2000年
(御直元服の次第)	八-七	多クニトル	を 代別复
元文二年十月十六日(元服の人、末広は持たざる事)	- 八一六		
享和二年九月(奥向・諸御役人、御留守年御礼の事)	一八一五	天和三年四月(平山勘兵衛日帳)	一七九七
出入等時々届出の事)			御拝領物
享和三年九月(御留守中御直元服の面々、家督継目・	一人一四	(貞享三年)二月朔日(平山勘兵衛日帳)	一七九六
享和三年四月(当年元服、御名代にて仰付られの事)	_ 八 三	貞享三年二月(平山勘兵衛日帳)	一七九五
天明六年十一月(御目見御礼座席の事)	_ 八 二	(貞享三年)寅正月(年首祝儀、平山勘兵衛日帳)	一七九四
天明五年八月二十二日(元服御礼の事)	一 八 一	天和三年十二月(歳暮祝儀、平山勘兵衛日帳)	一七九三
の事)			御進覧物
天明五年八月二十一日(太守帯府中、御名代にて元服 92	一人 〇	貞享三年二月(後西院一回忌に付、平山勘兵衛日帳)	一七九二

文	書	目	録																						
一八四一		一八四〇	官名並名遠慮之事	一八三九	一八三八	一八三七	一人三六	一八三五		一八三四	一人三三	姓氏	一人三二	一人三一	の 4	の 3	の 2	の 1		一八二九	一人二人	一八二七	一八二六		一八二五
享保二十年閏三月二十九日(家来下人共、官名に似寄	の事)	宝永四年七月(国名・官名名付の格定の事、名遠慮定	愿之事	寛永二十年十月五日(敷根氏、島津称号由緒の事)	享保九年正月三十日(名字の字改の事)	享保九年正月(名字の字改の事)	宝暦十一年十二月(袮寝式部、嫡家小松名字の事)	天明二年二月(片書名字、書下名字に改の事)	れの事)	延享元年五月二十二日(種子島織部、北条名字仰付ら	(百姓、庭訓抄)		宝永二年十月二十八日(平岡、家号拝領)	元文四年八月二十日(代々嫡子松平称号名乗の事)	(支族二男以下諱の字)	正徳二年六月(久・忠の字実名遠慮)	(支族二男家号)	(藤原氏由緒)		(島津名字御免、落穂集) 「薩陽落穂集」	元文五年正月四日 (宗信元服)	元文四年八月十九日(松平称号拝領)	元文二年七月十八日(諱の字拝領)	実名の字仰付られの事)	(享保十九年)六月二十五日(島津兵庫庶流へ名字・
一八五八		の 2	の 1	一八五七	一八五六		一八五五		一八五四	一八五三	一八五二	一八五一	一八五〇	一八四九	一八四八		一八四七	一八四六	一八四五		一八四四		一八四三	一八四二	
享和二年十二月(実名の字遠慮)	には及ばざる事)	天明七年六月(中将様改名(上総介)、改名・名遠慮	(支族二男以下へ名乗の字拝領の事)		享保九年七月(名替申渡の事)	御触書天明集成 (二九一六)明和三戌年十一月)	明和四年正月二十一日(諸職人受領継目の事)	遠慮の事)	明和四年九月十七日(幕府重職・近国大名・一門の名	寛政三年十二月(遠慮文字定)	宝曆五年十一月(遠慮文字定)	天明四年七月十日(若年寄以上の名遠慮の事)	享保二十年七月(大目附同名は以後名替に及ばざる事)	正徳三年七月二十五日(諱・家号遠慮の事)	(礼記檀弓下)	事)	(享保十年)四月七日(新役拝領名の節、古役名替の	正徳三年五月六日(同名新役名替の事)	安永四年八月(同役中同名は名替の事)	旧記雑録追録六(九〇八)	明和九年六月(諸座一旦の寄筆者名替願の事)	旧記雑録追録三(一六三五)	享保九年二月(寄合以上、官名又は耳立ざる名付の事)	享保二十年四月(名遠慮の事)	候名付まじき事)

の2 (御一門家格の事)	の1 正徳元年十月(御一門家筋の事)	一八七三	御一門	御一門以下御家中格式名目之次第	进行 带度 考虑当时			一八七二 文化十一年二月二十六日(名遠慮)	一八七一(文化七年十一月二十七日(誕生女子順定、名遠慮の事)	の2 十一月十日(記録奉行返答、別紙)	の1 文化七年十一月九日(船奉行より実名遠慮の文字問合)	一八七〇	一八六九 寛政三年十二月七日(遠慮文字定)	一八六八 元文三年十二月(諱の字、仮名にても遠慮の事)	一八六七 享保二十一年五月六日(御二男家も又の字遠慮の事)	遠慮申渡の事)	一八六六 天明七年三月(中将様改名(上総介)に付、改名	一八六五 寛政四年二月(実名遠慮)	一八六四 戌閏二月二十二日(同役同名名替の事)	一八六三(安永三年正月二十一日(名・名乗遠慮の事)	一八六二 元文元年十二月(入道号用いざる事)	事)	一八六一 享和三年三月二日(最早遠慮に及ばざる名文字通達の	一八六〇 寛政十年九月(名の唱遠慮)	一八五九 寛政九年正月(名・名乗・唱遠慮)
旧記雑録追録六(一〇五〇の1)	と同文)	一八八五 安永二年六月二日(登城刀番の事)(一八七八号文書	旧記雑録追録六(一〇四五の3)	一八八四 安永二年五月(御発駕当日及び御途中へ参上の節の事)	旧記雑録追録六(一一四五)	一八八三 安永二年十二月二十五日 (御一門座順の事)	一八八二 天明七年七月(登城持道具の事)	一八八一 巳十一月(御一門刀番通行の定)	の事) 一八八〇 午二月五日(御一門刀番退出の定)	の2 巳十一月二十三日(御一門登城の節、刀番等の事)	問合) の1 安永十年四月(御一門御目見の節、脇差帯の事)	一八七九	旧記雑録追録六(一〇五〇の1)	一八七八 (安永二年)六月二日(登城刀番の事)	事) 一八七七 (安永二年)五月(御一門登城・退出)	一八七六 (安永二年)正月二十日(御一門登城の次第)	改名・名 一八七五 (安永二年)五月(先供行列に刀番両人召列の事)	一八七四 安永二年五月(御一門登城の節、御門涯下乗の事)	の7 元文二年三月(壮之助家格の事)	の6 延享元年十二月三日(三次郎私顀今和泉)	旧記雑録追録四(二〇〇一)	の5 延享元年五月二十六日(島津三次郎、和泉家名跡相続)	(達の の4 元文四年三月十五日(壮之助私領重富)	旧記雜録追録三(一〇一〇)	の3(元文二年三月(島津壮之助、越前島津家名跡相続)

寄合同並 一八九三 所持同格 一八九二 一八九九八 一八九五 一八九四 一八九一 一八九〇 一八八八 一八八八 九 2 一八九七 九〇〇 八八六 の 1 安永二年六月二十九日(大身分登城) 正徳元年十月(大身分家筋の事) 節、家筋格式の事) 正徳三年三月十五日(組頭・番頭以上の役仰付られ候 元文元年十二月二十日(寄合並、御目見の次第) 享保三年十一月二十日(御番頭寄合日の事) (一八八九号文書と同文) 天明六年七月(寄合以上の惣名を大身分と改の事) 正徳二年十月三日(一所持・一所持格定、肝要帳) 天明六年七月二十五日(寄合以上の惣名を大身分と改 に進上と認むべき事) 元文三年十二月二十八日(殿付・様付の事、 (一所持家格の事) (大身分家格の事) (寄合に新家仰付られの事、 (与頭直触格式、与頭寄合の事) (寄合家格の事) (大身分格仰付られの事、落穂集) (忠治代寄合座体) 旧記雑録追録四(二〇〇一) 旧記雑録追録六(二三九七) 落穂集) 「薩陽落穂集」 「薩陽落穂集」 進物目録 御小姓与 九二二 一 九 九 五 四 九二三 九一 一九一〇 九〇二 一九〇九 九〇八 九〇九 九〇一 九〇三 九〇四 の 2 の 1 の 3 の 2 の 1 享保三年四月十一日(小番由緒、御馬廻は小番と書記 享保十三年二月十五日(代々新番家格) 元文二年七月六日(新番詰所の事) 天明四年九月(小番家の者、 建武二年二月晦日(内裏大番交名) 享保二年(一代小番の事) 天明八年三月十七日(馬稽古申渡の事) 天明六年十一月三日(小番・新番支配の事 天明四年九月(諸士・大番・小番・新番の唱、 天明四年六月(城下士、大番と唱の事) 寛保二年七月(鹿児島士、城下士と唱の事) (新番の事、落穂集) (朱書) (寄合衆と申す事、新安手簡) (大番・小番由来) (小番由緒) (騎馬数・騎馬高御尋の事、寛政上使御答書) (御小姓与・小十人・郷士まで大番格) (御馬廻の事、落穂集) 旧記雜録追録六(二四七九・二四八〇) 「薩陽落穂集 「薩陽落穂集 小役人勤の事 「新安手簡 是まで

天明五年八月十九日(与力同	一九四五	奥附士、広	一九三〇
天明四年三月(使同心の事、触番)	一九四四	安永九年七月二十七日(諸座付、与力と改の事)	一九二九
安永九年七月(足軽の事、同心)	一九四三	享保四年十一月十一日(御赦免士、座付士と改の事)	の 2
安永八年四月十六日(奥付足軽の事、広敷付足軽)	一九四二	(座付士、与力と改の事)	の 1
寛政四年十二月(足軽・同心、唱替の事)	一九四一		一九二八
(延宝四年御証文留、御道具衆の事)	の 2		与力
安永九年七月(足軽の事、同心)	の 1	享保二十年七月九日(外城衆中・座付士、高下の次第)	一九二七
	一九四〇	享保十年三月(衆中、浦人成願出の事)	一九二六
	足軽	(正徳三年辰(ママ)五月、附衆中新規取立禁止の事)	の 2
享保十一年二月二十七日(兵具所付士、養子の事)	一九三九	享保五年五月(附郷士)	の 1
(惣出仕・御祝儀事などの節の事)	一九三八		一九二五
天明七年七月十三日(両船手与力、以来与力同様の事)	の 2	(衆中の事)	の 2
二号文書と同文)		天明七年正月(郷土の事)	の 1
天明七年七月(与力、御小姓与より除候事)(一九三	の 1		一九二四
	一九三七		郷士
記の事)		天明七年七月(小十人頭、役格•賄料)	一九二三
天明七年三月(広敷用人支配は誰支配与力同心何某と	の 2	天明七年七月十二日(養子の定)	一九二二
天明六年八月(役名支配何某と記の事)	の 1	石以下は小十人組)(一九一九号文書と同文)	
(納戸奉行以下支配の与力同心・座付名記の事)	一九三六	天明七年七月十二日(御小姓与の二男以下別立、五十	一九二一
出の事)		天明七年七月十二日(小十人組新設)	一九二〇
酉六月十六日(諸座付の者、永代年季奉公・縁与の届	一九三五		小十人組
享保三年二月二十二日(諸座付赦免の法定の事)	一九三四	は小十人組)	
の事他)		天明七年七月(御小姓与の二男以下別立、五十石以下	一九一九
天明六年八月九日(諸座付の者、名札・帳付へ片書記	一九三三	(六与御小姓与人体・家部、文化四年改)	一九一八
天明七年七月十三日(与力、御小姓与より除候事)	一九三二	天明五年五月二日(大番格式、上下着用・手鑓の事)	一九一七
天明六年閏十月(御赦免者と唱・書付に致すまじき事) 96	一九三一	の通り)	

の事)

諸家家中士 諸家屋敷並役々 一九五八 九五四 九六一 九六〇 九五九 九五六 九五五 九五二 九四八 九六二 九五七 九五三 九五一 九五〇 九四九 の 2 の 1 元文二年四月(垂水・加治木・花岡・庄内・ 安永七年五月 宝永五年七月(家来の者抱えの事、札改条目 享保九年閏四月二十日(島津玄蕃へ家来へ肩衣着致さ 享保十年十一月(花岡仮屋守の事) 天明五年十二月(諸家留守居、諸役所へ直通禁止の事 享保九年四月(諸人用頼の事) 天明六年十二月 (上下着用定) 正徳元年十月三日(典厩仮屋、佐土原仮屋と書改の事) 某屋敷、仮屋守を留守居と改の事) 安永八年八月(広敷付足軽・御厩中間、着服の定) 元文二年四月十五日(島津玄蕃家来へ御目見仰付られ 天明七年九月三日(陪臣の家来、唱の事) せざる様申渡の事) 元文五年五月七日(島津左衛門家中、中抑の事) (一門四家家中土、札改条目) (本文に付、仰渡) (人家来・下人等、浦人成願出の事、御船手御規模) (内女・仕女の事) (中宿の御納戸付土・小者どもへ仰渡の 仮屋を何 軽キ者苗字並帯刀 歴代制度 一九六九 九七九 九七〇 九六八 九七七 九七三 九七二 九七一 九六七 九六六 九七六 九七五 九七四 の 1 の 2 の事) 明和七年五月二十七日(町人刀・脇差禁止の事) 天明三年四月(七島・三島、名字の事) (梶山在番所、足軽代へ名字付の事)

九六五 九六四 寛保二年十一月二十三日(諸家家来へ様・殿の字付の (落穂集) 「薩陽落穂集

九四七 九四六

安永八年七月(兵具付足軽他、上下着用の定) 天明五年十月(御鷹方・御鳥方定勤の与力・同心)

天明五年正月二十三日(肩書名字、書下に改の事) 巻之三十一

天明七年八月二十七日(一代鹿児島町人仰付られの事) 天明五年十二月 (一代名字免許) 明和八年卯正月十三日(勝手方申渡) 天明六年正月(名字付免許・鹿児島町人同前仰付られ 寅十二月十二日 (天明七寅年 (ママ)、一代名字免許、 (加治木町年行司、退役後名字の事) 札改条目

仰付られの事 天明六年正月(代々嫡子まで名字付免許・鹿児島町人 天明六年正月 (一世名字付免許) 寛政九年(十)二月(一代下町年寄格仰付られの事) 天明六年正月(代々名字付・一世帯刀免許の事

宝暦八年三月二十日(部当・弁指、名字付・鍔入脇差 **寛政六年二月(代々名字付免許)**

九八〇

一九九三 元文四年三月(忌中にても療治見廻苦しからざる事)	一九九二 安永七年閏七月(医師親疎無く見廻方致す事)	一九九一 元文六年二月十九日(医師長座致させざる事)	医家	令条記巻三十(四〇〇 天和三年二月二十六日)	一九九〇 天和三年二月二十三日(猿楽・絵師らへ刀無用の事他)	事、平山勘兵衛日帳)	一九八九 天和三年三月六日(坊主衆・役者・大工ら、刀さしの	名字仰付られの事他、喜界島帳留)	一九八八(三月十一日(通事稽古の喜界島与人へ一代外城衆中格・	一九八七 (大島・喜界島与人へ郷士格・名字免許の事)	事)	一九八六(宝暦八年五月二十九日(志布志町人へ片書名字免許の	一九八五(天明元年十月(脇差帯免許願出の事、志布志噯より)	の2 宝暦十一年二月二十四日(勝手方申渡)	の1(加治木年行司、書下名字願出の事)	一九八四	の2 二月三日(勝手方申渡)	字付願出の事、船奉行届)	の1(宝暦六年正月四日(串良柏原弁指・年行司より片書名)	一九八三	の事、内之浦噯届)	一九八二(宝暦八年三月十八日(部当・弁指、名字付・鍔入脇差)	の事、(志布志カ)噯届)	一九八一 宝曆八年三月十四日(部当•弁指、名字付•鳄入脇差	の事、濱之市年行司届)
二〇一一 天明三年四月(七島・三島横目へ書下名字の事)	り御祝儀・進上物の事)	二〇一〇 延享四年九月十日(御家督・御隠居に付、七島郡司よ	の事)	二〇〇九 明和元年三月十二日(七島郡司・浦役兼役横目、名字	二〇〇八 享保三年閏十月(琉球冠船の節、七島郡司名代の事)	二〇〇七 延享四年九月十一日(七島郡司名字・帯刀の事)	七島郡司•横目 三島座敷横目	二〇〇六 (渡海大島附役、自分抱え療医召列の事)	二〇〇五 寛政四年九月 (合薬商売の事)	二〇〇四 安永七年五月十一日(医道稽古のため与方暇申出の事)	事)	二〇〇三 明和五年十二月二十五日(島方へ頼越候医師御暇願の	り医師雇下の願)	二〇〇二 延享二年閏十二月十三日 (屋久島・口之永良部島中よ	二〇〇一 明和八年八月二十四日(奥医師・表医師、昼夜番の事)	二〇〇〇 (安永四年)九月九日(表寄番医師は帳付までの事)	儀申上の事)	一九九九(安永四年八月(表・奥寄番医師勤めの外城衆中、御祝	は寄番医師と唱の事)	一九九八 享保十一年七月(鹿児島士は医師、座付士・外城衆中	一九九七 安永二年五月(士医師、刀大小帯は城下士ばかりの事)	旧記雑録追録六(一〇四五の2)	一九九六(安永二年五月(士医師刀大小帯の事)	一九九五 天明六年十月二十日(奥医師座順の事)	一九九四 天明五年二月二十九日(医師帯刀の事)

御触書天明集成 (三〇四一 明和六丑年正月)		宝暦四年四月十八日(硫黄島熊野権現社頭取御目見の	10114
明和六年二月二十一日(上方筋百姓強訴取鎮召捕の事)	1080	延享四年十月(七島郡司、御逝去御機嫌伺の事)	1015
明和七年八月六日(公餞仰渡、高札の事)	の 2	替の御祝儀申上の事)	
御触書天明集成(三〇一九 明和七寅年四月)		元文二年十月十六日(七島郡司より益之助様中剃・名	三三五
明和七年十月(百姓徒党禁止の事)	の 1	享保十六年九月(七島郡司、御目見は麦方へ願出の事)	1012
	二〇三九	申上の事)	
禁止の事)		享保十五年八月(年貢上納の七島郡司、年頭他御祝餞	1101111
(明和七年)五月二十五日(馬牽の者身分不相応脇指	1011	仰付られの事)	
(庭訓抄)	110三七	享保九年九月(七島郡司の内五島の郡司へ通掛御目見	110111
	百姓	享保十五年(七島郡司、御出座の序御目見願出の事)	11011
宝暦五年八月七日(太守逝去、七島郡司御機嫌伺の事)	1011	行同名に付名替願出の事)	
の事)		享保三年八月二十五日(七島諏訪ノ瀬郡司、支配船奉	110110
(宝暦三年)十月八日(ロ之島郡司浦役兼役仰付られ	三〇三五	正徳六年(黒島横目へ書下名字免許の事)	二〇一九
酉十月九日(中之島郡司名替願)		延享元年十月(七島郡司身分の事)	三01人
十月五日(勝手方申渡)	の 2	天明六年七月三日(黒島社家、名字付願)	101七
宝暦三年九月二十五日(ロ之島郡司病死代役願出の事)	の 1	事)	
	11011111	天明二年八月二十二日(七島郡司・三島庄屋ら格式の	<u> </u>
事)		七月(七島郡司進上目録)	の 3
宝暦十三(十四カ)年閏十二月朔日(進上物・目録の	1101111	七月(家老申渡)	の 2
未九月二十一日(五島郡司御目見の事)	110111	より進上物の事)	
糺方の事)		天明二年六月十五日(茂姫様御祝儀に付、七島・三島	の 1
宝暦十三年七月五日(七島郡司御祝儀に付、用人より	110110		三〇二五
の事)		明和七年八月(七島由緒)	二〇 四
(宝暦六年亥(ママ)九月十五日、家督に付、御祝儀	二〇三九	明和八年九月七日(七島郡司御目見の事)	1101 =
(宝暦六年亥(ママ)八月二十二日、御祝儀の事)	三〇三人	の事)	
願)		安永二年八月二十六日(道之島与人・七島郡司御目見	1011

延宝五年十月六日(定水主、在郷の女と縁組の事、寛	二〇六七 の1	(浦浜町屋敷所持の者、名頭と唱の事)享保十年十月六日(門支配替の事)	二〇五二
除証文の事)		寛政十二年(百姓家分の事他、札改条目)	三〇五一
元文三年四月二十九日(宗門手札改に付、船手付の者	二〇六六	(門屋敷・名頭・名子の事)	二〇五〇
(船手付手札の女縁組の事、御船手御規模)	二〇六五	4子	門屋敷名頭名子
(船頭は名字付、定水主は無名字の事他、札改条目)	二〇六四	(何方の支配にも付かざる者は百姓の事、札改条目)	二〇四九
禁止)		安永六年(申渡)	の 2
万治二年正月二十七日(定水主鹿児島中歩行、刀指は	二〇六三	御触書天明集成 (三〇一四 安永六酉年五月)	
足軽へ互の縁組免許の事)		様人数糺の事)	
元禄十二年三月二十七日(諸家中・御小者・御中間・	二O大二	安永六年五月(在方村々より奉公出、耕作差支え無き	の 1
元禄十一年九月(百姓と縁組禁止の事)	<u> </u>		二〇四八
正徳三年五月六日(百姓と縁組禁止の事)	二 〇 六 〇	安永八年六月(百姓脇差帯禁止の事)	二〇四七
(享保十年)十一月二日(勝手方申渡)	の 3	御触書寛保集成(二六〇二 貞享四卯年四月)	
船奉行より尋の事)		貞享四年五月(質地年貢の事、田畑永代売買禁制の事)	
享保十年十月三十日(諸事御用の節、定水主袴着用、	の 2	寛政元年閏六月二十四日(飫肥領にて強訴風聞の事)	二〇四五
正徳三年十月二十七日(定水主袴着用禁止の事)	の 1	明和八年八月二十八日(子殺し禁制の事)	
	二〇五九	旧記雑録追録六(五五六の3 明和六年丑二月)	
戌五月二日(勝手方申渡)	の 2	御触書天明集成(三〇四三 明和六丑年二月)	
より願出)		主より人数を出す事)	
宝永三年四月十九日(船手付の者永代暇の事、船奉行	の 1	(明和六年)四月(遠国百姓徒党・強訴の節は最寄領	
	二〇五八	は早々申出の事)	
享保五年正月二十二日(百姓成御免の事)	二〇五七	(明和六年)四月(公儀仰渡に付、隣国強訴の取沙汰	
(船手惣人数与力以下、文化元年改)	二〇五六	御触書天明集成(三〇四二 明和六丑年二月)	
(船手付人数、文化元年改)	二〇五五	置の事)	
	御船手附	明和六年四月朔日(諸国百姓願の筋に付徒党の者へ仕	
(鹿児島町人名頭名字付御免の事他、札改条目)	二〇五四	旧記雑録追録六(五五六の2)	

	寺門前者	寛政十二年四月(養女願)	二0人0	_
(氏の字免許の事他、札改条目)	二〇九三	寛政十二年四月二十八日(養女願)	二〇七九	_
	苗代川人	寛政十二年四月十六日(養子願)	二〇七八	Н
(金山町人御目見由緒の事、享和三年書出)	二〇九二	三月二十六日(願の通り仰付られの事)	の 2	~,
	金山町人	寛政十二年三月二十四日(他浦へ養子出の願)	の 1	
(二〇六八号文書と同文)			二0七七	
(宝暦四年)二月二十四日(本文願取揚無き事、朱書)	の 2	(安永五年)十一月四日(年季暇免証文渡方の事)	二〇七六	
宝暦三年五月十六日(本琉球より子札免許願出の事)	の 1	安永五年十一月四日(免証文、年季暇)	二〇七五	
	二〇九一	久見崎向後見合帳)		
(落穂集) 「薩陽落穂集」	二〇九〇	安永五年十月二十六日(年季暇申出の筋、船奉行問合、	二〇七四	
五四号文書と同文)		六月晦日(勝手方申渡)	の 3	
(浦浜人は百姓同前無名字の事他、札改条目)(二〇	二〇八九	六月二十七日 (船奉行届)	の 2	
出生の子召呼、子分願出の事、札改帳)		明和二年六月二十七日(永代暇願)	の 1	
安永四年閏十二月二十日(諸所船持船頭水主、島にて	二〇八八		110七三	
明和四年(下町人免許)	二〇八七	(永代暇願、明和三年伺留)	1041	
元文二年 (諸家家来免許)	二〇八六	宝曆五年亥七月(勝手方申渡)	の 2	
(足軽成免許の事、元文四年御証文)	二〇八五	亥七月二十一日(永代暇願)	の 1	
(浦浜町縁組、御船手御規模)	二〇八四		10七1	
	浦浜町	年季暇御免の事)		
五月三日(船手証文)	の 2	元禄十二年三月二十七日 (御船手付手札男女、縁組•	1040	
寛政三年四月二十六日(他浦より養子入の事)	の 1	(船手付へ召入れの願)	二〇六九	
	10人三	(宝暦四年)二月二十四日(本文願取揚無き事、朱書)	の 2	
四月晦日(船手証文)	の 2	宝暦三年五月十六日(本琉球より子札免許願出の事)	の 1	
寛政十二年三月十一日(養子願)	の 1		二〇六 八	
	二 〇 八 二	延宝五年十月八日(定船頭・定水主諸奉公の事)	の 2	
寛政十二年三月十一日(養子願)	<u>=0</u>	文十年日帳の写)		

の1(文化十年三月(盲人支配、人別改の事)	二一〇三 (座頭官位の事、前々太平記)	の2 酉正月五日 (家老申渡)	御触書天明集成 (三一九一 安永五申年十一月)	校の支配たるべき事)	の1(安永五年十一月(琴三味線・針治導引渡世の盲人、検	111011	二一〇一 (札改条目)	平家座頭地神盲僧	二一〇〇 寛政七年四月(札改条目)	網差	二〇九九 (落穂集) 「薩陽落穂集」	の3 七月十八日(申渡の事)	の2 七月十六日(寺社奉行申出)	の事)	の1 享保十四年六月十一日(南泉院門前に水主役仰付られ	二〇九八	の3 (宝暦十四年)二月二十日(申渡の事)	の2 十二月九日(寺社奉行申出)	の1 (宝暦十三年)十二月五日(門前地免許の願)	二〇九七	二〇九六 天明六年七月(縁組免許、札改条目)	二〇九五 寛政十二年七月(入縁組免許、札改条目)	二〇九四 (寺門前は無名字の事、札改条目)
			二一一〇 天明七年七月(御能役者格式・身分定)	御能役者	の2 寛政三年五月十八日(家老申渡)	御触書天保集成 (五五二五 寛政三戌年四月)	事)	の1 寛政三年四月(陰陽道職業輩は土御門家支配たるべき	二〇九	陰陽巫祝	の2 安永七年十一月二十一日(家老申渡)	御触書天明集成(三〇六五 安永七戌年十月)	の1(安永七年十月(穢多・非人の不法取締の事)	二O/	苦は穢多と唱の事)	二一〇七 天明四年七月二十七日(慶賀・穢多村へ縁組の事、死	札改条目)	二一〇六 寛政十二年八月(慶賀・穢多・行脚手札横印の事他、	慶賀穢多行脚者	令条記巻二十六 (三三五)	老対談の上、定の条々)	二一〇五 寛文十二年七月十一日(座頭配当場作法に付、検校十	の2 五月二日(家老申渡)

顧 史料編さん 問 室調査史料室 編資 学芸専門員 鹿児島県歴史資料センター黎明館 員査 長 員 民俗博物館館長国立歴史 梶 高 上 林 大 日 三 原安 尚古集成館前館長 鹿児島大学名誉教授 原村 吉 Щ 永 千 和 郁 正 喜 弘 夫 守 鶴文 匡 豊中 堂 宮 山晋 五 芳 宮 石 岡 原 味 上 田 地 尊 あ 尚 哲 克 即 Œ 英 け 子 み 郎 哉 夫 正 人

鹿児島県史料

薩摩藩法令史料集二

平成17年1月11日 印 刷 平成17年1月31日 発 行

非 売 品

編 集 鹿児島県歴史資料センター黎明館 発 行 鹿 児 島 県

印刷所 株式会社 ぎょうせい